

高梁市一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月

高 梁 市

目 次

第1章 計画改訂の趣旨	1-1
1.1 計画改訂の背景と目的	1-1
1.2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け	1-1
1.3 計画対象区域	1-2
1.4 計画の適用範囲	1-2
1.5 計画目標年度	1-3
第2章 高梁市の地域特性	2-1
2.1 自然的特性	2-1
2.2 社会的特性	2-3
2.3 関連計画等	2-7
第3章 ごみ処理基本計画	3-1
3.1 ごみ処理の現状	3-1
3.2 人口及びごみ排出量の将来予測	3-36
3.3 ごみ処理に係る課題	3-44
3.4 ごみ処理に係る目標	3-46
3.5 基本方針	3-47
3.6 ごみの排出抑制・再資源化のための取組	3-49
3.7 収集運搬計画	3-64
3.8 中間処理計画	3-65
3.9 最終処分計画	3-68
3.10 その他ごみ処理に関し必要な事項	3-69
第4章 生活排水処理基本計画	4-1
4.1 生活排水処理の現状	4-1
4.2 生活排水処理の課題	4-7
4.3 生活排水処理に係る目標	4-7
4.4 基本方針	4-8
4.5 処理形態別人口の将来予測	4-8
4.6 生活排水の処理計画	4-10
4.7 し尿及び汚泥の処理計画	4-10
4.8 最終処分計画	4-13
4.9 その他処理に関し必要な事項	4-13

第 1 章 計画改訂の趣旨

1.1 計画改訂の背景と目的

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）第 6 条第 1 項で策定が規定されている一般廃棄物処理に係る計画であり、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなります。

高梁市（以下、「本市」という。）では、ごみ処理においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会の形成に向けた取り組みを進めており、また、生活排水処理では、生活排水処理施設の一層の整備促進に努めるとともに、発生源対策や啓発事業などを市民・事業者・行政が一体となって推進しているところです。

本計画は、市民・事業者・行政が一体となった総合的かつ計画的な事業展開の指針となる今後の一般廃棄物処理行政の方針と手順を定めるものであり、循環型社会と低炭素社会の形成に向けた統合的な取り組みを進め、同時に環境面から、本市の都市像として掲げる「健幸都市 たかはし」の実現を目指していくものです。

なお、本計画は、平成 23 年度に策定し、令和 2 年度に計画目標年度を迎えた前計画における目標達成状況等を検証するとともに、上位計画である高梁市総合計画及び高梁市環境基本計画との整合性を図り、計画期間も含め改訂したものです。

1.2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画と関連計画・法律との関係は、図 1-1 示すとおりです。

本計画は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、その他の関連計画との整合性の図られたものとします。

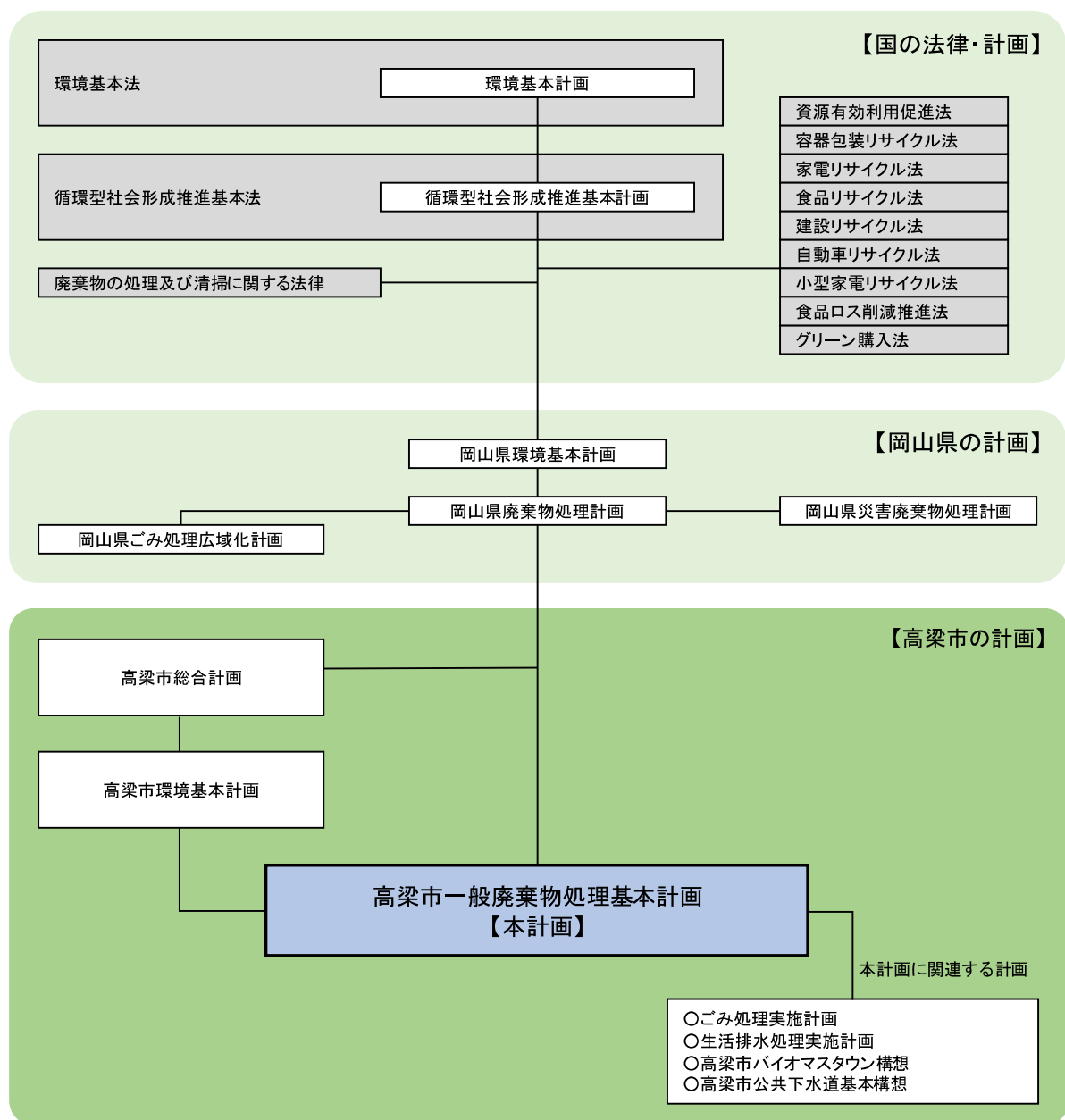


図 1-1 本計画と関連計画・法律との関係

1.3 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

1.4 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、図 1-2 に示すとおりです。

一般廃棄物処理基本計画では、当該区域内で発生する一般廃棄物を対象とします。一般廃棄物は、産業廃棄物以外のごみを示し、大きく固形状のもの（ごみ）と液状のもの（生活排水）に分けられます。

ごみ処理基本計画では、固形状のもの（ごみ）として、家庭から排出されるごみ、事業所から排出されるごみ、特別管理一般廃棄物を対象としています。特別管理一般廃棄物は、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物を示します。

液状のもの（生活排水）については生活排水処理基本計画において、基本的な処理方針を定めます。

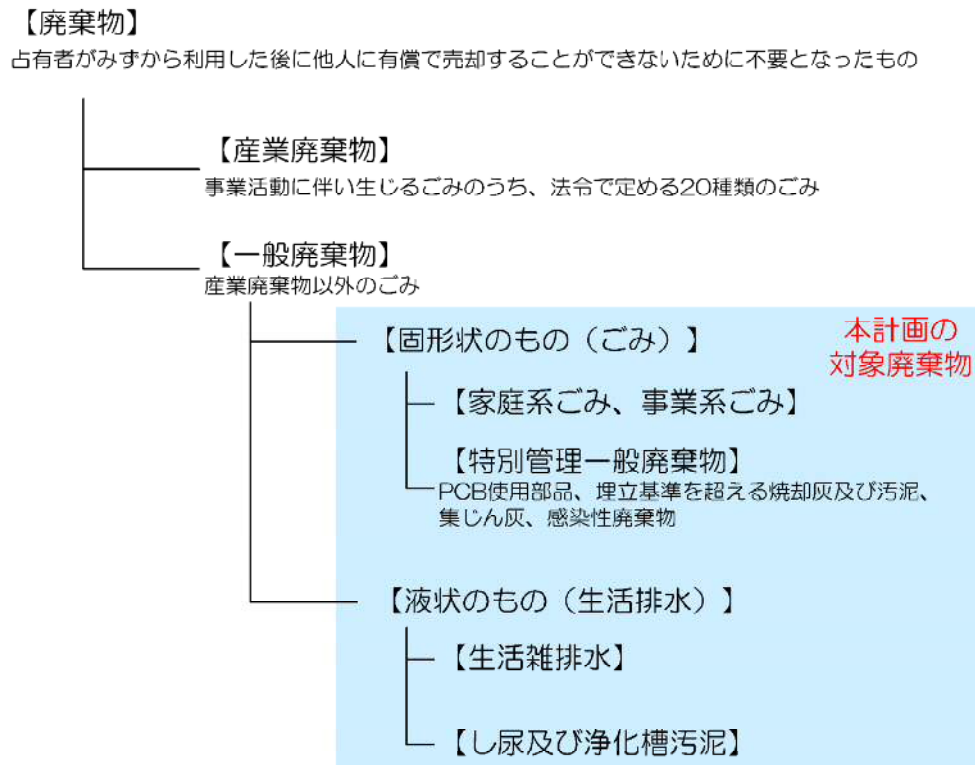


図 1-2 本計画の適用範囲

1.5 計画目標年度

1.5.1 計画対象期間

本計画の対象期間は、令和3年度～令和12年度までの10年間とします。

1.5.2 計画目標年度

本計画の目標年度は、10年後の令和12年度とします。また、5年後の令和7年度を中間目標年度とし、計画の見直しを行います。

第 2 章 高梁市の地域特性

2.1 自然的特性

2.1.1 位置及び地勢

本市は、岡山県の中西部に位置し、東は吉備中央町、西は広島県神石高原町、北は新見市、真庭市、南は総社市、井原市に隣接しています。面積は 546.99km² で県土の 7.7%を占めています。

市域は東西に 35km、南北に 30km とやや東西方向に長く、総面積の約 80%は山林です。

市の東部を一級河川である高梁川が、北西部を成羽川が貫流し、市街地のやや下流で合流しています。河川沿いの一部に平坦地がありますが、その他は吉備高原特有の台地上の地形を成す標高 300m から 500m の山間地帯です。

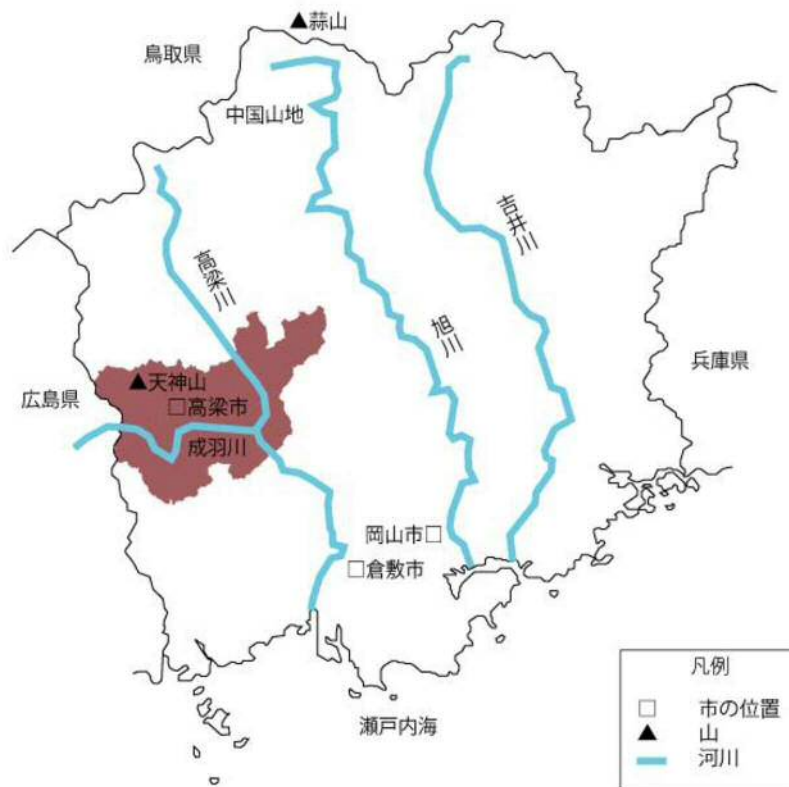


図 2-1 本市の位置

出典：高梁市歴史的風致維持向上計画（高梁市、平成 26 年 5 月）

2.1.2 気象

気象は、図 2-2及び表 2-1に示すとおりです。

本市の気候は瀬戸内式気候に属し、年間を通じて天気や湿度が安定しています。また、1年を通じて霧の発生が多いのが特徴です。平成31年（令和元年）の年平均気温は15.0℃、年間降水量は956.5mm、平均風速は1.4m/sとなっています。

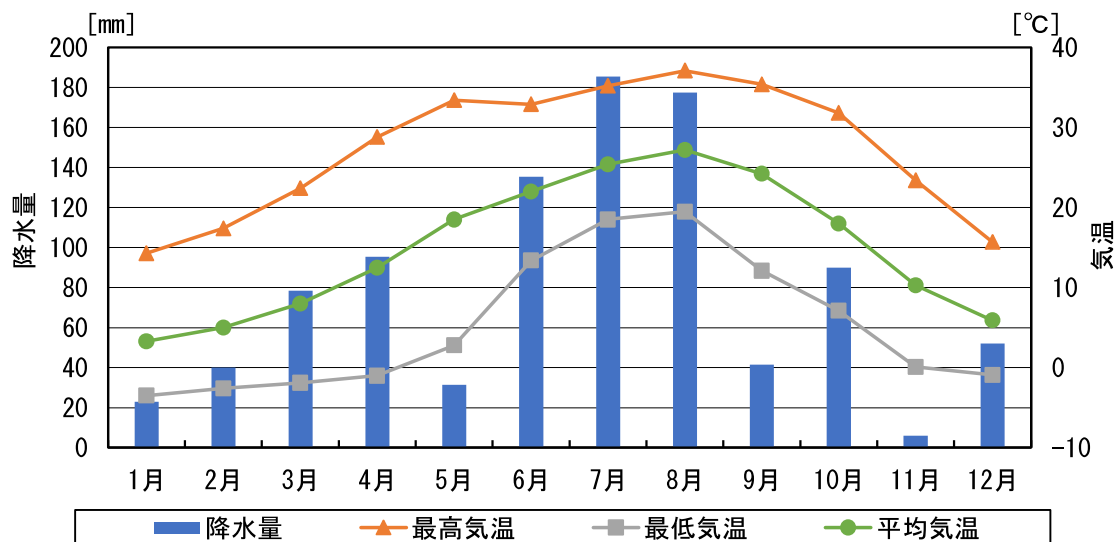


図 2-2 本市の降水量等（平成 31 年 1 月～令和元年 12 月）

出典：気象庁（高梁地域気象観測所の気象データ）

表 2-1 本市の気象（高梁地域気象観測所）

	最高气温	最低气温	平均気温	降水量	平均風速	最大風速	
	[℃]	[℃]	[℃]	[mm]	[m/s]	[m/s]	
平成 27 年	37.7	-4.8	14.6	1345.5	1.3	9.2	
平成 28 年	38.1	-8.3	15.2	1496.5	1.3	9.2	
平成 29 年	36.2	-4.6	14.2	1382.0	1.2	8.0	
平成 30 年	38.7	-7.8	14.8	1611.5	1.3	12.1	
平成 31 年（令和元年）	37.1	-3.5	15.0	956.5	1.4	11.0	
	1 月	14.3	-3.5	3.3	23.0	1.0	6.2
	2 月	17.4	-2.6	5.0	40.0	1.2	6.4
	3 月	22.4	-1.9	8.0	78.5	1.4	7.3
	4 月	28.8	-1.0	12.5	95.5	1.6	8.1
	5 月	33.4	2.8	18.5	31.5	1.6	7.0
	6 月	32.9	13.4	22.0	135.5	1.5	6.6
	7 月	35.2	18.5	25.4	185.5	1.2	5.5
	8 月	37.1	19.5	27.2	177.5	1.6	7.1
	9 月	35.4	12.1	24.2	41.5	1.6	11.0
	10 月	31.8	7.1	18.0	90.0	1.4	9.5
	11 月	23.4	0.1	10.3	6.0	1.2	6.1
	12 月	15.7	-0.9	5.9	52.0	1.0	6.9

出典：気象庁（高梁地域気象観測所の気象データ）

2.2 社会的特性

2.2.1 人口等

(1) 総人口及び世帯数

総人口及び世帯数の推移は、図 2-3 に示すとおりです。

平成 27 年度以降の総人口及び世帯数は、減少傾向で推移しており、令和元年 9 月末現在の総人口は 30,259 人、世帯数は 14,539 世帯となっています。

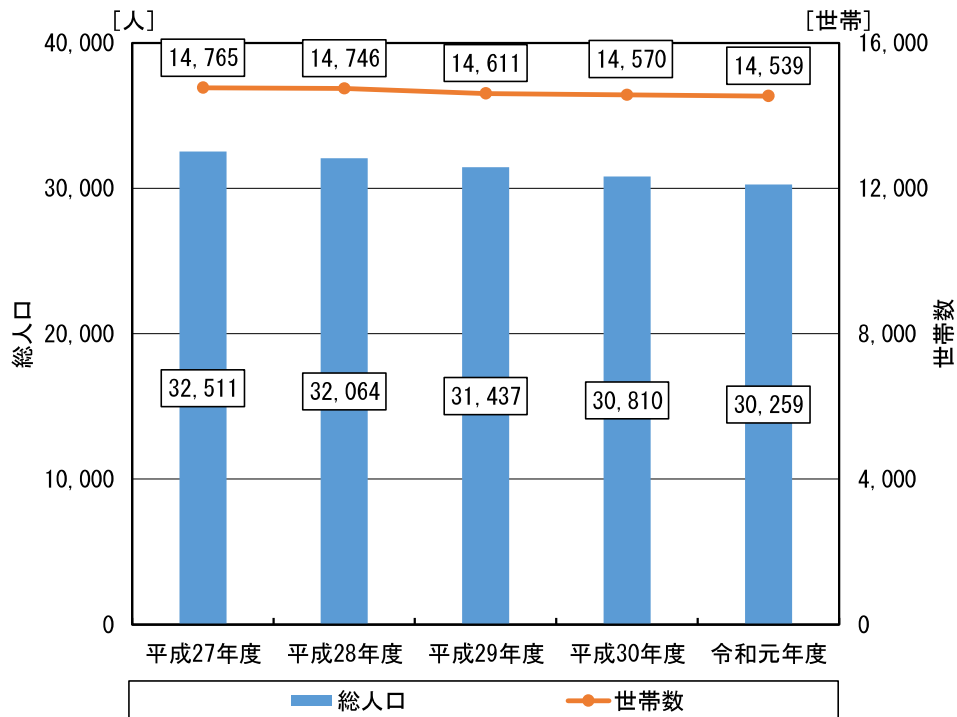


図 2-3 総人口及び世帯数の推移

出典：高梁市ホームページ「高梁市の人口と世帯数」（各年度の 9 月末時点の人口）

(2) 年齢構成

本市の年齢構成は表 2-2～表 2-3 及び図 2-4～図 2-5 に示すとおりです。

本市における年齢構成は、平成 22 年度から平成 27 年度にかけて男性、女性ともに 65 歳以上の老年人口の割合が増加傾向にあることから、高齢化が進んでいます。

表 2-2 年齢構成

年齢	平成 22 年度			平成 27 年度		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0～4 歳	548	478	1,026	414	415	829
5～9 歳	612	538	1,150	527	477	1,004
10～14 歳	612	641	1,253	628	532	1,160
15～19 歳	1,014	864	1,878	789	797	1,586
20～24 歳	1,152	983	2,135	960	781	1,741
25～29 歳	694	625	1,319	661	497	1,158
30～34 歳	727	700	1,427	630	583	1,213
35～39 歳	783	779	1,562	718	672	1,390
40～44 歳	741	721	1,462	773	776	1,549
45～49 歳	867	815	1,682	756	725	1,481
50～54 歳	1,077	1,051	2,128	885	809	1,694
55～59 歳	1,369	1,209	2,578	1,087	1,054	2,141
60～64 歳	1,421	1,343	2,764	1,338	1,205	2,543
65～69 歳	1,020	1,235	2,255	1,374	1,335	2,709
70～74 歳	1,045	1,384	2,429	939	1,180	2,119
75～79 歳	1,147	1,578	2,725	925	1,282	2,207
80～84 歳	985	1,550	2,535	884	1,393	2,277
85～89 歳	511	1,031	1,542	604	1,179	1,783
90～94 歳	151	517	668	232	643	875
95～100 歳	36	140	176	45	185	230
100 歳以上	8	22	30	9	34	43
不詳	183	56	239	235	108	343
計	16,703	18,260	34,963	15,413	16,662	32,075

出典：国勢調査（平成 22 年度、平成 27 年度）

表 2-3 年齢区分別の人口と割合

年齢 区分	男性				女性			
	2010 年 (平成 22 年)		2015 年 (平成 27 年)		2010 年 (平成 22 年)		2015 年 (平成 27 年)	
	人口 [人]	割合 [%]	人口 [人]	割合 [%]	人口 [人]	割合 [%]	人口 [人]	割合 [%]
年少人口 (0～14 歳)	1,772	10.7	1,569	10.3	1,657	9.1	1,424	8.6
生産年齢人口 (15～64 歳)	9,845	59.6	8,597	56.6	9,090	49.9	7,899	47.7
老年人口 (65 歳以上)	4,903	29.7	5,012	33.0	7,457	41.0	7,231	43.7
合計	16,520	100.0	15,178	100.0	18,204	100.0	16,554	100.0

出典：国勢調査（平成 22 年度、平成 27 年度）

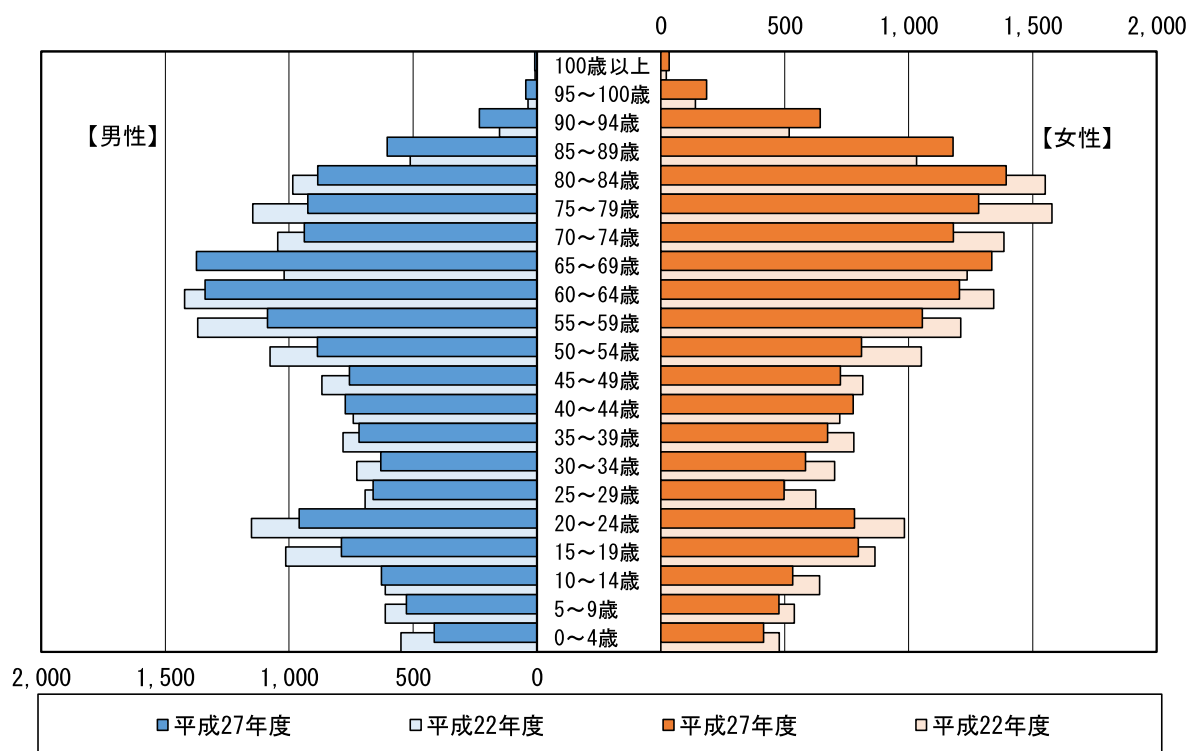


図 2-4 年齢構成

出典：国勢調査（平成22年度、平成27年度）

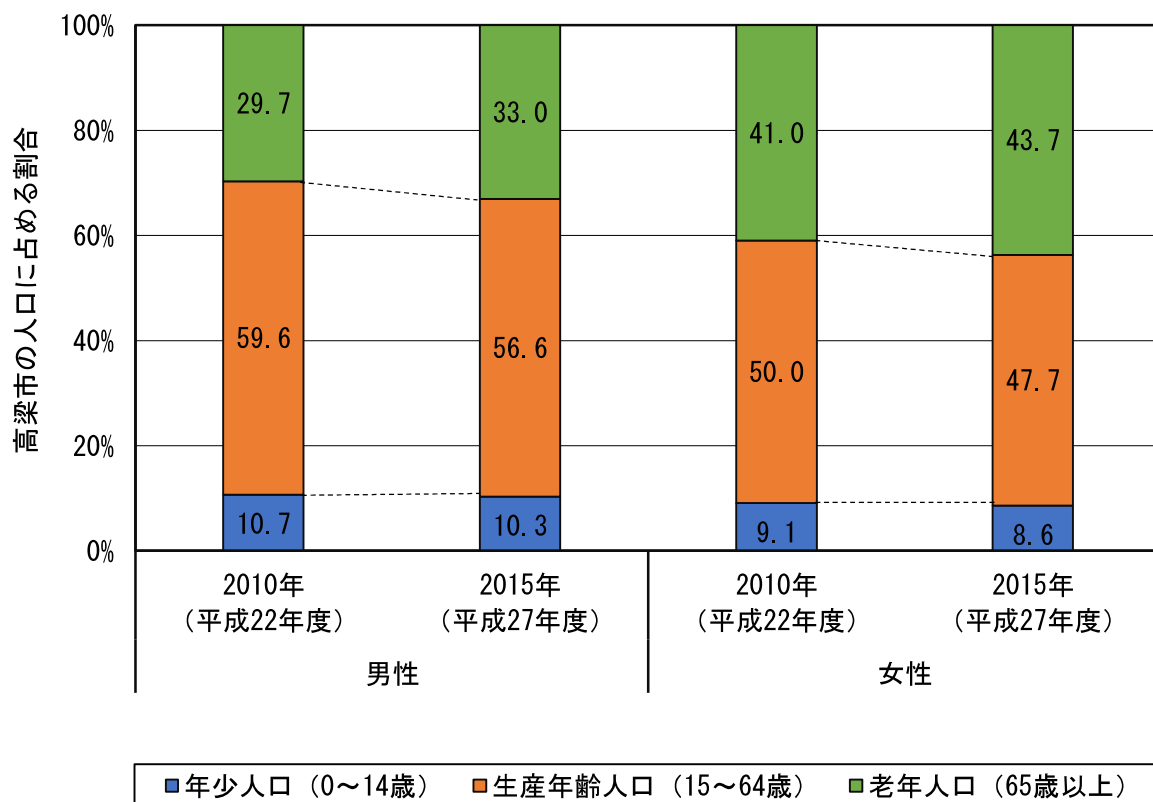


図 2-5 年齢区分別の割合

出典：国勢調査（平成22年度、平成27年度）

2.2.2 産業構造

本市の産業構成は、表 2-4 に示すとおりです。

割合の高い産業は、平成 22 年及び 27 年において第 3 次産業であり、約 6 割程度となっています。第 3 次産業の中では、卸売・小売業や医療、福祉の割合が高くなっています。

表 2-4 産業構成

		平成 22 年		平成 27 年	
		就業者数	構成比	就業者数	構成比
		(人)	(%)	(人)	(%)
	農林業	2,515	15.9	1,872	12.8
	漁業	1	0.0	2	0.0
	第 1 次産業計	2,516	15.9	1,874	12.8
	鉱業、砕石業、砂利採取業	36	0.2	30	0.2
	建設業	1,131	7.2	1,061	7.3
	製造業	3,385	21.4	3,270	22.4
	第 2 次産業計	4,552	28.8	4,361	29.9
	電気・ガス熱給水道業	86	0.5	99	0.7
	情報通信業	50	0.3	58	0.4
	運輸業、郵便業	713	4.5	649	4.4
	卸売・小売業	2,030	12.9	1,774	12.2
	金融・保険業	221	1.4	187	1.3
	不動産業、物品貸借業	135	0.9	127	0.9
	学術研究、専門・技術サービス業	149	0.9	145	1.0
	宿泊業、飲食店サービス業	692	4.4	647	4.4
	生活関連サービス業、娯楽業	499	3.2	392	2.7
	教育、学習支援業	733	4.6	665	4.6
	医療、福祉	1,930	12.2	2,119	14.5
	複合サービス事業	246	1.6	314	2.2
	サービス業	668	4.2	654	4.5
	公務	575	3.6	535	3.7
	第 3 次産業計	8,727	55.3	8,365	57.3
	合計	15,795	100.0	14,600	100.0

出典：国勢調査（平成 22 年度、平成 27 年度）

2.2.3 土地利用

平成 30 年現在の本市の総面積は、546.99km²です。また、民有地（404.97km²）の地目別民有地面積は、表 2-5 に示すとおりです。

山林の占有率が最も高く、次いで田、畑となっており、全体の約 90%を山林と農地が占めています。

表 2-5 地目別民有地面積（平成 30 年 1 月 1 日現在）

地目	面積 [m ²]	占有率 [%]
田	24,550,300	6.1
畑	19,608,100	4.8
山 林	334,629,600	82.6
宅 地	8,991,300	2.2
原野	17,194,900	4.2
土地計	404,974,200	100.0

出典：平成 30 年岡山県統計年報

2.3 関連計画等

2.3.1 高梁市総合計画の概要

【計画策定の趣旨】

本市では、平成 16 年 10 月の 1 市 4 町合併時に策定した「新市まちづくり計画」を基礎とし、より具体的で実効性の高いまちづくりを展開するため、平成 22 年 3 月に「高梁市新総合計画」を策定し、「ひと・まち・自然にやさしい高梁」を都市像として掲げ、施策を推進してきました。

また、平成 28 年 1 月には人口減少対策・地方創生に特化した「高梁市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、これまで国に先駆けて実施してきた人口減少対策のさらなる推進や、活力ある地域社会の構築に向けた本格的な事業に取り組んできたところです。

しかしながら、人口減少・少子高齢化に歯止めがかからないなか、「平成 30 年 7 月豪雨災害」からの復旧・復興や地域防災力の強化など「高梁市復興計画」の着実な推進に加え、世界規模で蔓延している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や地域経済への対応が求められています。また、「Society5.0^{注1)}」時代の到来、外国人市民の増加による「多文化共生社会^{注2)}」の実現など、本市を取り巻く環境の変化により解決すべき課題が拡大しています。

こうした状況の変化を踏まえ、人口減少下においても将来に希望を持ち、誰もが健康で心豊かに暮らし続けられる地域社会の実現をめざし、中長期的な視点に立って総合的かつ

計画的にまちづくりを進めていくため、令和 3 年度を初年度とする新たな総合計画を策定するものです。

注 1) Society5.0 とは、AI（人工知能）、ロボット、IoT（Internet of Things）などの先端技術を産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心の社会のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）といった人類がこれまで歩んできた社会に次ぐ第 5 の新たな社会を、デジタル革新、イノベーションを最大限活用して実現するという意味で「Society5.0（ソサエティー5.0）」と名付けられた。

注 2) 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会のこと。

【計画の役割】

高梁市総合計画は以下の役割を果たします。

- (1) 本市の市政全般における最上位計画としての役割を果たし、将来のめざすべき姿を描く基本構想と、その実現に向けた基本計画（総合戦略）という 2 つの性格を併せ持つものとします。
- (2) 市民と行政がともにつくる「まちづくりのための行動指針」であり、計画的なまちづくりの達成状況を測る「進行管理のものさし」の役割を果たします。

【計画の期間】

基本構想 令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間

基本計画 前期：令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

後期：令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

実施計画 3 年間とし、毎年度の見直しを行います。

【めざす方向性】

基本方針 1 地域産業・地域資源を活かした活力あるまち

基本方針 2 美しい自然環境と快適な生活基盤が調和した安心・安全のまち

基本方針 3 心のつながりを大切に支え合い助け合う健康のまち

基本方針 4 たくましく豊かな心を未来へつなぐ学びのまち

基本方針 5 多様な主体との連携・協働による持続可能なまち

【廃棄物の減量化等について】

廃棄物の減量化等については、基本方針 2 において「ごみの適正な分別及び排出に取り組み、廃棄物の減量化や資源化等循環型社会の形成を促進します。」と記載されています。

2.3.2 高梁市バイオスタウン構想の概要

バイオスタウンのイメージは、図 2-6 に示すとおりです。

本構想では、地域の特性を生かし、「地域環境と共生した農林業及び観光で生きがいを持って働き続けるしくみづくり」、「環境産業の振興が福祉につながり、しかも持続可能なまちづくり」を目指しています。また、持続可能なまちづくりの基盤となる農林業等からの再生可能な有機性資源（バイオマス）を、人的・知的資源である大学や福祉等と連携し利活用することによって、環境福祉産業へと発展させるための社会システムの構築を目指します。

さらに、バイオマスを利活用することにより地域環境の整備、ごみ減量化及び循環型社会の実現も期待できると考えます。

以上をふまえ、本構想の基本理念を「環境福祉バイオスタウンたかはし」とし、その実現に向けて、「農業プロジェクト」・「森林保全プロジェクト」・「観光プロジェクト」・「大学プロジェクト」・「小学校プロジェクト」の 5 つのプロジェクトについて、地域や学校、福祉施設等との連携を図りながら推進していきます。

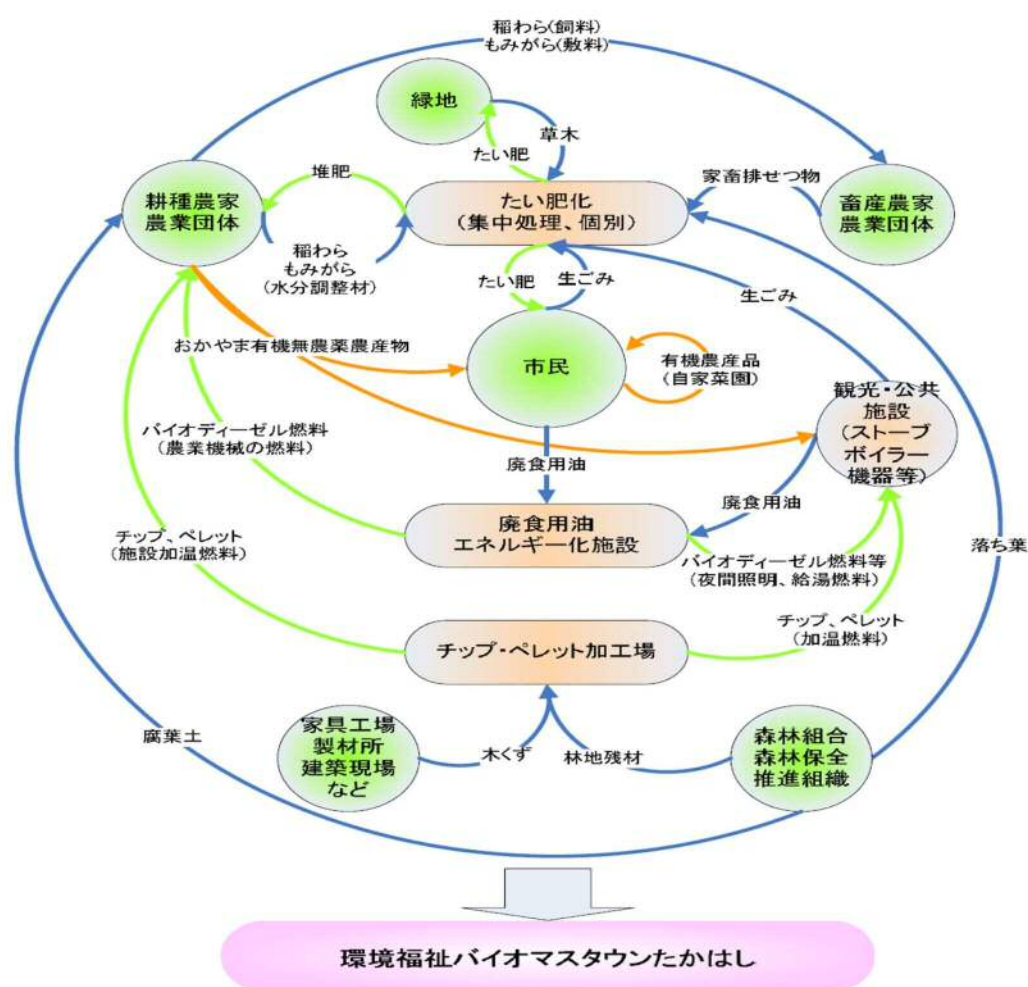


図 2-6 バイオスタウンのイメージ

第 3 章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状

3.1.1 ごみ処理の流れ

一般廃棄物処理施設の位置は図 3-1、ごみ処理の流れは図 3-2 に示すとおりです。

本市では、高梁地域事務組合のクリーンセンターにおいて、ごみ及びし尿・浄化槽汚泥の処理を行っています。

燃やせるごみは、焼却施設で焼却処理し、焼却後に発生する焼却残渣は一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

燃やせないごみは、事前選別を行った後、粗大ごみ処理施設で破碎・選別し、可燃残渣は焼却施設で焼却処理しています。また、資源物（鉄、アルミ、ステンレス等）は資源化、不燃残渣は一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

資源ごみは、リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包し、ストックヤードに保管後、引取業者や指定法人に引き渡しています。



図 3-1 一般廃棄物処理施設の位置図

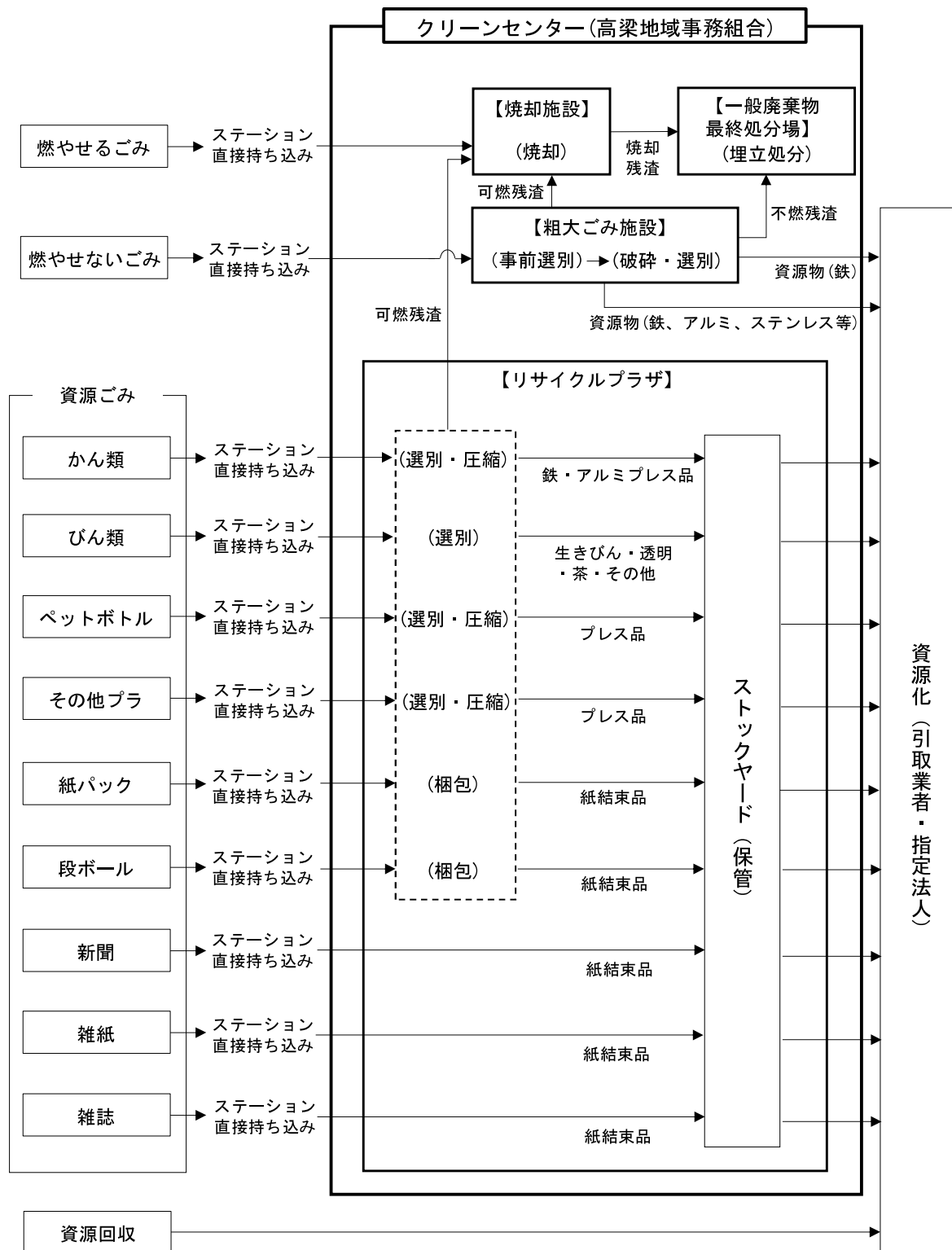


図 3-2 ごみ処理の流れ

3.1.2 ごみ排出量の推移

(1) 総排出量

ごみの総排出量の推移は、図 3-3～図 3-4 及び表 3-1 に示すとおりです。

総排出量は減少傾向にあり、平成 22 年度は 11,719t/年、令和元年度は 11,285t/年となっています。なお、平成 30 年度については、平成 30 年 7 月豪雨で高梁地域事務組合のクリーンセンターが被災し、一時的に稼働停止していたことから、他の年度に比べ総排出量が数値上少なくなっています。

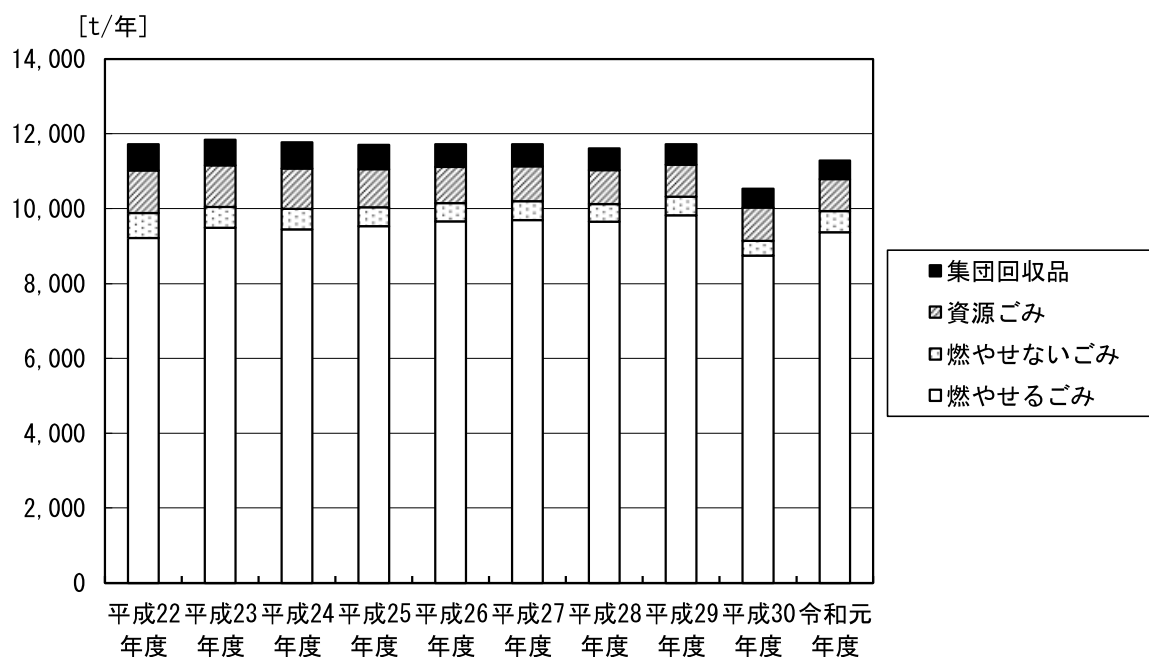


図 3-3 ごみ総排出量の推移（ごみ種別）

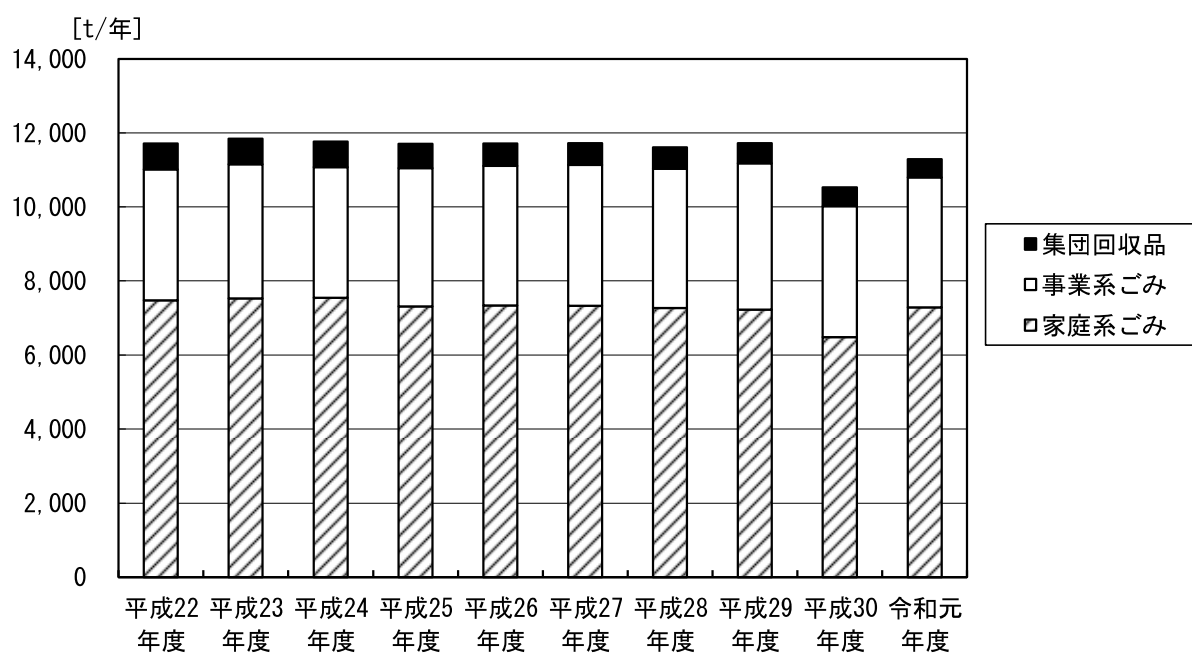


図 3-4 ごみ総排出量の推移（排出源別）

表 3-1 ごみ総排出量の推移

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家庭系 〔t/年〕	燃やせるごみ	5,879	6,050	6,097	5,969	6,047
	燃やせないごみ	562	463	455	410	396
	資源ごみ	1,037	1,017	990	934	897
	家庭系ごみ計	7,478	7,530	7,542	7,313	7,340
事業系 〔t/年〕	燃やせるごみ	3,334	3,438	3,350	3,566	3,617
	燃やせないごみ	114	98	93	93	87
	資源ごみ	91	91	89	80	67
	事業系ごみ計	3,539	3,627	3,532	3,739	3,771
集団回収品〔t/年〕		702	685	697	650	604
合計〔t/年〕		11,719	11,842	11,771	11,702	11,715
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
家庭系 〔t/年〕	燃やせるごみ	6,064	6,031	6,012	5,337	6,036
	燃やせないごみ	397	396	407	312	445
	資源ごみ	872	846	805	832	807
	家庭系ごみ計	7,333	7,273	7,224	6,481	7,288
事業系 〔t/年〕	燃やせるごみ	3,633	3,619	3,807	3,407	3,337
	燃やせないごみ	102	80	96	85	121
	資源ごみ	62	59	50	48	45
	事業系ごみ計	3,797	3,758	3,953	3,540	3,503
集団回収品〔t/年〕		594	579	547	509	494
合計〔t/年〕		11,724	11,610	11,724	10,530	11,285

(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推移は、図 3-5 に示すとおりです。

排出量は、全体的には減少傾向にありますますが、燃やせるごみは増加傾向にあります。一方、図 3-6 及び表 3-2 に示す資源ごみの内訳をみると、その他プラスチックや紙類が減少していることから、これらの資源ごみの燃やせるごみへの混入が燃やせるごみの増加に起因している可能性があります。

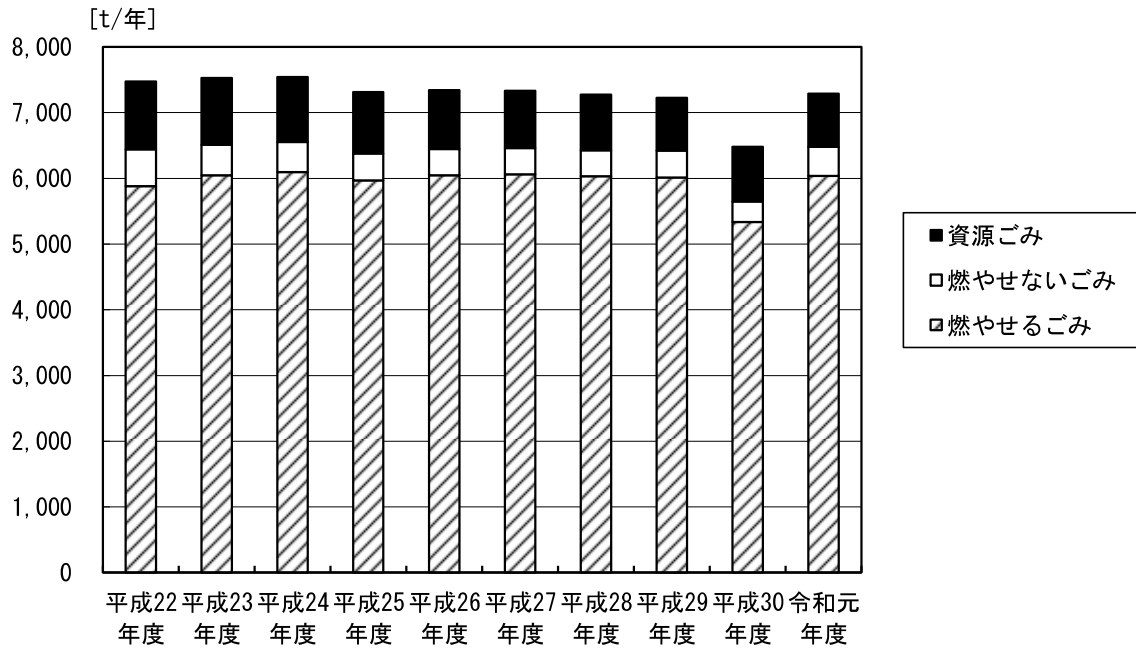


図 3-5 家庭系ごみ排出量の推移

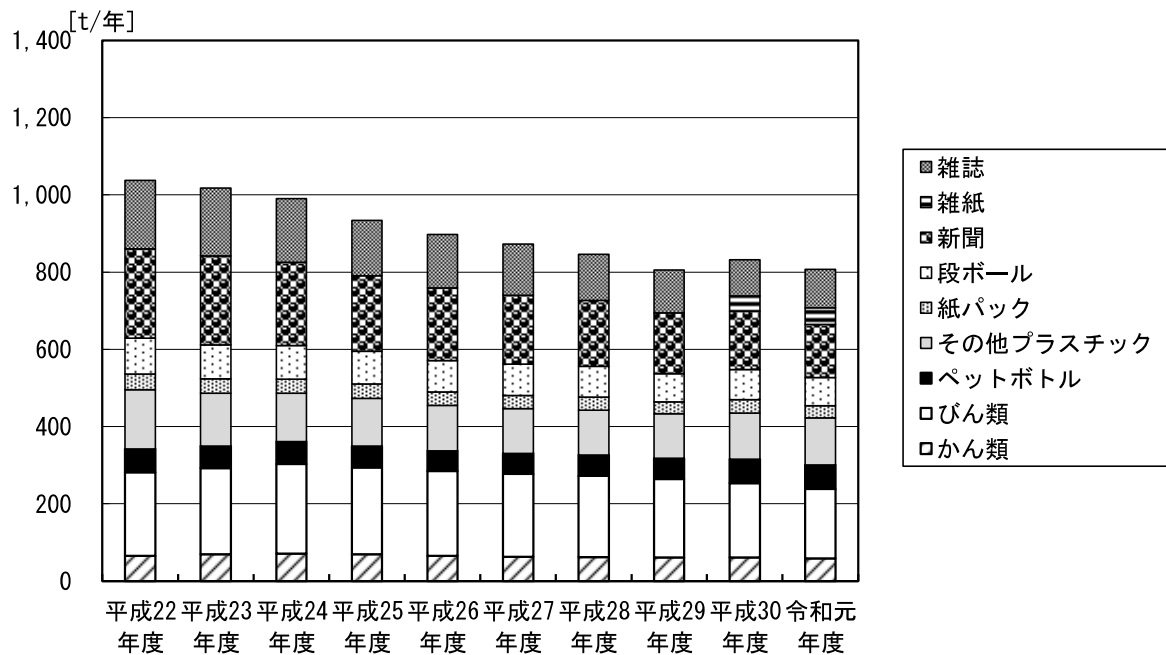


図 3-6 家庭系資源ごみ排出量の推移

表 3-2 家庭系資源ごみ排出量の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
かん類	65	69	71	69	66
びん類	217	224	232	225	219
ペットボトル	60	57	58	56	52
その他プラスチック	154	136	125	123	118
紙パック	40	38	37	37	35
段ボール	93	87	87	85	81
新聞	231	231	215	195	188
雑紙					
雑誌	177	175	165	144	138
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
かん類	63	62	61	61	59
びん類	215	210	203	192	180
ペットボトル	52	54	54	63	62
その他プラスチック	117	117	115	119	121
紙パック	34	34	31	35	32
段ボール	81	79	73	78	73
新聞	178	170	157	150	138
雑紙				40	43
雑誌	132	120	111	94	99

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、図 3-7 に示すとおりです。

排出量は、平成 22 年度～29 年度は増加傾向にありましたが、平成 30 年度は大きく減少しました。

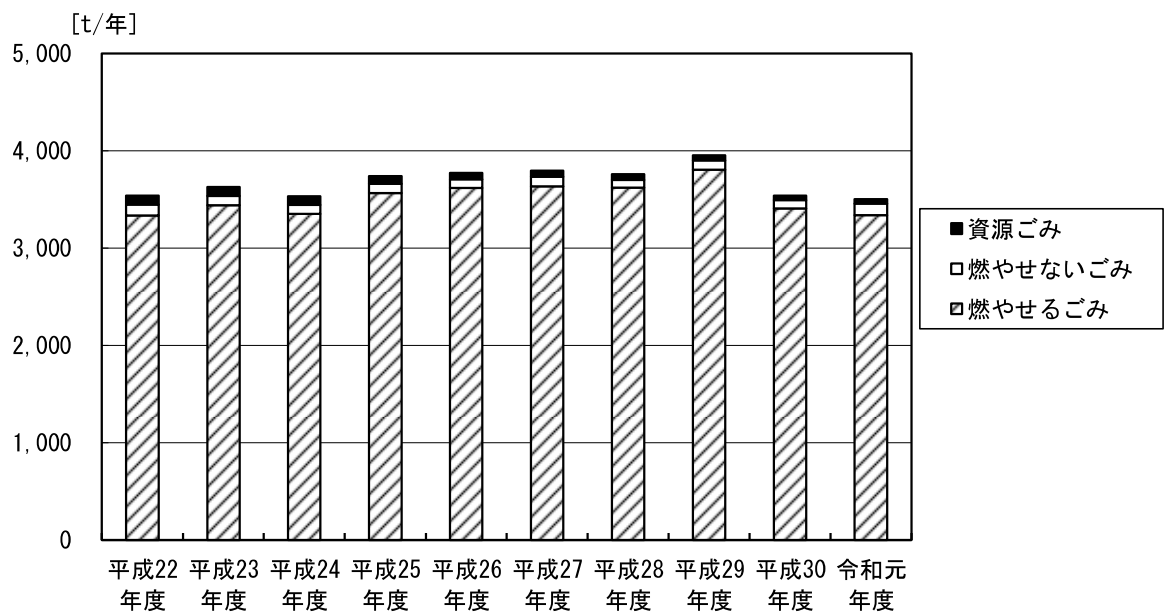


図 3-7 事業系ごみ排出量の推移

(4) 排出原単位

① 排出原単位の推移

家庭系ごみ及び事業系ごみの排出原単位の推移は、図 3-8～図 3-10 及び表 3-3～表 3-5 に示すとおりです。

事業系ごみの排出原単位はほぼ横ばいですが、家庭系ごみの排出原単位は増加傾向にあります。また、家庭系ごみのごみ種ごとの排出原単位は図 3-9 に示すとおりですが、増加傾向にあるのは燃やせるごみのみとなっています。家庭系ごみ全体の排出原単位の増加は、排出量の約 80%を占める燃やせるごみの排出原単位の増加に起因しています。

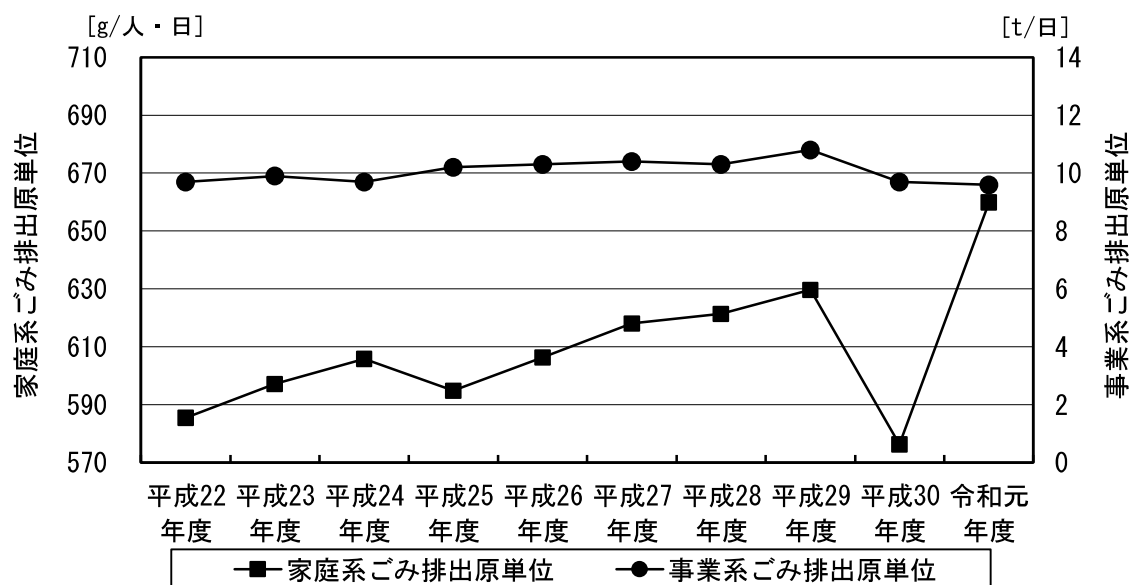


図 3-8 排出原単位の推移

表 3-3 排出原単位の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家庭系ごみ [g/人・日]	585.4	597.1	605.8	594.8	606.3
事業系ごみ [t/日]	9.7	9.9	9.7	10.2	10.3
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
家庭系ごみ [g/人・日]	618.0	621.4	629.6	576.3	659.9
事業系ごみ [t/日]	10.4	10.3	10.8	9.7	9.6

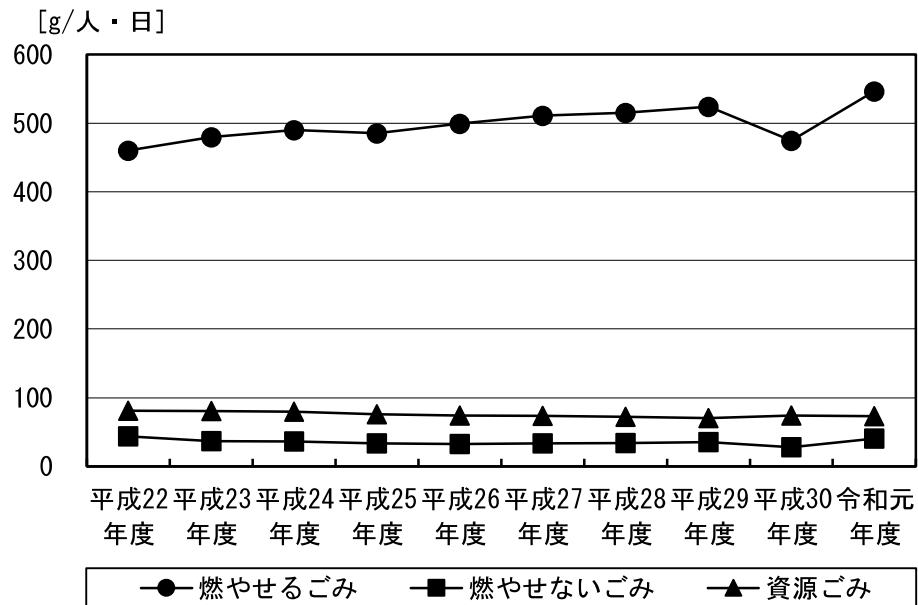


図 3-9 家庭系ごみ排出原単位の推移

表 3-4 家庭系ごみ排出原単位の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
燃やせるごみ [g/人・日]	460.2	479.8	489.8	485.5	499.5
燃やせないごみ [g/人・日]	44.0	36.7	36.5	33.3	32.7
資源ごみ [g/人・日]	81.2	80.6	79.5	76.0	74.1
合 計 [g/人・日]	585.4	597.1	605.8	594.8	606.3
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
燃やせるごみ [g/人・日]	511.0	515.3	523.9	474.6	546.5
燃やせないごみ [g/人・日]	33.5	33.8	35.5	27.7	40.3
資源ごみ [g/人・日]	73.5	72.3	70.2	74.0	73.1
合 計 [g/人・日]	618.0	621.4	629.6	576.3	659.9

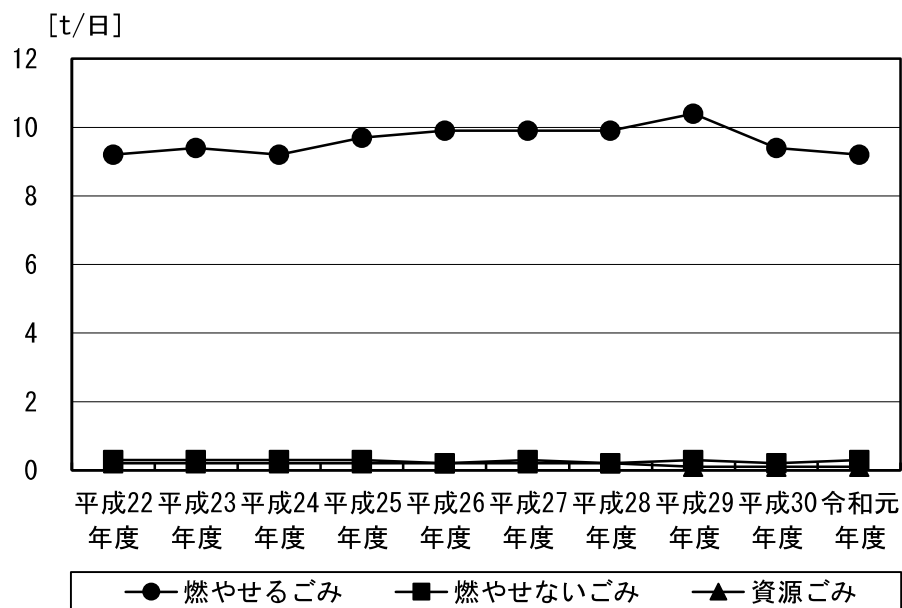


図 3-10 事業系ごみ排出原単位の推移

表 3-5 事業系ごみ排出原単位の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
燃やせるごみ [t/日]	9.2	9.4	9.2	9.7	9.9
燃やせないごみ [t/日]	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
資源ごみ [t/日]	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
合 計 [t/日]	9.7	9.9	9.7	10.2	10.3
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
燃やせるごみ [t/日]	9.9	9.9	10.4	9.4	9.2
燃やせないごみ [t/日]	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3
資源ごみ [t/日]	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
合 計 [t/日]	10.4	10.3	10.8	9.7	9.6

② 全国平均等との比較

家庭系ごみの排出原単位の全国平均等との比較は、図 3-11 及び表 3-6 に示すとおりです。

本市の家庭系ごみの排出原単位は約 580～660g/人・日であり、全国平均や岡山県平均と比較すると多くなっています。

また、ごみの排出原単位の全国平均等との比較は、図 3-12 及び表 3-7 に示すとおりです。

本市のごみ排出原単位は約 920～1,020g/人・日であり、全国平均や岡山県平均と比較すると多くなっています。

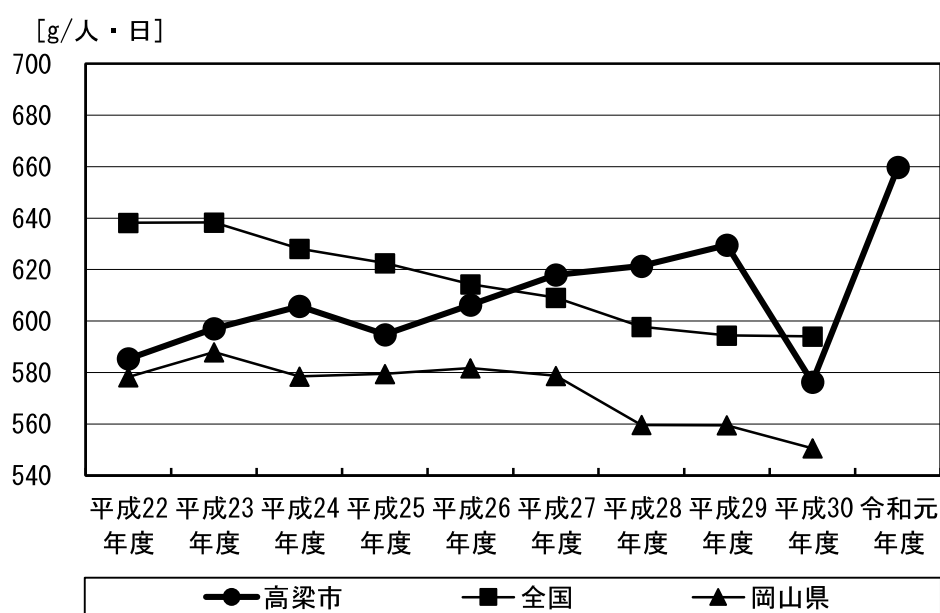


図 3-11 家庭系ごみの排出原単位の全国平均等との比較

表 3-6 家庭系ごみの排出原単位の全国平均等との比較

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高梁市 [g/人・日]	585	597	606	595	606
全国平均 [g/人・日]	638	638	628	623	614
岡山県平均 [g/人・日]	578	588	578	579	582
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高梁市 [g/人・日]	618	621	630	576	660
全国平均 [g/人・日]	609	598	594	594	未発表
岡山県平均 [g/人・日]	579	560	559	551	未発表

注) 家庭系ごみ排出量を人口で除して算出

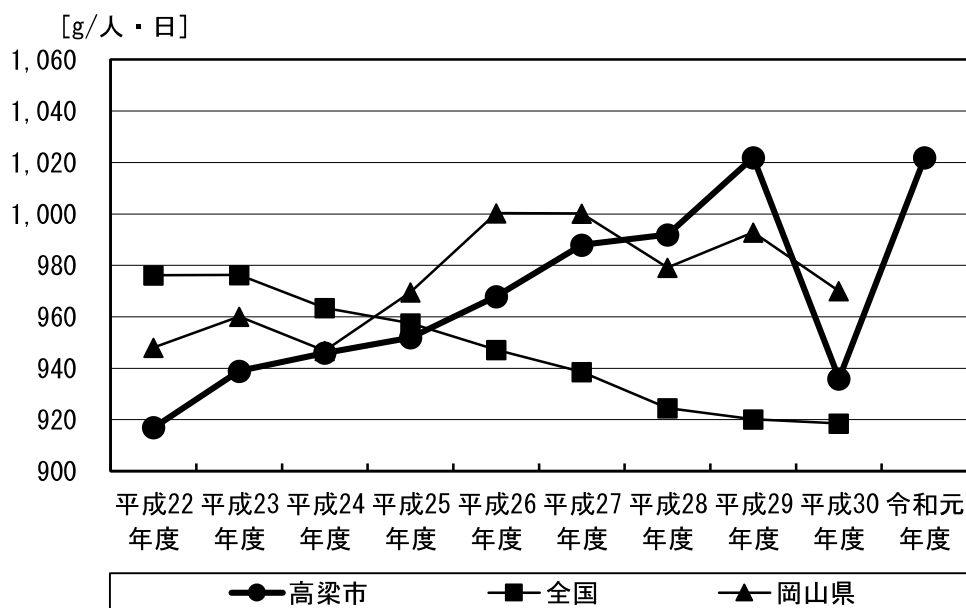


図 3-12 ごみの排出原単位の全国平均等との比較

表 3-7 ごみの排出原単位の全国平均等との比較

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高梁市 [g/人・日]	917	939	946	952	968
全国平均 [g/人・日]	976	976	964	958	947
岡山県平均 [g/人・日]	948	960	947	970	1,000
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高梁市 [g/人・日]	988	992	1,022	936	1,022
全国平均 [g/人・日]	939	925	920	919	未発表
岡山県平均 [g/人・日]	1,000	979	993	970	未発表

注) 家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量及び集団回収量の合計値を人口で除して算出

【排出原単位について】

◆家庭系ごみの排出原単位

家庭系ごみの排出原単位は、家庭から 1 人 1 日あたりどのくらいの量のごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出されます。

$$\begin{aligned} & \text{家庭系ごみの排出原単位 [g/人・日]} \\ & = \text{家庭系ごみ排出量 [t/年]} \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div 365 [\text{日/年}] \end{aligned}$$

◆事業系ごみの排出原単位

事業系ごみの排出原単位は、事業所から 1 日あたりどのくらいの量のごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出されます。

$$\begin{aligned} & \text{事業系ごみの排出原単位 [t/日]} \\ & = \text{事業系ごみ排出量 [t/年]} \div 365 [\text{日/年}] \end{aligned}$$

◆ごみの排出原単位

ごみの排出原単位は、本市から 1 年間に排出されるごみの量を 1 人 1 日あたりの量に換算したものであり、下式で算出されます。

$$\begin{aligned} & \text{ごみの排出原単位 [g/人・日]} \\ & = (\text{家庭系ごみ排出量 [t/年]} + \text{事業系ごみ排出量 [t/年]} \\ & \quad + \text{集団回収量 [t/年]}) \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div 365 [\text{日/年}] \end{aligned}$$

3.1.3 燃やせるごみの性状

焼却施設における平成 22 年度～令和元年度のごみ質分析結果は、図 3-13～図 3-16 及び表 3-8 に示すとおりです。

ごみ組成については、紙・布類が最も多く、28～43%程度を占めています。次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が 20～41%程度、木・竹・わら類が 7～26%程度と続きます。三成分については、水分が 37～44%程度、灰分が 5～8%程度、可燃分が 49～56%程度を占めています。また、単位容積重量は 136～314kg/m³ 程度、低位発熱量は 8,200～9,600kJ/kg 程度となっています。

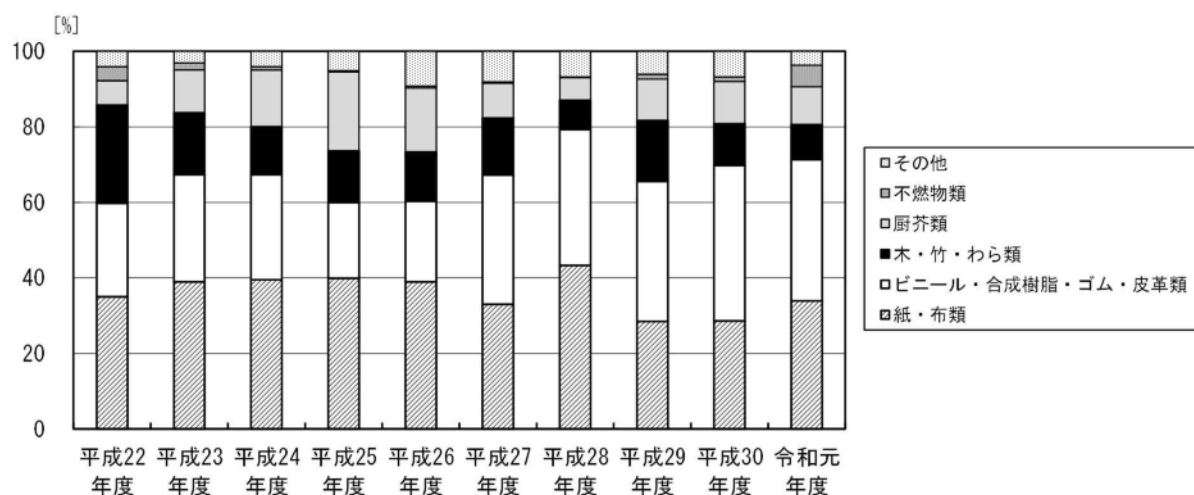


図 3-13 ごみ質分析結果（ごみ組成の推移[乾重量ベース]）

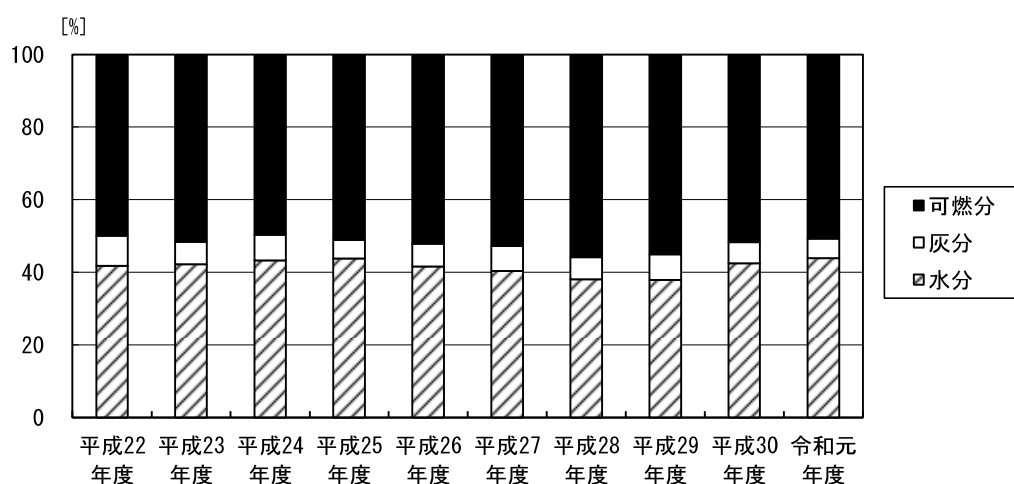


図 3-14 ごみ質分析結果（三成分）

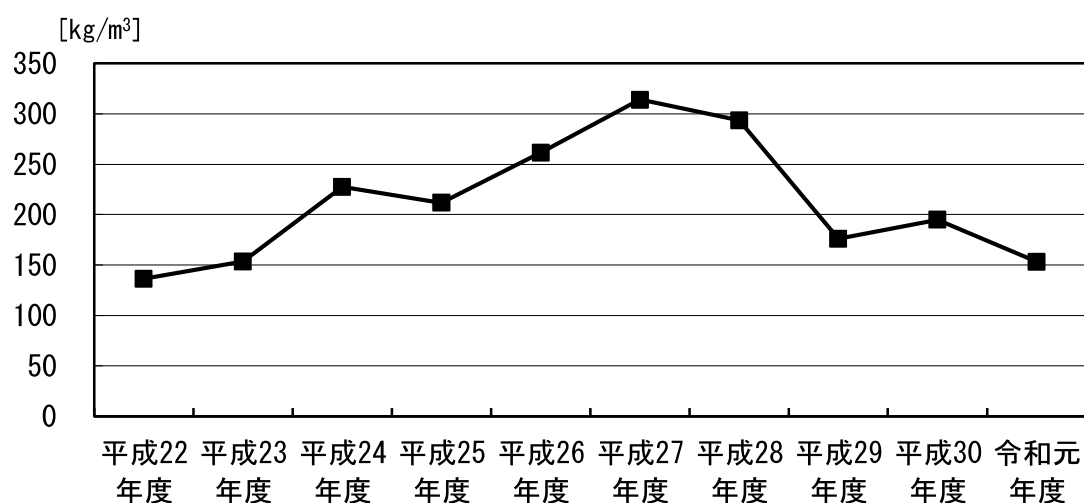


図 3-15 ごみ質分析結果（単位容積重量）

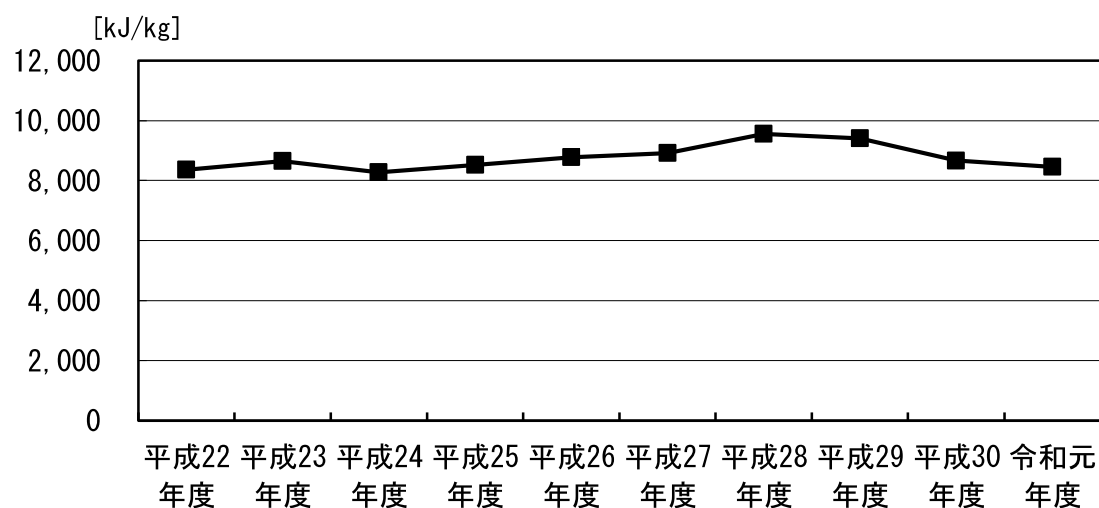


図 3-16 ごみ質分析結果（低位発熱量）

表 3-8 ごみ質分析結果

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
組成 [%]	紙・布類	35.0	39.0	39.5	39.9	39.0
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	24.7	28.3	27.8	20.1	21.3
	木・竹・わら類	26.1	16.5	12.8	13.7	13.1
	厨芥類	6.4	11.3	14.9	20.8	16.9
	不燃物類	3.7	1.8	0.9	0.4	0.5
	その他	4.1	3.1	4.1	5.1	9.2
三成分 [%]	水分	41.8	42.2	43.3	43.8	41.6
	灰分	8.3	6.2	7.0	5.1	6.3
	可燃分	49.9	51.6	49.7	51.1	52.1
単位容積重量 [kg/m ³]		136.5	153.5	227.5	211.8	261.5
低位発熱量 [kJ/kg]		8,363	8,650	8,280	8,525	8,778
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
組成 [%]	紙・布類	33.0	43.3	28.5	28.6	33.9
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	34.2	36.0	37.1	41.2	37.4
	木・竹・わら類	15.2	7.8	16.1	11.1	9.3
	厨芥類	9.2	6.0	10.9	11.1	10.0
	不燃物類	0.3	0.1	1.3	1.2	5.7
	その他	8.1	6.8	6.1	6.8	3.7
三成分 [%]	水分	40.3	38.1	37.9	42.5	43.9
	灰分	7.0	6.1	7.1	5.8	5.4
	可燃分	52.7	55.8	55.0	51.7	50.7
単位容積重量 [kg/m ³]		314.0	293.5	176.0	195.0	153.3
低位発熱量 [kJ/kg]		8,918	9,560	9,410	8,670	8,460

3.1.4 排出抑制・資源化の現状

(1) 排出抑制・資源化に係る取組状況

① クリーンセンター見学等

クリーンセンターの施設見学者数及び紙すき等体験者数の推移は、図 3-17～図 3-18 及び表 3-9 に示すとおりです。

施設見学者数及び紙すき等の体験者数とも、減少傾向にあります。

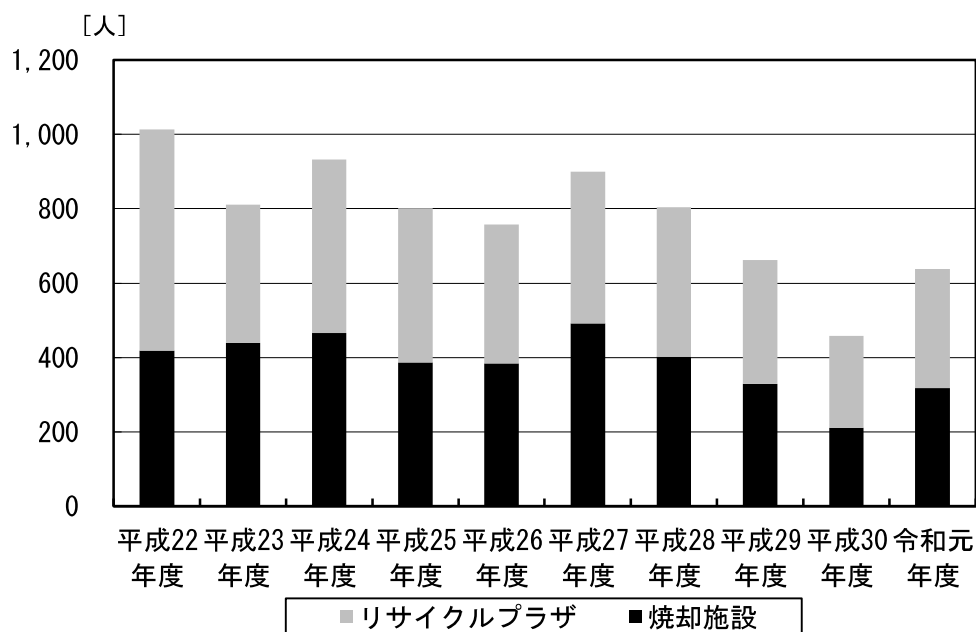


図 3-17 施設見学者の推移

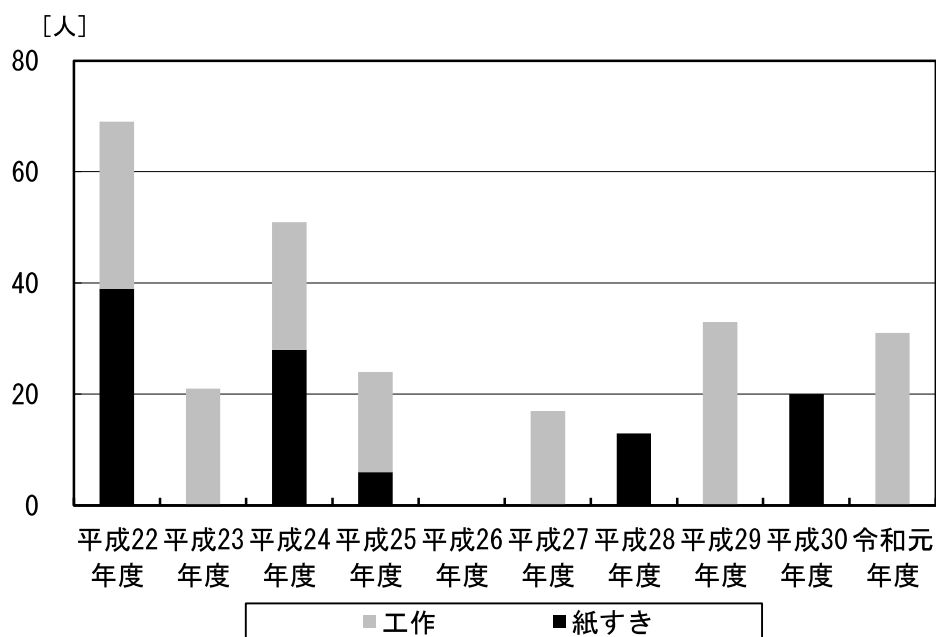


図 3-18 紙すき等体験者数の推移

表 3-9 施設見学者及び紙すき等体験者数の推移

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見 学	焼却施設 [人]	419	439	466	387	384
	リサイクルプラザ [人]	595	372	466	415	374
	合計 [人]	1,014	811	932	802	758
体 験	紙すき [人]	39	0	28	6	0
	工作 [人]	30	21	23	18	0
	合計 [人]	69	21	51	24	0
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
見 学	焼却施設 [人]	492	402	329	211	317
	リサイクルプラザ [人]	407	402	333	247	321
	合計 [人]	899	804	662	458	638
体 験	紙すき [人]	0	13	0	20	0
	工作 [人]	17	0	33	0	31
	合計 [人]	17	13	33	20	31

② ごみ減量化協力団体報奨金

ごみ減量化協力団体報奨金等の推移は、図 3-19 及び表 3-10 に示すとおりです。

登録団体数はほぼ横ばいですが、報償金額は減少傾向にあります。

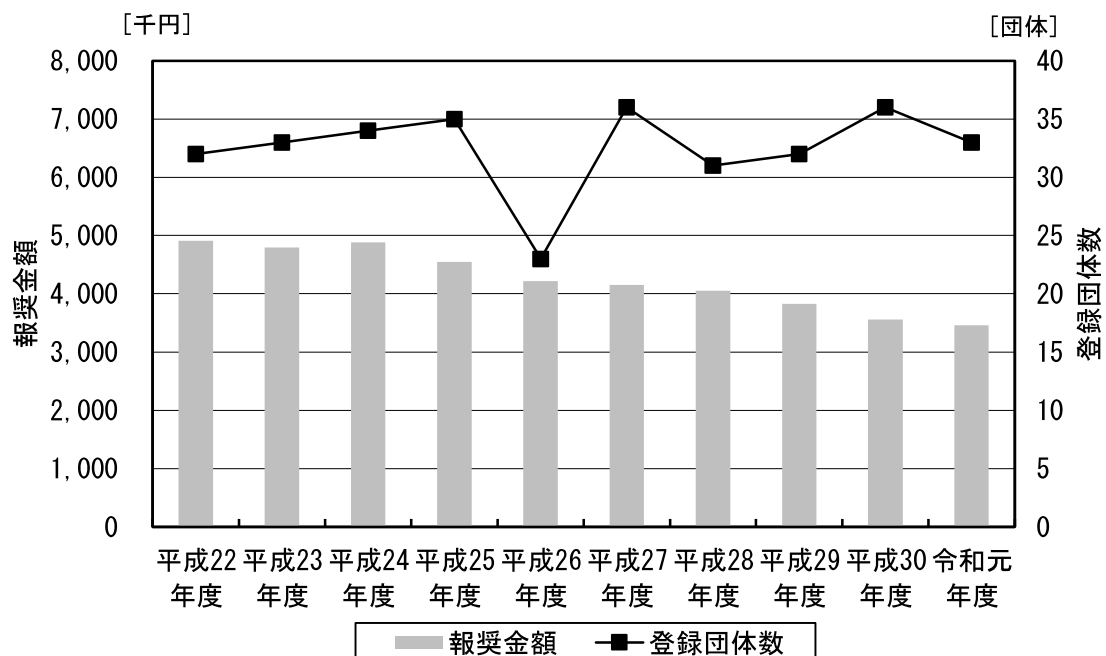


図 3-19 ごみ減量化協力団体報奨金等の推移

表 3-10 ごみ減量化協力団体報奨金等の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
登録団体数	32	33	34	35	23
学校・PTA	25	24	25	26	17
子供会	1	1	1	4	2
婦人会	2	2	2	1	1
自治会	3	4	4	3	2
その他	1	2	2	1	1
報奨金額 [千円]	4, 912	4, 794	4, 882	4, 548	4, 220
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録団体数	36	31	32	36	33
学校・PTA	27	25	24	25	23
子供会	2	2	2	2	2
婦人会	1	1	1	1	1
自治会	5	2	1	3	6
その他	1	1	4	5	1
報奨金額 [千円]	4, 155	4, 050	3, 827	3, 561	3, 460

③ 生ごみ処理機設置補助

生ごみ処理機設置補助の実績は、図 3-20 及び表 3-11 に示すとおりです。

平成 25 年度まで実施していた生ごみ処理機設置補助の実績は、基数は年間 9～13 基、補助金額は 117～169 千円となっています。

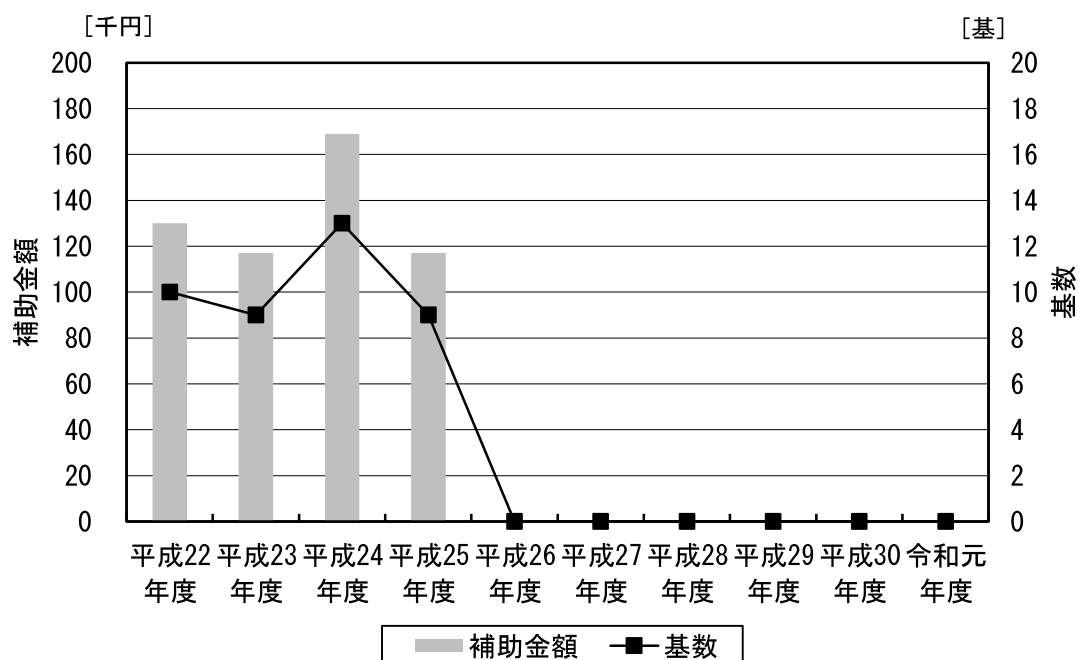


図 3-20 生ごみ処理機設置補助の実績

表 3-11 生ごみ処理機設置補助の実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基数 [基]	10	9	13	9	0
補助金額 [千円]	130	117	169	117	0
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
基数 [基]	0	0	0	0	0
補助金額 [千円]	0	0	0	0	0

(2) 資源化の実績

リサイクル率等の推移は、図 3-21 及び表 3-12 に示すとおりです。

リサイクル率は減少傾向にあります。

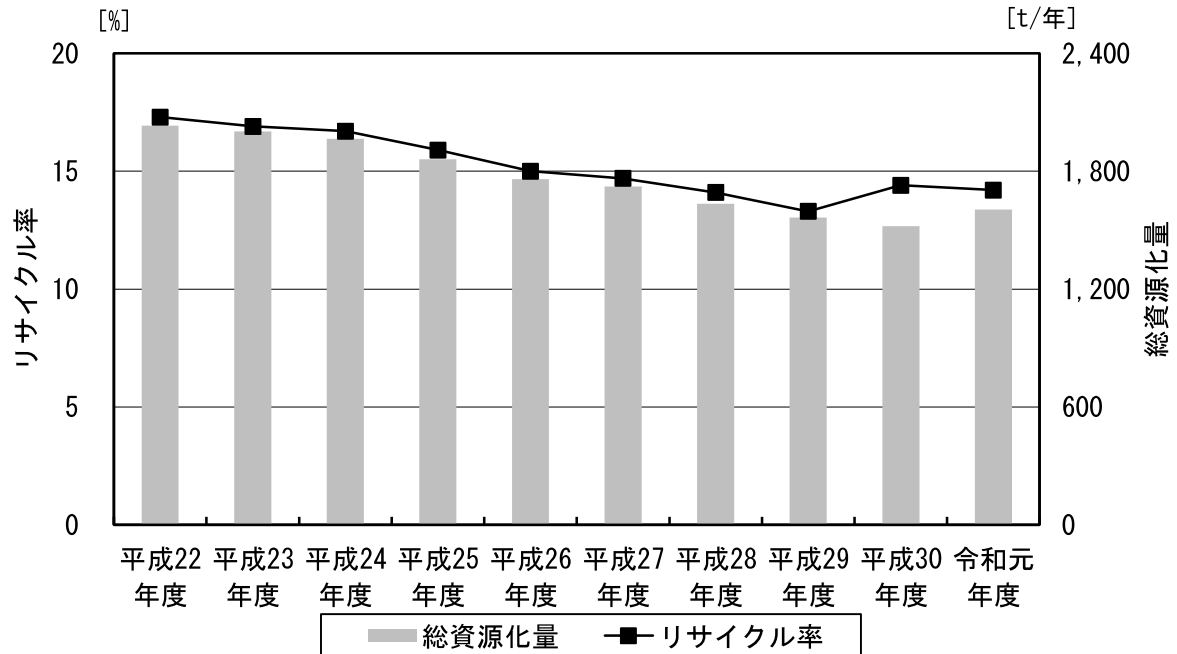


図 3-21 リサイクル率等の推移

表 3-12 リサイクル率等の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ごみ総排出量 [t/年]	11,719	11,842	11,771	11,702	11,715
総資源化量 [t/年]	2,032	2,003	1,965	1,862	1,760
処理後再生利用量	1,330	1,318	1,268	1,212	1,156
直接資源化量	0	0	0	0	0
集団回収量	702	685	697	650	604
リサイクル率 ^{注)} [%]	17.3	16.9	16.7	15.9	15.0
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ごみ総排出量 [t/年]	11,724	11,610	11,724	10,530	11,285
総資源化量 [t/年]	1,722	1,634	1,565	1,520	1,605
処理後再生利用量	1,128	1,055	1,018	1,011	1,111
直接資源化量	0	0	0	0	0
集団回収量	594	579	547	509	494
リサイクル率 ^{注)} [%]	14.7	14.1	13.3	14.4	14.2

注) リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量×100

また、集団回収量の推移は、図 3-22 及び表 3-13 に示すとおりです。

集団回収量は、平成 22 年度～24 年度までは増加傾向にありましたが、平成 25 年度に大きく減少し減少傾向にあります。内訳をみると、新聞紙・段ボール・雑誌が全体の約 80%を占めています。

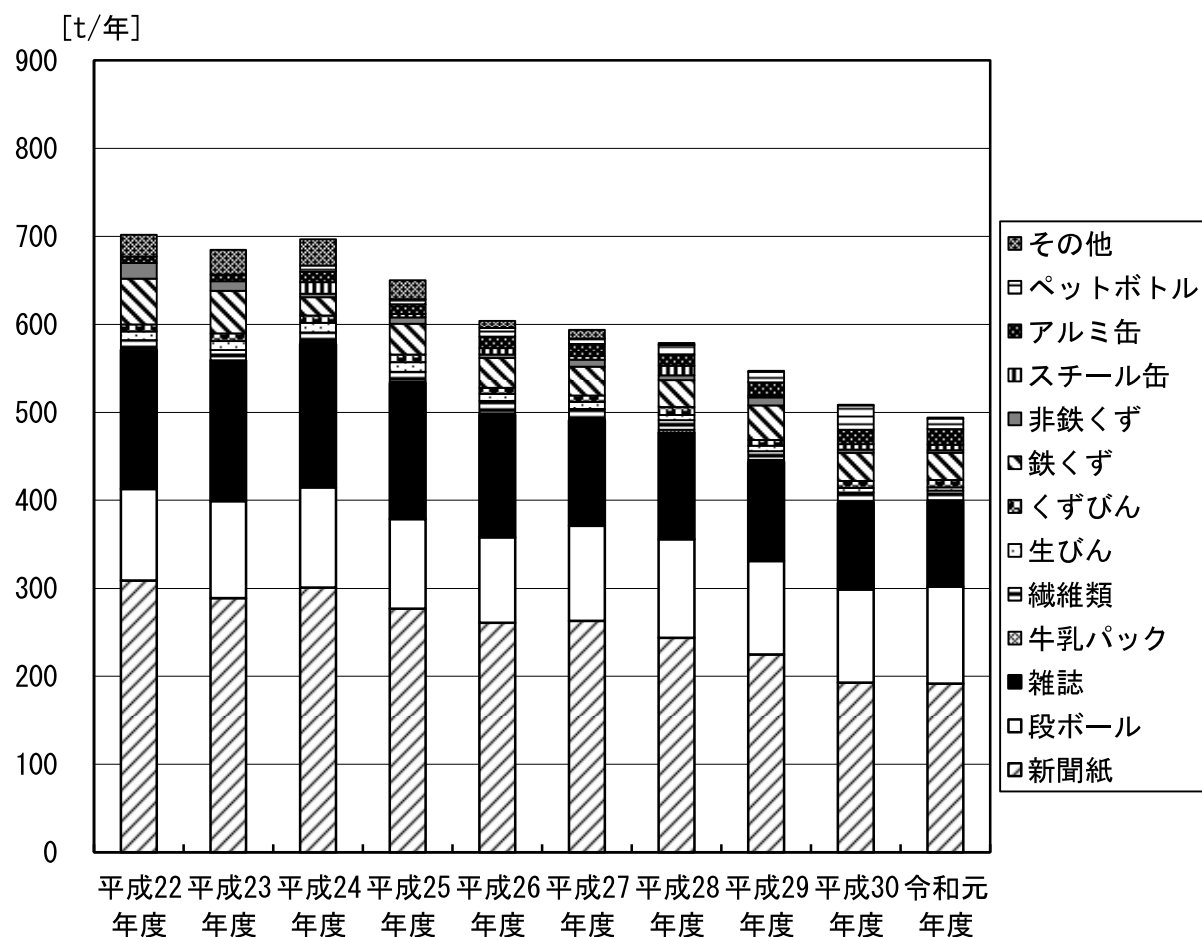


図 3-22 集団回収量の推移

表 3-13 集団回収量の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新聞紙 [t/年]	309	289	301	277	261
段ボール [t/年]	104	110	114	102	97
雑誌 [t/年]	158	160	163	154	139
牛乳パック [t/年]			2	2	2
繊維類 [t/年]	11	12	11	11	14
生びん [t/年]	10	10	11	11	8
くずびん [t/年]	8	9	8	9	7
鉄くず [t/年]	52	48	21	35	34
非鉄くず [t/年]	18	11	4	7	4
スチール缶 [t/年]			13	4	7
アルミ缶 [t/年]	7	8	12	11	13
ペットボトル [t/年]			7	6	10
その他 [t/年]	25	28	30	21	8
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新聞紙 [t/年]	263	244	225	193	192
段ボール [t/年]	108	112	106	106	110
雑誌 [t/年]	120	121	113	98	96
牛乳パック [t/年]	2	3	2	2	2
繊維類 [t/年]	11	11	10	10	11
生びん [t/年]	8	6	6	5	4
くずびん [t/年]	7	9	7	8	8
鉄くず [t/年]	33	31	39	32	31
非鉄くず [t/年]	8	5	9	4	3
スチール缶 [t/年]	4	11	2	6	6
アルミ缶 [t/年]	14	13	15	16	18
ペットボトル [t/年]	6	11	12	28	12
その他 [t/年]	10	2	1	1	1

3.1.5 収集運搬の現状

(1) 収集品目

収集品目の概要は表 3-14、収集しないごみは表 3-15、収集頻度は表 3-16 に示すとおりです。

収集形態は、委託収集としています。

収集頻度は、地域の実情にあわせて合併前の旧市町単位で異なっています。

表 3-14 収集品目の概要（令和 2 年度現在）

区 分		種 類	収集形態
燃やせるごみ		生ごみ・紙くず・木くず、布製品・革製品・廃食油、ビニール・プラスチック製品、発泡スチロール製品等、その他可燃性の材質でできた製品	委託
燃やせないごみ		金属類・ガラス（びん）類（資源収集品をのぞく）、陶磁器類・クリスタル製品、小型家電製品・乾電池・ライター、自転車、その他不燃性の材質で出来た製品	〃
資源ごみ	かん類	ジュース・ビールなどの飲料缶、菓子缶・缶詰缶・ミルク缶、スプレー缶・カセットボンベ缶等	〃
	びん類	ジュース・酒など液体飲料のびん、しょうゆ・みりんなど液体調味料のびん、ジャム・つくだ煮・化粧品などのびん等	〃
	ペットボトル	水・お茶・ジュースなど液体飲料のペットボトル、しょうゆ・みりんなど液体調味料のペットボトル等 (ペットボトルのマークがあるもの)	〃
	その他プラスチック	菓子袋・食品トレイ・レジ袋、カップ麺のカップ・弁当の容器、洗剤やシャンプーのボトル等 (その他プラスチックのマークがあるもの)	〃
	雑紙 紙パック 段ボール 新聞紙 雑誌	雑紙（包装紙・紙袋・お菓子やティッシュの箱） 牛乳・酒・ジュースの紙パック（紙パックのマークがあるもの） 段ボール 新聞紙	〃

表 3-15 収集できない主なもの（令和 2 年度現在）

○タンス・ベッド・机・ソファ・など 1m を超える粗大ごみ ○テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機（家電リサイクル法対象品） ○パソコン・液晶ディスプレイ ○自動車部品・オートバイ（タイヤ・ホイール・バッテリーなど） ○建築廃材・土木廃材 ○農機具・農薬・アゼナミ板・農業用ビニール類・大量の肥料袋 ○消火器 ○プロパンガスボンベ（カセットボンベを除く） ○多量のペンキ・ボンド、未使用の花火・火薬類 ○医療系廃棄物
--

表 3-16 収集頻度（令和 2 年度現在）

区 分		高梁地域	有漢地域	成羽地域	川上地域	備中地域
燃やせるごみ		週 2 回	週 1 回または週 2 回	週 1 回または週 2 回	週 1 回または週 2 回	週 1 回または週 2 回
燃やせないごみ		月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	2 ヶ月に 1 回
資源ごみ	びん類	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回
	かん類	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回
	ペットボトル	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回
	その他プラスチック	週 1 回	月 2 回	月 2 回	月 2 回	月 2 回
	雑紙、紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回

(2) ステーション数

ごみステーション数の推移は、表 3-17 に示すとおりです。

ごみステーション数は増加傾向にあります。また、令和元年度末時点のステーション数は 1,454 地点であり、1 ステーションあたりの世帯数は約 10 世帯（令和元年度末時点の世帯数：14,356）となっています。

表 3-17 ごみステーション数（各年度末時点）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ステーション数	1,435	1,439	1,435	1,438	1,442
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ステーション数	1,444	1,448	1,450	1,452	1,454

3.1.6 中間処理の現状

(1) 処理施設

中間処理施設の概要は、表 3-18～表 3-19 に示すとおりです。

中間処理施設では、燃やせるごみの焼却や燃やせないごみ及び資源ごみの破碎選別等を行っています。

表 3-18 中間処理施設の概要（焼却施設、粗大ごみ処理施設）

		内 容
名称		高梁地域事務組合 クリーンセンター (焼却施設、粗大ごみ処理施設)
所在地		高梁市段町 748
事業主体		高梁地域事務組合
運営・維持管理体制		【焼却施設】直営（計量）・委託 【粗大ごみ処理施設】委託
作業体制		【焼却施設】委託 15 名 【粗大ごみ処理施設】委託 7 名
処理対象物		燃やせるごみ、燃やせないごみ
施設構成	焼却施設	【公称処理能力】56t/日（28t/16h×2 炉） 【処理方式】ストーカ方式 【灰の処理方法】薬剤処理＋セメント固化
	粗大ごみ処理施設	【公称処理能力】30t/5h 【処理方式】破碎処理
竣工年月等		【焼却施設】平成 11 年 2 月 【粗大ごみ処理施設】昭和 55 年 3 月 【各施設共通】平成 31 年 3 月（平成 30 年 7 月豪雨で被災した機器の更新完了）

表 3-19 中間処理施設の概要（リサイクルプラザ）

		内 容
名称		高梁地域事務組合 クリーンセンター (リサイクルプラザ)
所在地		高梁市落合町阿部 2527-1
事業主体		高梁地域事務組合
運営・維持管理体制		直営（計量）・委託
作業体制		委託 6～13 名
処理対象物		資源ごみ
公称処理能力		14.6t/5h
処理方式		選別・圧縮・梱包
竣工年月		平成 12 年 3 月

(2) 焼却処理量等

焼却処理量等の実績は、図 3-23 及び表 3-20 に示すとおりです。

焼却処理量及び焼却残渣量は、ほぼ横ばいです。なお、平成 30 年度については、平成 30 年 7 月豪雨で高梁地域事務組合のクリーンセンターが被災し、一時的に稼働停止していたことから、他の年度に比べ焼却処理量が数値上少なくなっています。

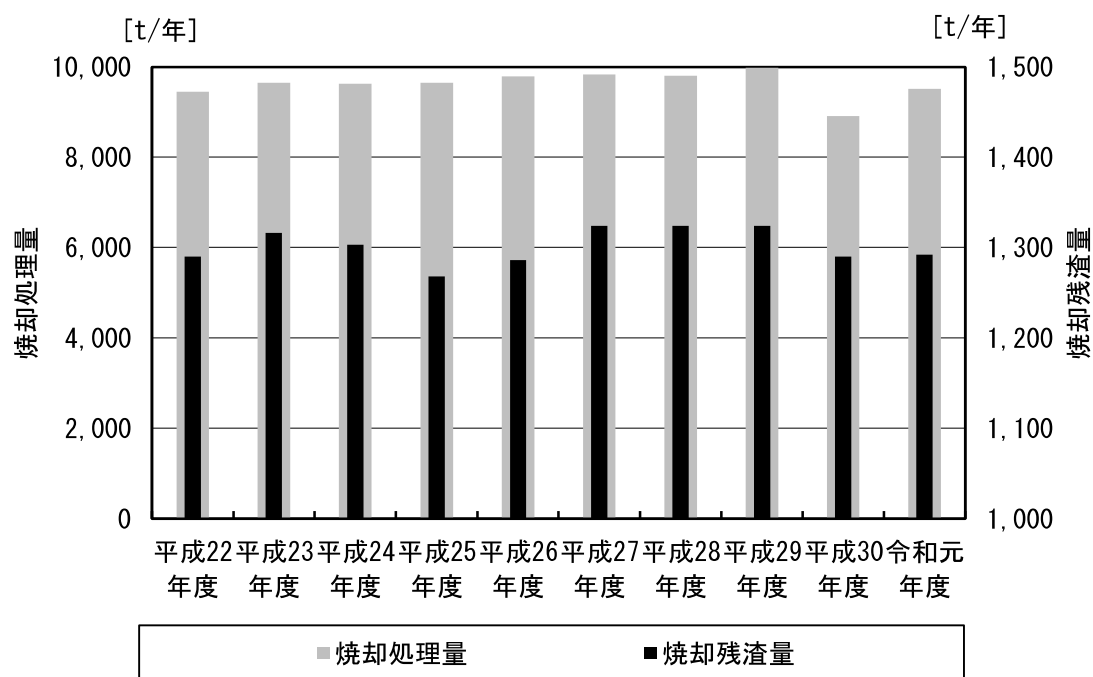


図 3-23 焼却処理量等の推移

表 3-20 焼却処理量等の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
焼却処理量 [t/年]	9,449	9,650	9,630	9,651	9,792
焼却残渣量 [t/年]	1,290	1,316	1,303	1,268	1,286
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
焼却処理量 [t/年]	9,836	9,808	9,980	8,915	9,517
焼却残渣量 [t/年]	1,324	1,324	1,324	1,290	1,292

(3) 焼却処理以外の中間処理量等

粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザにおける処理量等は、図 3-24 及び表 3-21 に示すとおりです。

処理量、処理後再生利用量及び残渣量とも減少傾向にあります。なお、平成 30 年度については、平成 30 年 7 月豪雨で高梁地域事務組合のクリーンセンターが被災し、一時的に稼働停止していたことから、他の年度に比べ粗大ごみ処理施設の処理量が数値上少なくなっています。

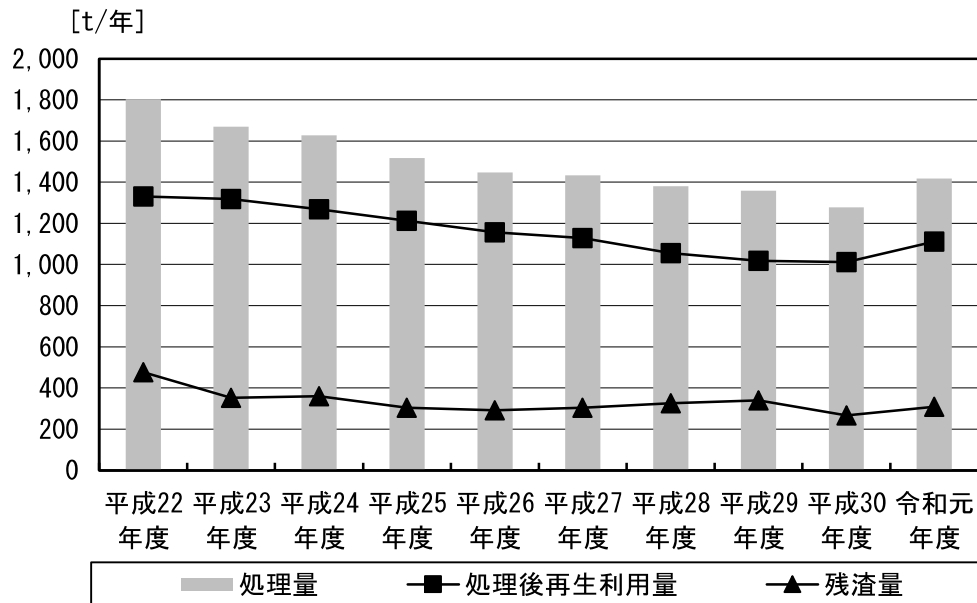


図 3-24 粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザにおける処理量等の推移

表 3-21 粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザにおける処理量等の推移

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
粗大ごみ 処理施設 [t/年]	処理量	676	561	548	503	483
	処理後再生利用量	249	236	226	216	213
	可燃残渣量	189	136	146	99	107
	不燃残渣量	240	190	176	188	163
リサイク ルプラザ [t/年]	処理量	1,128	1,108	1,079	1,014	964
	処理後再生利用量	1,081	1,082	1,042	996	943
	可燃残渣量	47	26	37	17	21
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
粗大ごみ 処理施設 [t/年]	処理量	499	476	503	397	566
	処理後再生利用量	216	187	177	171	285
	可燃残渣量	118	121	147	131	117
	不燃残渣量	164	168	178	95	164
リサイク ルプラザ [t/年]	処理量	934	905	855	880	852
	処理後再生利用量	912	868	841	840	826
	可燃残渣量	21	37	14	40	27

3.1.7 最終処分の現状

(1) 処理施設

最終処分場の概要は、表 3-22 に示すとおりです。

最終処分されるごみは、焼却施設で発生する焼却残渣、粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザで発生する残渣です。

表 3-22 最終処分場の概要

	内 容
名称	高梁地域事務組合 一般廃棄物最終処分場
所在地	高梁市松原町松岡 5318
事業主体	高梁地域事務組合
運営・維持管理体制	委託
作業体制	委託 1 名
処理対象物	焼却残渣、不燃粗大残渣
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立面積	22,000m ²
埋立容量	126,000m ³
残余容量（令和元年度末）	28,357m ³
竣工年月	昭和 55 年 3 月

(2) 最終処分量等

最終処分量等の推移は、図 3-25 及び表 3-23 に示すとおりです。

最終処分量は減少傾向にあり、最終処分率はほぼ横ばいです。

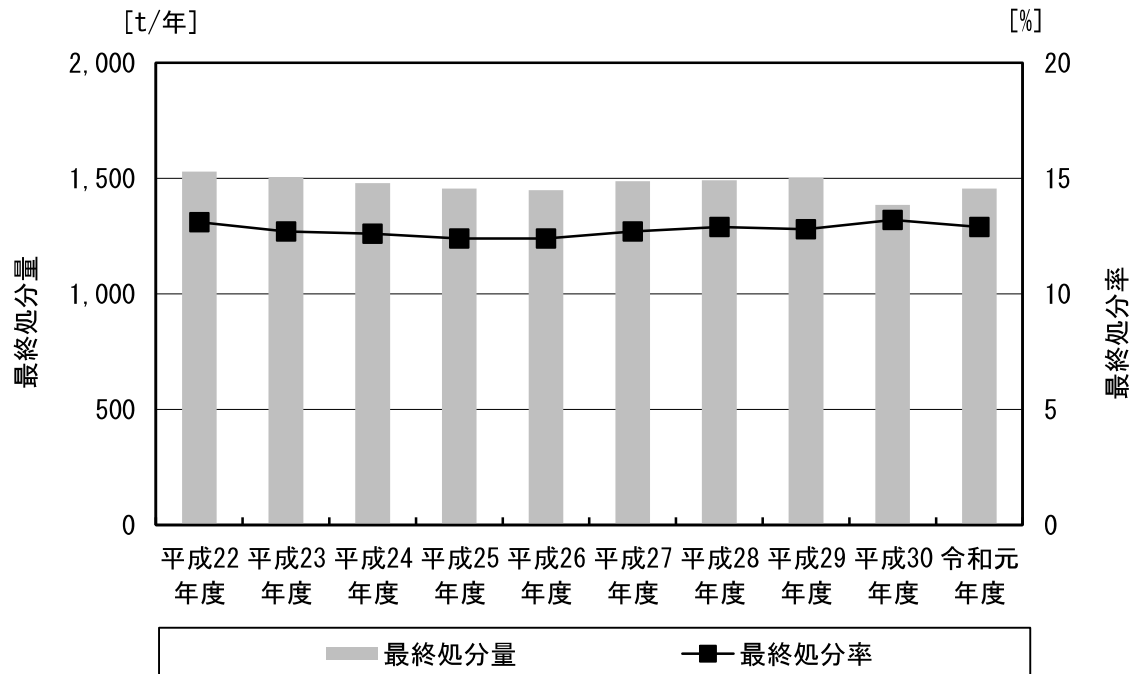


図 3-25 最終処分量等の推移

表 3-23 最終処分量等の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ごみ総排出量 [t/年]	11,719	11,842	11,771	11,702	11,715
最終処分量 [t/年]	1,530	1,506	1,479	1,456	1,449
焼却残渣	1,290	1,316	1,303	1,268	1,286
粗大残渣	240	190	176	188	163
最終処分率 ^{注)} [%]	13.1	12.7	12.6	12.4	12.4
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ごみ総排出量 [t/年]	11,724	11,610	11,724	10,530	11,285
最終処分量 [t/年]	1,488	1,492	1,502	1,385	1,456
焼却残渣	1,324	1,324	1,324	1,290	1,292
粗大残渣	164	168	178	95	164
最終処分率 ^{注)} [%]	12.7	12.9	12.8	13.2	12.9

注) 最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量×100

3.1.8 ごみ処理経費の現状

ごみ処理経費の推移は、図 3-26 及び表 3-24 に示すとおりです。

ごみ処理経費は減少傾向にあります。

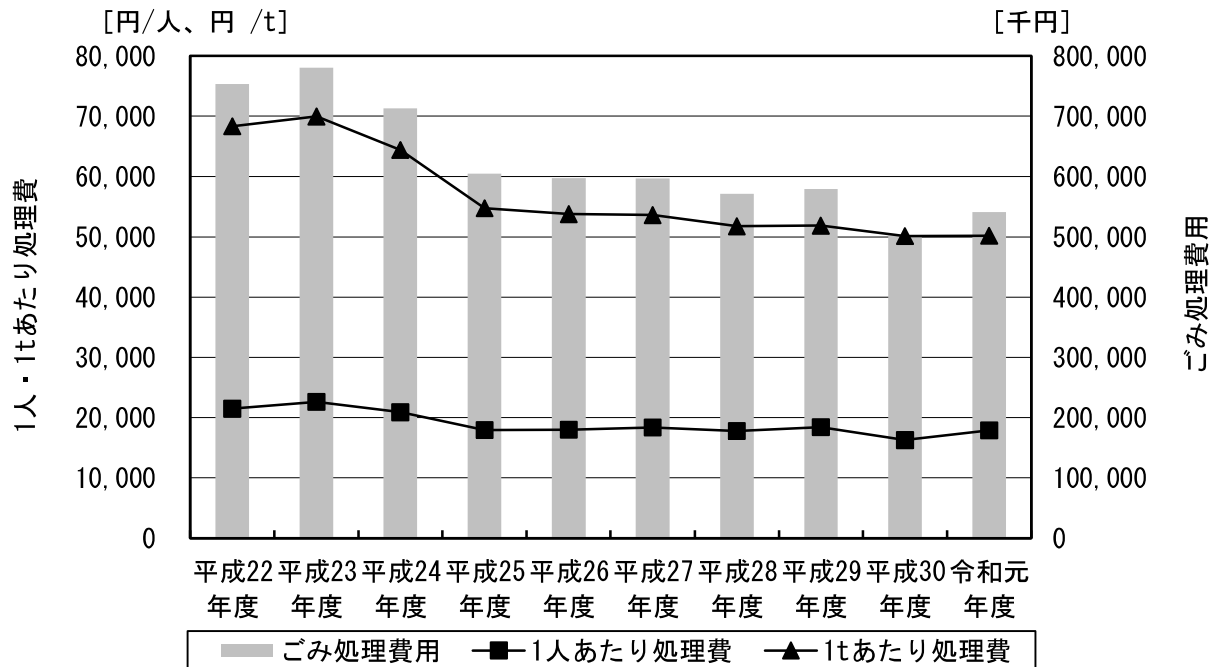


図 3-26 ごみ処理経費の推移

表 3-24 ごみ処理経費の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ごみ処理費用 [千円]	753,199	780,748	713,188	605,093	597,487
1 人あたりの処理費 ^{注 1)} [円/人]	21,521	22,598	20,910	17,965	18,013
1t あたりの処理費 ^{注 2)} [円/t]	68,367	69,978	64,402	54,750	53,774
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ごみ処理費用 [千円]	596,807	571,024	579,446	502,466	541,327
1 人あたりの処理費 ^{注 1)} [円/人]	18,357	17,809	18,432	16,309	17,890
1t あたりの処理費 ^{注 2)} [円/t]	53,621	51,765	51,843	50,141	50,165

注 1) 1 人あたりの処理費＝ごみ処理費用÷人口×1000

注 2) 1t あたりの処理費＝ごみ処理費用÷ごみ排出量×1000

3.1.9 ごみ処理に係る評価

(1) 前計画の検証

① 数値目標の検証

前計画における数値目標の達成見込みは、表 3-25 に示すとおりです。

前計画における数値目標は、達成困難です。

表 3-25 前計画における数値目標の達成見込み

		前計画の数値目標	数値目標の達成見込み
ごみ排出量	1人1日あたりのごみ排出量	令和2年度までに719g/人・日以下	達成困難(令和元年度実績値：約1,022g/人・日)
	集団回収量、資源ごみを除いた1人1日あたりの家庭系ごみの排出量	令和2年度までに326g/人・日以下	達成困難(令和元年度実績値：約587g/人・日)
	事業系ごみの排出量	令和2年度までに3,224t/年以下	達成困難(令和元年度実績値：3,503t/年)
リサイクル率		令和2年度までに28%以上	達成困難(令和元年度実績値：14.2%)
最終処分量		令和2年度までに1,177t/年以下	達成困難(令和元年度実績値：1,456t/年)

② 取組の検証

前計画における排出抑制・減量化に係る取組の状況等は表 3-26、再資源化に係る取組の状況等は表 3-27 に示すとおりです。

表 3-26 (1) 前計画における排出抑制・減量化に係る取組の状況等

取組	取組状況	今後の取組方針
取組1 生ごみ処理機等の普及促進	- 生ごみ処理機の設置補助制度：平成25年度まで実施 - 段ボールコンポスト等の普及促進：実施中	- 生ごみ処理機の設置補助制度：休止 - 段ボールコンポスト等の普及促進：継続
取組2 事業系ごみ排出事業者に対する減量化指導の徹底	実施中	継続
取組3 ごみの分別排出方法、減量化方法の周知徹底	実施中	継続
取組4 家庭系ごみ有料化の検討	有料化について検討中	継続
取組5 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討	処理手数料の見直しについて検討中	継続
取組6 規模が小さい事業所におけるごみの適正排出の推進	実施中	継続
取組7 ごみ減量等推進員の選出	実施中	継続
取組8 啓発活動の推進、環境教育の充実、拡大	実施中	継続

表 3-26 (2) 前計画における排出抑制・減量化に係る取組の状況等

取組	取組状況	今後の取組方針
取組 9 ごみ減量・リサイクル協力店との連携	休止	休止
取組 10 水切りによる生ごみの減量化	実施中	継続
取組 11 マイバッグ運動の推進	実施中	継続
取組 12 簡易包装によるごみ減量化	実施中	継続
取組 13 詰め替え製品の利用等によるごみ減量化	実施中	継続

表 3-27 前計画における再資源化に係る取組の状況等

取組	取組状況	今後の取組方針
取組 1 公共施設における再生品の利用促進	実施中	継続
取組 2 事業系ごみ適正搬入の強化	実施中	継続
取組 3 廃乾電池のリサイクル	廃乾電池のリサイクルについて検討中	継続
取組 4 古布類のリサイクル	古布類のリサイクルについて検討中	継続
取組 5 紙製容器包装のリサイクル	実施中	継続
取組 6 廃食用油のリサイクル	休止	休止
取組 7 生ごみのリサイクル	実施中	継続
取組 8 クリーンセンター見学会等の利用拡大	実施中	継続
取組 9 リサイクルフェスタの開催	環境パネル展実施中	継続
取組 10 リユース情報の充実	・リサイクルプラザの再生品展示等：実施中 ・情報交換掲示板開設の検討：休止	・リサイクルプラザの再生品展示等：継続 ・情報交換掲示板開設の検討：休止
取組 11 分別排出の徹底	実施中	継続
取組 12 集団回収の推進	実施中	継続
取組 13 拠点回収の推進	実施中	継続

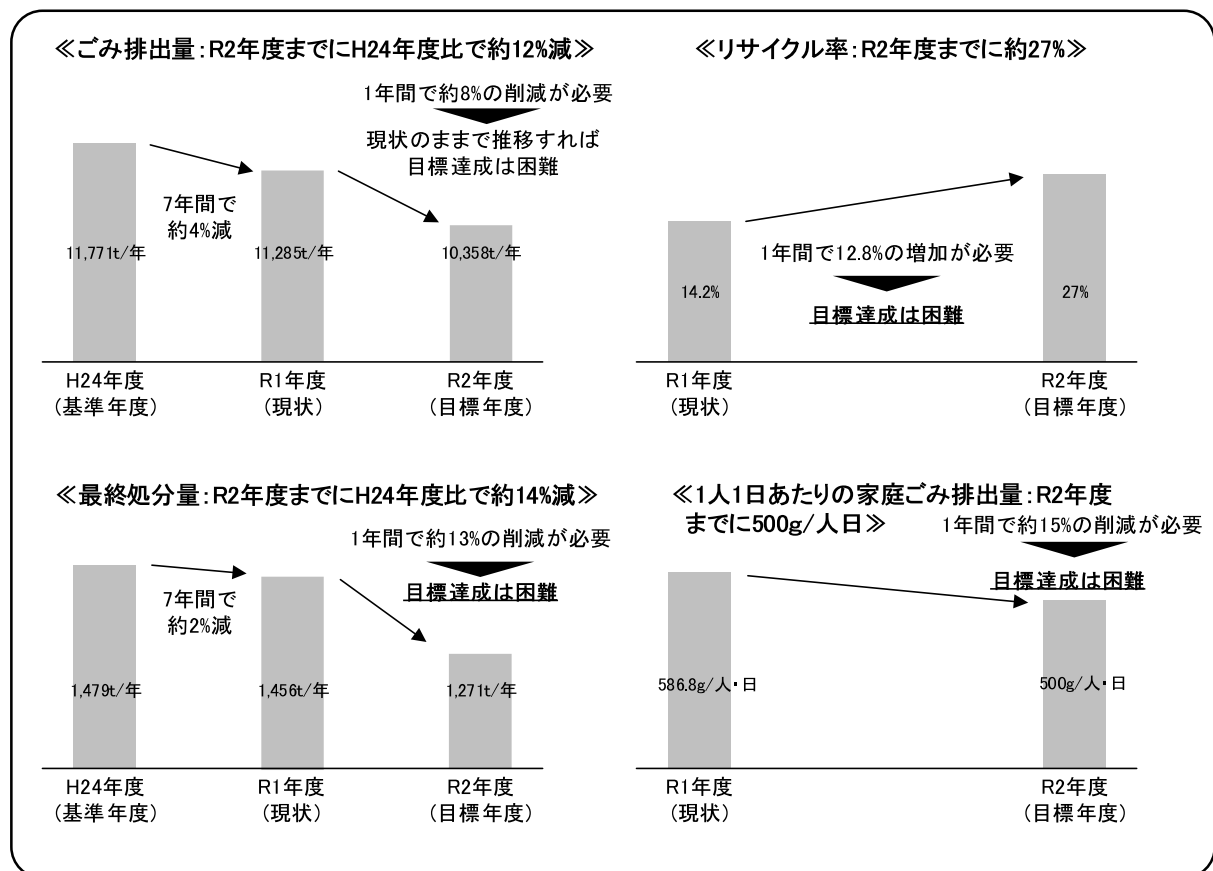
(2) 国の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る国の目標は、表 3-28 に示すとおりです。また、本市における国の目標の達成見込みは、次ページに示すとおりです。

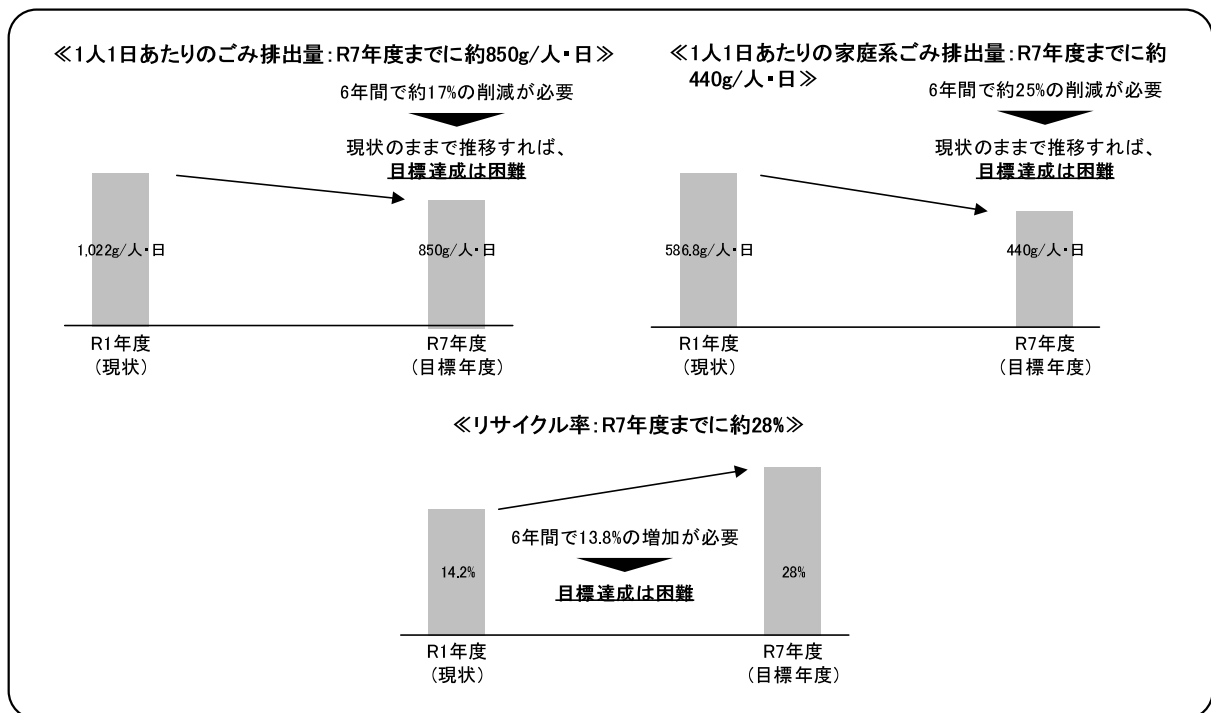
表 3-28 ごみ処理に係る国の目標値

	指 標	目 標
国の基本方針	ごみ排出量	令和 2 年度までに平成 24 年度比で約 12%削減
	リサイクル率	令和 2 年度までに約 27%
	最終処分量	令和 2 年度までに平成 24 年度比で約 14%削減
	1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ及び集団回収量等を除く）	令和 2 年度までに 500g/人・日
第 4 次循環型社会形成推進基本計画	1 人 1 日あたりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を含む）	令和 7 年度までに約 850g/人・日
	1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ及び集団回収量等を除く）	令和 7 年度までに約 440g/人・日
	リサイクル率	令和 7 年度までに約 28%

【国の基本方針で設定されている目標達成の見込み】



【第4次循環型社会形成推進基本計画で設定されている目標達成の見込み】



【国の基本方針とは】

国の基本方針とは、『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号、平成22年12月20日全部変更）』のことをいいます。この基本方針では、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な方向など（以下参照）を定めています。

- ① 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- ② 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- ③ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- ④ 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
- ⑤ 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
- ⑥ その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

【第4次循環型社会形成推進基本計画とは】

第1次循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年に策定されました。第4次計画は平成30年6月に策定され、以下の取組を実施することとしています。

- ① 持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ② 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ③ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ④ 適正処理の更なる推進と環境再生
- ⑤ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ⑥ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ⑦ 循環分野における基盤整備

(3) 類似団体の平均を基準とした評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(環境省)」を参考に、表 3-29 に示す指標について、類似団体の平均値を基準とした評価を行いました。評価にあたっては、各評価指標を指数化し、その指数による評価を行いました。評価の結果は、図 3-27 及び表 3-30 に示すとおりです。

本市においては、5つの指標とも、類似団体平均を下回っている状況です。

表 3-29 類似団体の平均を基準とした評価の指標（平成 29 年度）

評価指標		算出式
廃棄物の発生	人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量 [g/人・日]	ごみ総排出量 ÷ 365 ÷ 計画収集人口 × 10 ⁶
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDF ^注 ・セメント原料化等除く) [t/t]	資源化量 ÷ ごみ総排出量
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t]	最終処分量 ÷ ごみ総排出量
費用対効果	人口 1 人あたり年間処理経費 [円/人・年]	処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
	最終処分減量に要する費用 [円/t]	(処理及び維持管理費 - 最終処分費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

注) ごみ固形燃料のこと。なお、本市では RDF は製造していない。

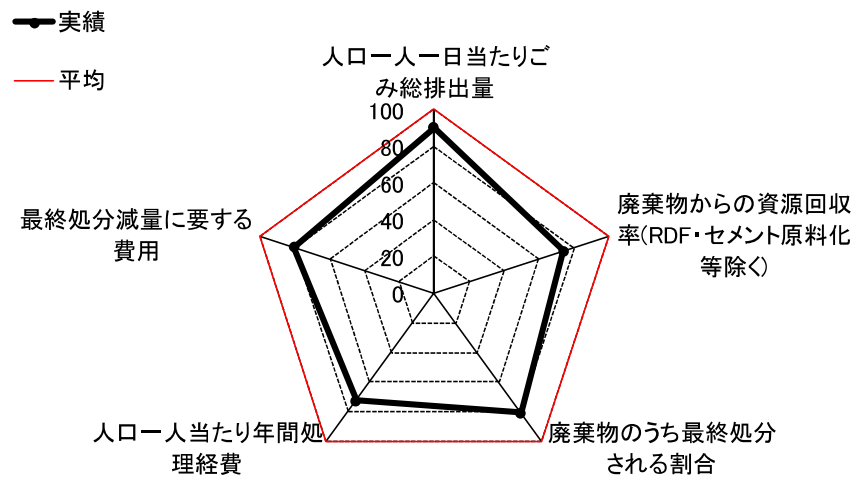


図 3-27 類似団体の平均を基準とした評価の結果

注) 各評価指標を指数化して評価（類似団体平均を 100(図 3-27 に赤線で示す)として評価))

表 3-30 類似団体の平均を基準とした評価の結果

	人口 1 人 1 日あたり ごみ総排出量 [g/人・日]	廃棄物からの資源 回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) [t/t]	廃棄物のうち最 終処分される割 合 [t/t]	人口 1 人あたり 年間処理経費 [円/人・年]	最終処分減量に 要する費用 [円/t]
平均	932	0.180	0.107	14,468	47,344
最大	1,522	0.748	0.903	63,463	331,928
最小	564	0.050	0	4,977	8,514
高梁市	1,022	0.133	0.128	18,432	56,686
指数値 ^{注1)}	90.3 ^{注2)}	73.9 ^{注3)}	80.4 ^{注2)}	72.6 ^{注2)}	80.3 ^{注2)}

注 1) 類似団体の平均値=100

注 2) $(1 - (\text{高梁市実績値} - \text{類似団体の平均値}) \div \text{類似団体の平均値}) \times 100$

注 3) $\text{高梁市実績値} \div \text{類似団体の平均値} \times 100$

【評価について】

類似団体の平均を基準とした評価には、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール【平成 29 年度実績版】」を用いました。同ツールは、類似団体の抽出は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型（平成 17 年 6 月 22 日付総務省自治財政局長通知総務第 106 号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠しています。

【評価結果の見方】

評価結果の見方は、以下のとおりです。類似団体の平均を基準とした評価は、類似団体の平均値を 100 としたときの各指標値の比率で表現しています。

◆人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量

比率が高いほど、ごみ総排出量は少なくなります。本市の場合、100 以下となっているため、人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量は、類似団体平均よりも多いといえます。

◆廃棄物からの資源回収率

指数が高いほど、資源回収率は高くなります。本市の場合、100 以下となっているため、廃棄物からの資源回収率は、類似団体平均よりも低いといえます。

◆廃棄物のうち最終処分される割合

比率が高いほど、最終処分される割合は低くなります。本市の場合、100 以下となっているため、廃棄物のうち最終処分される割合は、類似団体平均よりも高いといえます。

◆人口 1 人あたり年間処理経費

比率が高いほど、1 人あたりの処理経費は少なくなります。本市の場合、100 以下となっているため、人口 1 人あたり年間処理経費は、類似団体平均よりも高いといえます。

◆最終処分減量に要する費用

比率が高いほど、最終処分減量に要する費用は少なくなります。本市の場合、100 以下となっているため、最終処分減量に要する費用は、類似団体平均よりも高いといえます。

3.2 人口及びごみ排出量の将来予測

3.2.1 将来予測の手順

ごみ排出量推計の手順は、図 3-28 に示すとおりです。

家庭系ごみは、トレンド推計法により排出原単位（1人1日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

事業系ごみについては、排出量が少ない資源ごみであるかん類、その他プラスチック、紙パック、新聞、雑紙及び雑誌は直近数年間の平均値を用いることとしました。その他については、トレンド推計法により排出原単位（1日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

集団回収品については、トレンド推計法により排出原単位（1人1日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

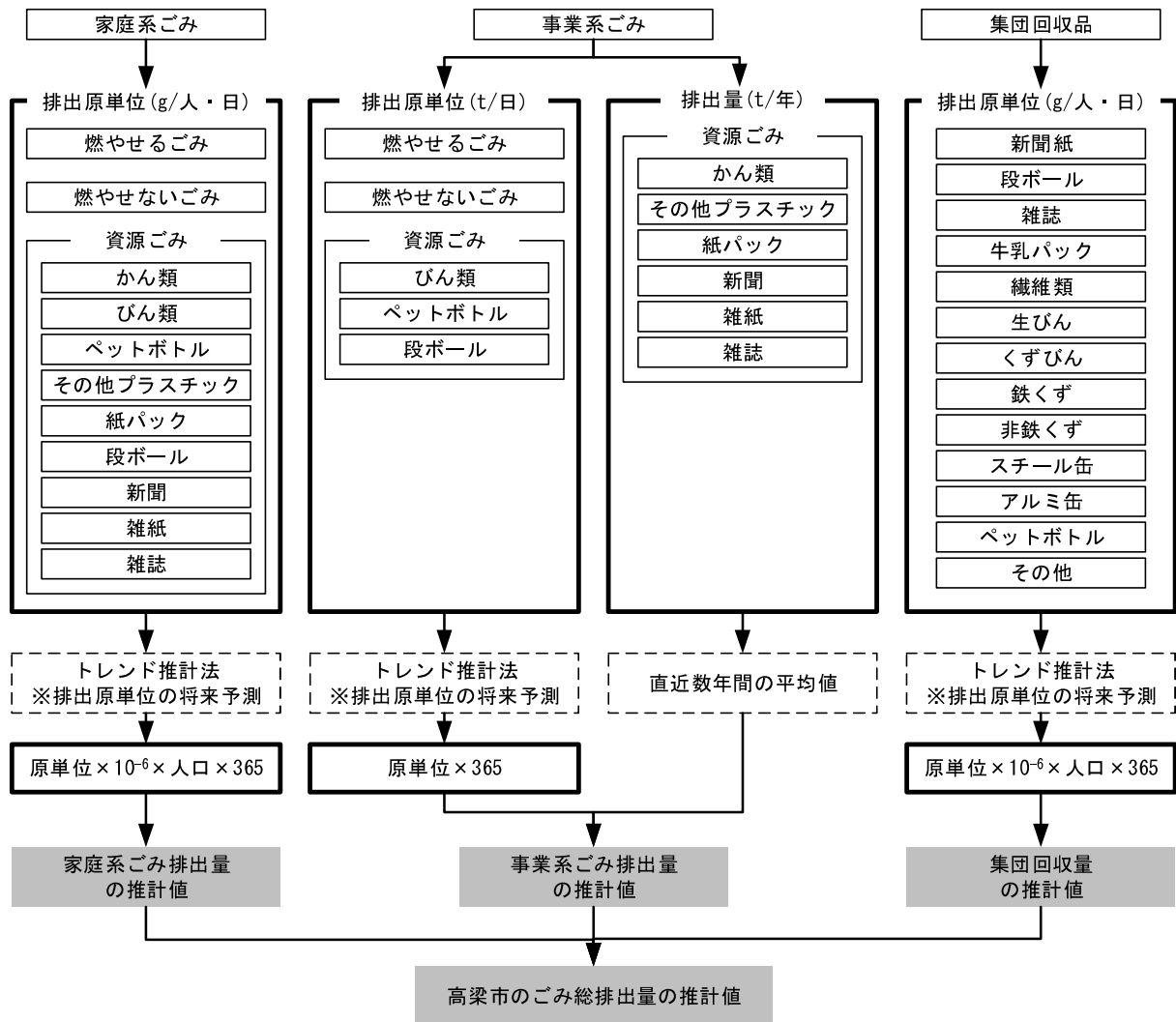


図 3-28 将来予測の手順

3.2.2 将来予測の結果

(1) 人口

人口の推計値は、図 3-29 及び表 3-31 に示すとおりです。

人口の推計値は、人口ビジョンにおける人口の推計値を参考に設定しました。

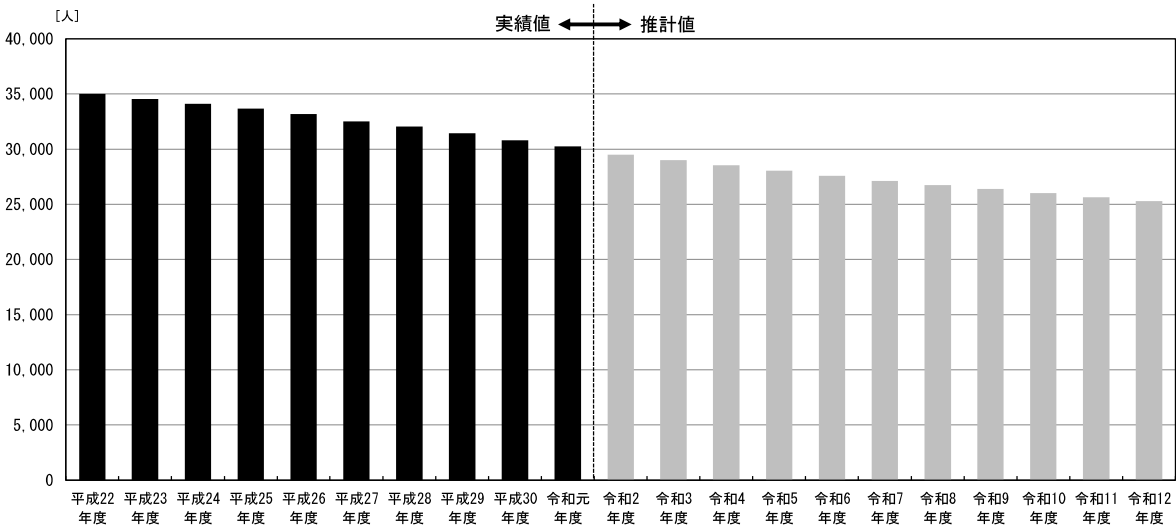


図 3-29 人口の推計結果

表 3-31 人口の推計結果

	令和元年度 実績値	令和 7 年度推計値 (中間目標年度)	令和 12 年度推計値 (目標年度)
人口 [人]	30,259	27,101	25,290

(2) 家庭系ごみ

① 排出原単位

家庭系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）は、図 3-30 及び表 3-32 に示すとおりです。

燃やせないごみ及び資源ごみの排出原単位は減少することが予想されますが、燃やせるごみについては、今後とも増加することが予想されます。排出量の大半を占める燃やせるごみの増加量が燃やせないごみ及び資源ごみの排出原単位の減少量を上回るため、家庭系ごみ全体の排出原単位は増加することが予想されます。

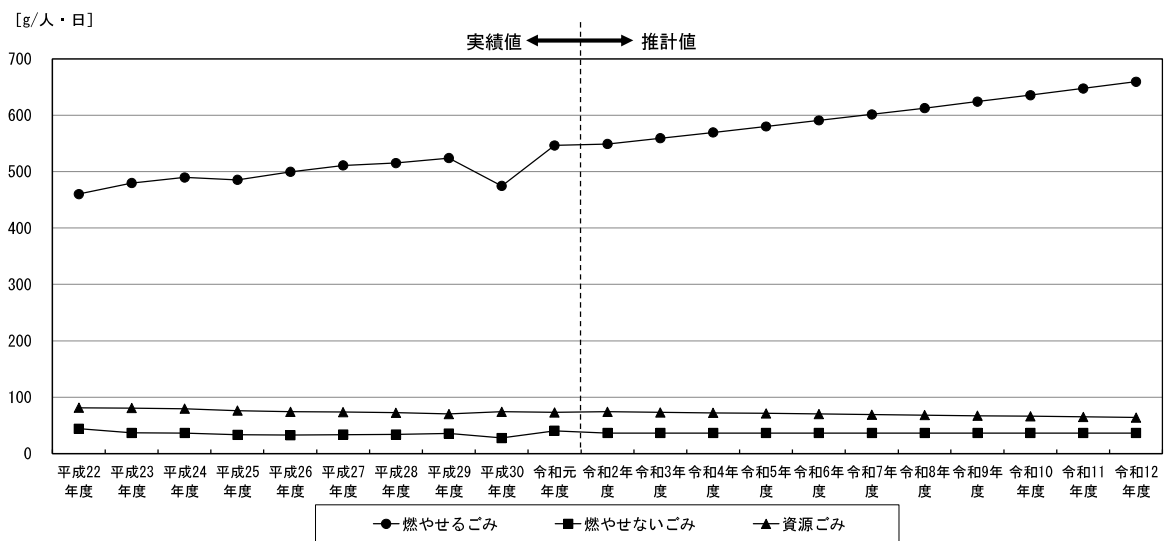


図 3-30 家庭系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）

表 3-32 家庭系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）

	令和元年度 実績値	令和7年度推計値 (中間目標年度)	令和12年度推計値 (目標年度)
燃やせるごみ [g/人・日]	546.5	601.8	659.8
燃やせないごみ [g/人・日]	40.3	36.3	36.3
資源ごみ [g/人・日]	73.1	69.0	63.9
合計 [g/人・日]	659.9	707.1	760.0

② 排出量

家庭系ごみ排出量の推計結果（現状予測）は、図 3-31 及び表 3-33 に示すとおりです。

燃やせるごみについては微増することが予想されますが、全体的には減少傾向で推移することが予想されます。

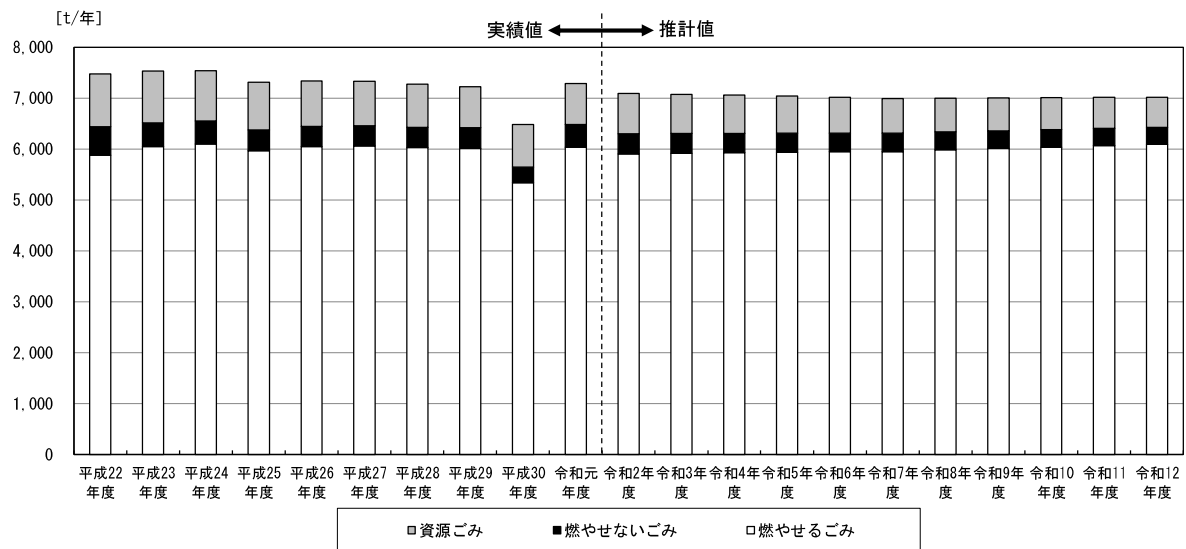


図 3-31 家庭系ごみ排出量の推計結果（現状予測）

表 3-33 家庭系ごみ排出量の推計結果（現状予測）

	令和元年度 実績値	令和7年度推計値 (中間目標年度)	令和12年度推計値 (目標年度)
燃やせるごみ [t/年]	6,036	5,953	6,091
燃やせないごみ [t/年]	445	359	335
資源ごみ [t/年]	807	683	590
合計 [t/年]	7,288	6,995	7,016

(3) 事業系ごみ

① 排出原単位

事業系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）は、図 3-32 及び表 3-34 に示すとおりです。

燃やせるごみ及び燃やせないごみの排出原単位は横ばい、資源ごみの排出原単位は微減することが予想されます。

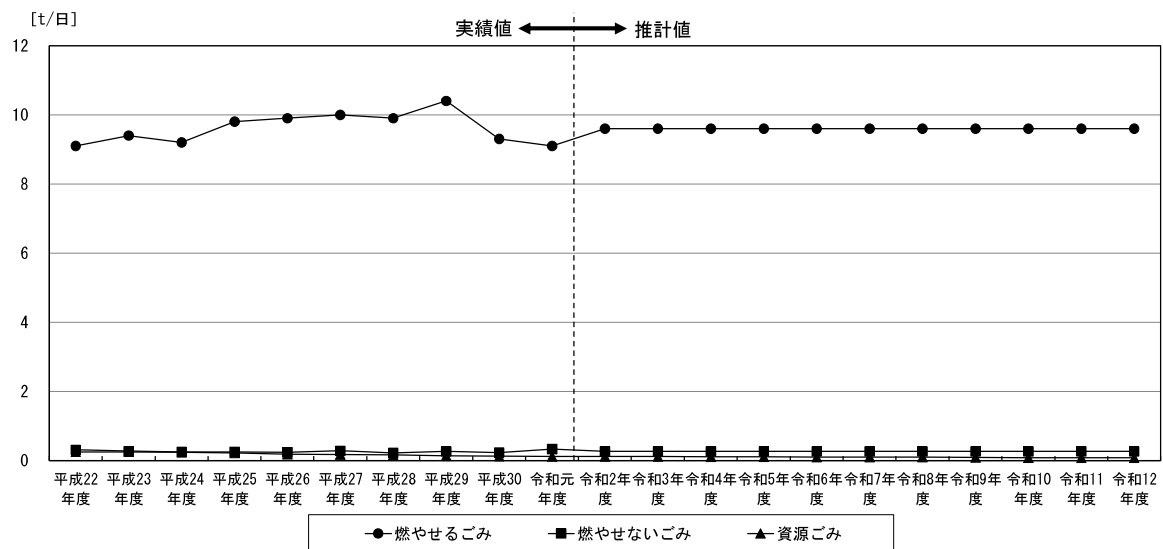


図 3-32 事業系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）

表 3-34 事業系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）

	令和元年度 実績値	令和7年度推計値 (中間目標年度)	令和12年度推計値 (目標年度)
燃やせるごみ [t/日]	9.10	9.60	9.60
燃やせないごみ [t/日]	0.33	0.26	0.26
資源ごみ [t/日]	0.12	0.10	0.08
合計 [t/日]	9.55	9.96	9.94

② 排出量

事業系ごみ排出量の推計結果（現状予測）は、図 3-33 及び表 3-35 に示すとおりです。

資源ごみについては微減することが予想されますが、全体的にはほぼ横ばいで推移することが予想されます。

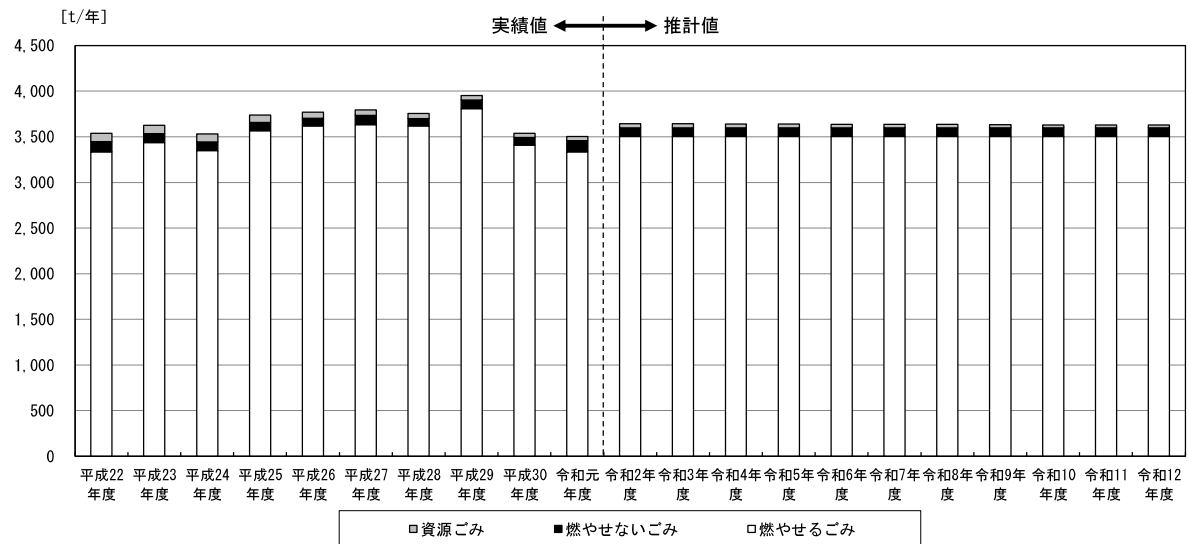


図 3-33 事業系ごみ排出量の推計結果（現状予測）

表 3-35 事業系ごみ排出量の推計結果（現状予測）

	令和元年度 実績値	令和7年度推計値 (中間目標年度)	令和12年度推計値 (目標年度)
燃やせるごみ [t/年]	3,337	3,504	3,504
燃やせないごみ [t/年]	121	95	95
資源ごみ [t/年]	45	37	30
合計 [t/年]	3,503	3,636	3,629

(4) ごみ排出量（家庭系ごみ＋事業系ごみ）

ごみ排出量の推計結果（現状予測）は、図 3-34 及び表 3-36 に示すとおりです。

目標年度におけるごみ排出量は、令和元年度をやや下回る程度になることが予測されます。

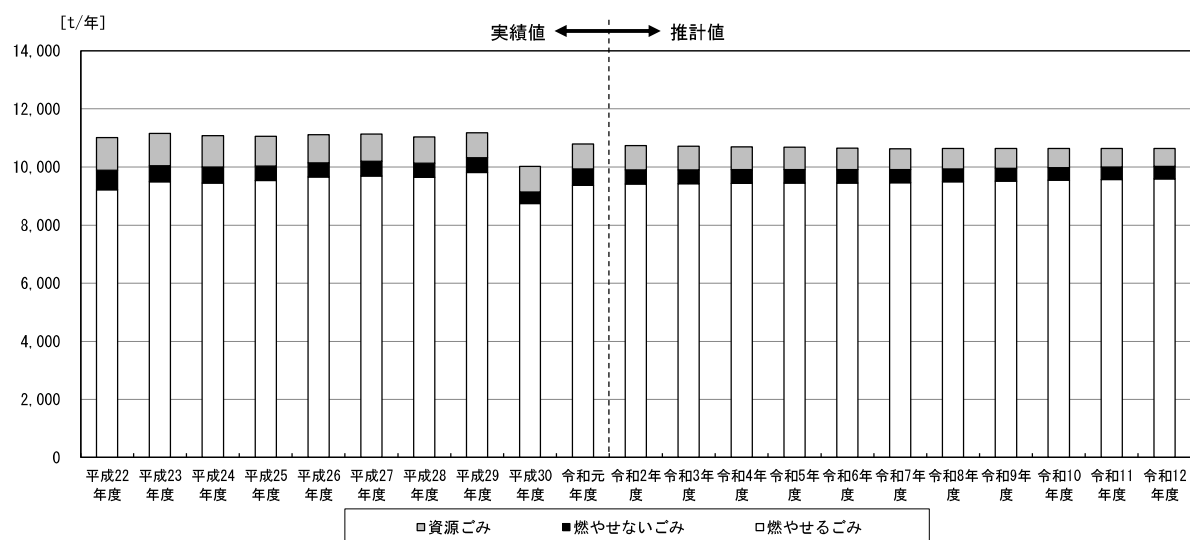


図 3-34 ごみ排出量の推計結果（現状予測）

表 3-36 ごみ排出量の推計結果（現状予測）

	令和元年度 実績値	令和7年度推計値 (中間目標年度)	令和12年度推計値 (目標年度)
燃やせるごみ [t/年]	9,373	9,457	9,595
燃やせないごみ [t/年]	566	454	430
資源ごみ [t/年]	852	720	620
合計 [t/年]	10,791	10,631	10,645

(5) ごみ総排出量（ごみ排出量＋集団回収量）

ごみ総排出量の推計結果（現状予測）は、図 3-35 及び表 3-37 に示すとおりです。

目標年度におけるごみ総排出量は、令和元年度をやや下回る程度になることが予測されます。

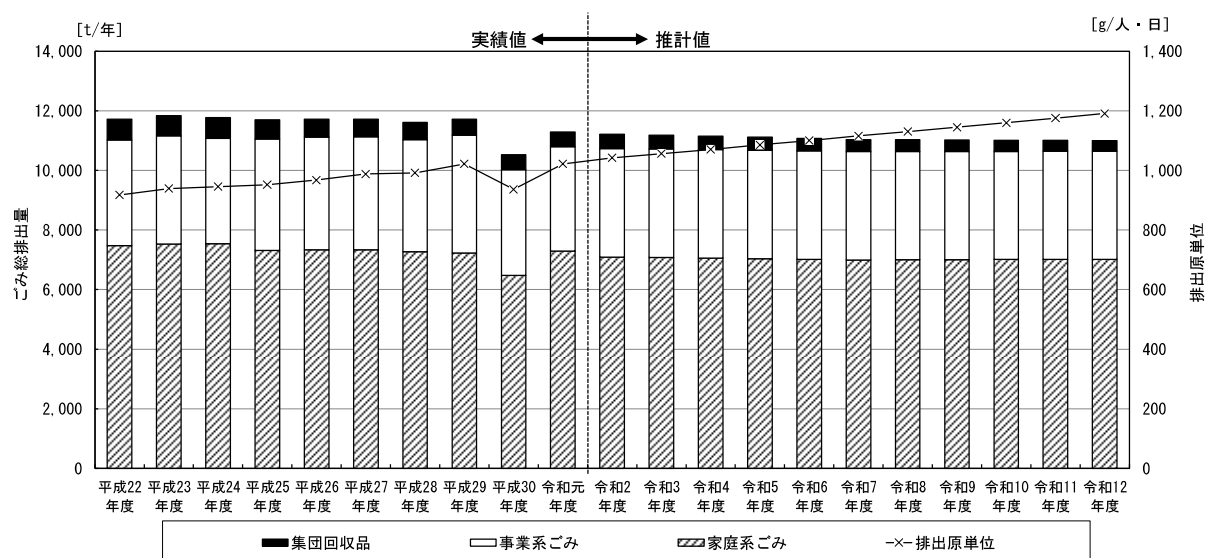


図 3-35 ごみ総排出量の推計結果（現状予測）

表 3-37 ごみ総排出量の推計結果（現状予測）

		令和元年度 実績値	令和 7 年度推計値 (中間目標年度)	令和 12 年度推計値 (目標年度)
排出量 [t/年]	家庭系ごみ	7,288	6,995	7,016
	事業系ごみ	3,503	3,636	3,629
	集団回収品	494	403	349
	合計	11,285	11,034	10,994
排出原単位 [g/人・日]		1,022	1,116	1,191

3.3 ごみ処理に係る課題

3.3.1 排出抑制

現在、排出抑制・減量化を推進するため、啓発活動や補助金の交付等、様々な施策を行っています。これにより、直近 10 年間のごみ排出量は減少傾向にあります。

しかし、1 人 1 日あたりのごみ排出量は、全国平均、岡山県平均及び類似団体平均を上回っています。また、1 人 1 日あたりのごみ排出量及び 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ及び集団回収量等を除く）については、現状の施策のみでは、第 4 次循環型社会形成推進計画に掲げられた目標の達成は困難な状況です。特に、家庭系の燃やせるごみについては、排出原単位が増加傾向にあり、現状の施策のみでは、今後も排出原単位が増加することが予想されます。

したがって、現在の施策を継続しながら減量化を推進するとともに、特に、家庭系燃やせるごみの排出抑制につながる新たな施策を実施していく必要があります。

なお、規模が小さい事業所で発生するごみは、家庭系ごみステーションに排出され、家庭系ごみとして処理されているものが多いことから、これらの事業所におけるごみ排出方法等について検討する必要があります。

また、施設見学者数及び紙すき等の体験者数は減少傾向にあることから、見学者数等の増加に向けた啓発を行うとともに、環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、市民との協働により、ごみ排出量を削減する必要があります。

さらに、本市では地域ケーブルテレビや説明会等によりごみの減量化方法を周知していますが、本計画の策定にあたり実施したアンケート調査において、ごみの減量化方法について情報提供を求める声もあります。今後とも、ごみの減量化方法の周知徹底を図る必要があります。

3.3.2 資源化

資源化量は、平成 22 年度～令和元年度の 10 年間で約 20%減少しており、それに伴い、リサイクル率も減少傾向にあります。また、第 4 次循環型社会形成推進計画では、令和 7 年度までにリサイクル率を約 28%に引き上げることが目標に掲げられていますが、令和元年度における本市のリサイクル率は 14.2%であり、目標達成は困難な状況です。

一方、燃やせるごみの性状を見ると、その他プラスチック、紙類及び布類等の資源化できるものが多く含まれていると考えられます。これらを分別回収し、リサイクルすることにより、資源化量及びリサイクル率の向上が期待できます。

また、集団回収量も大きく減少していることから、集団回収量の増加に向けた啓発活動等を行う必要があります。

3.3.3 収集運搬

本市では、広報紙やごみカレンダーの配布等によりごみの分別や出し方を周知していますが、本計画の策定にあたり実施したアンケート調査において、ごみの分別や出し方について情報提供を求める声もあります。今後とも、ごみ分別や出し方の周知徹底を図る必要があります。

また、本市は、ステーション方式による燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ（かん類、びん類、ペットボトル、その他プラスチック、雑紙・紙パック・段ボール・新聞紙・雑誌）の 3 区分収集を行っています。今後、リサイクル率の向上等に向け、新たな分別品目を追加する場合は、収集体制について検討する必要があります。

3.3.4 中間処理

現在、本市内で排出されるごみは、高梁地域事務組合の中間処理施設で適正に処理しています。しかし、焼却施設は稼働開始から 21 年、粗大ごみ処理施設は 40 年、リサイクルプラザは 20 年が経過しており、老朽化が進行しています。焼却施設及び粗大ごみ処理施設については、平成 30 年度に平成 30 年 7 月豪雨で被災した機器を更新しましたが、本計画期間中には 3 施設とも一般的にいわれる耐用年数である 20～25 年を超えます。処理施設の整備方法としては、新たな施設の建設だけではなく、既存施設の延命化も考えられます。一方、リサイクル率等の向上に向けた新たな資源化手法の導入も考えられます。今後、これらの状況をふまえながら、処理施設の整備に向けた検討を行う必要があります。

なお、処理施設の整備に係る検討にあたっては、「新岡山県ごみ処理広域化計画（平成 19 年 3 月）」等もふまえる必要があります。

3.3.5 最終処分

最終処分量は減少傾向にありますが、国の基本方針に掲げられている目標の達成は困難な状況です。また、最終処分率は減少傾向にありますが、類似団体平均を上回っています。したがって、最終処分量を削減する必要があります。

3.3.6 ごみ処理経費

ごみ処理に係る経費は減少傾向にありますが、類似団体平均を上回っています。したがって、ごみ処理経費の削減に努める必要があります。

3.3.7 その他

環境保全や環境美化の観点から、ごみ不法投棄やポイ捨て防止策を強化する必要があります。また、特別管理一般廃棄物や適正処理困難物については、事業者責任、排出者責任のもとで、より適正な処理方法確立する必要があります。

3.4 ごみ処理に係る目標

本計画におけるごみ処理に係る目標は、以下のとおりとします。

1人1日あたりのごみ排出量を920g/人・日以下にします。

今後、減量化に資する施策を積極的に展開することにより、1人1日あたりのごみ排出量を中間目標年度である令和7年度までの5年間で約33g（約3%）削減します。

その後も減量化を推進し、中間目標年度以降の5年間で約69g（約7%）削減します。これにより、目標年度である令和12年度における1人1日あたりのごみ排出量を920g/人・日以下にします。

最終処分量を1,020t/年以下にします。

今後、減量化に資する施策を積極的に展開することにより、最終処分量を中間目標年度である令和7年度までの5年間で227t（約16%）削減します。

その後も減量化を推進し、中間目標年度以降の5年間で210t（約14%）削減します。これにより、目標年度である令和12年度における最終処分量を1,020t/年以下にします。

3.5 基本方針

前計画では、“市民・事業者・行政の協働と連携による循環型のまち”の実現を図るための基本方針を設定しています。

本計画においても、前計画の考え方を継承し、以下のとおり基本方針を設定します。

基本方針 1 市民・事業者・行政の協働によるごみの発生・排出抑制の推進

ごみの発生・排出抑制を推進するためには、市民・事業者・行政が連携し、発生・排出抑制に向けた共通の意識を持ち、それぞれの立場における役割と責任を果たすことが重要です。

したがって、市は、一般廃棄物処理の責任主体として、発生・排出抑制に係る施策を策定するとともに、それらの施策を効果的に展開するため、市民及び事業者に対して周知徹底を図ります。また、市民及び事業者は、排出者としての責任を果たすため、市が策定した施策に積極的に協力することとします。

基本方針 2 適正処理の推進

本市で排出されるごみは、高梁地域事務組合のごみ処理施設で適正に処理されており、今後とも、同施設で処理を行う方針です。しかし、同施設は、本計画期間中に一般的にいわれる耐用年数である20～25年を超えます。ごみ処理施設の新設には多額の費用が必要となりますが、厳しい財政状況を考慮すると、ごみ処理施設整備に係る費用を抑制する必要があります。したがって、計画的な補修・維持管理を行い、施設の延命化を図ります。

また、本市内では各種リサイクル法施行後、不法投棄が増加していますが、不法投棄ごみは土壌や地下水汚染の発生原因となります。今後、不法投棄の防止に向けた対策も講じ、不法投棄の削減に努めます。

基本方針 3 循環資源の利用促進

排出されたごみのリサイクルは、リサイクル率の向上だけでなく、最終処分量の削減にも大きな効果をもたらします。今後、資源ごみのリサイクルに資する集団回収や拠点回収を推進します。また、現在は焼却処理されている燃やせるごみの中には資源化できるものが多く含まれていると考えられることから、これらのリサイクルの推進を図ります。

特に、廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、発電や燃料等のエネルギーとして使用した場合には化石資源の代替になり地球温暖化対策にも資することから、本市の特性に応じた処理方法を検討します。

基本方針 4 市民・事業者への情報提供及び環境教育の推進

ごみの排出抑制やリサイクルを推進するためには、本市のごみ処理の現状や“なぜ、排出抑制やリサイクルを推進する必要があるのか”ということを市民・事業者理解してもらうことが重要です。

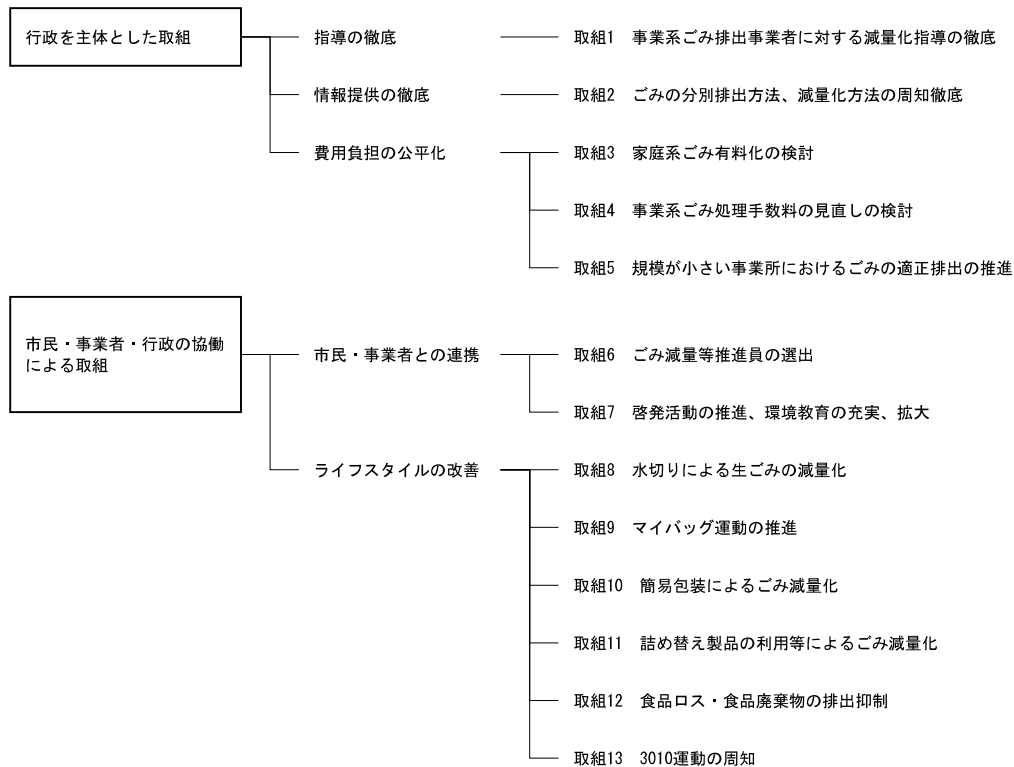
したがって、市民・事業者に対して、ごみ処理に係る情報を積極的に提供するとともに、“ごみ”を題材とした環境教育の推進を図ります。

3.6 ごみの排出抑制・再資源化のための取組

ごみの排出抑制・再資源化に係る主な取組は、図 3-36 に示すとおりです。

本市では、以下の取組を実施し、ごみの排出抑制・再資源化を図ります。なお、新たに実施する取組については、必要に応じて、その内容等について、市民・事業者から意見を聴取するものとします。

【排出抑制・減量化に係る主な取組】



【再資源化に係る主な取組】

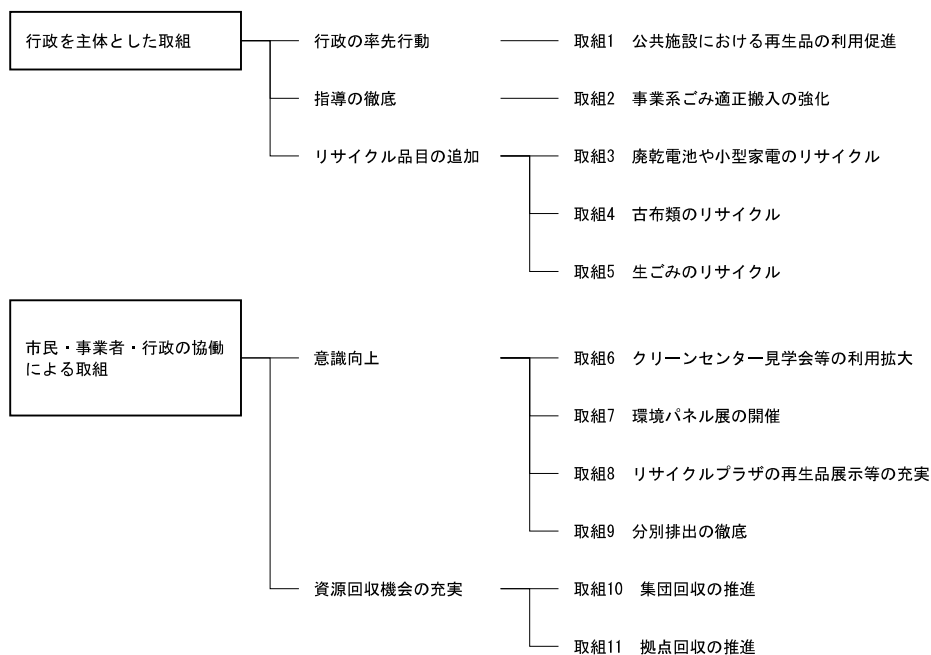


図 3-36 ごみの排出抑制・再資源化の主な取組

3.6.1 排出抑制・減量化に係る取組

排出抑制・減量化に係る取組は、以下のとおりです。

取組１ 事業系ごみ排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみの排出抑制を目的とし、減量化・資源化計画の策定を指導します。また、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理の責任を明確にし、適正処理を指導します。

【各者の役割】

市：事業者への減量化・資源化計画策定の指導、適正処理の指導

事業者：減量化・資源化計画の策定、適正処理の徹底

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業系ごみ排出事業者に対する減量化指導の徹底	取組の継続									

取組２ ごみの分別排出方法、減量化方法の周知徹底

本市では、ごみの分別や出し方をホームページに掲載するとともに、ごみカレンダーも作成し、市民に対してごみの分別排出に係る情報を提供しています。また、地域ケーブルテレビや説明会等により、ごみの減量化方法を周知しています。一方、市民や事業者からは、『ごみの分別排出を分かりやすく提示してもらいたい』、『家庭や事業所で簡単に行える減量化方法を教えてもらいたい』等の要望が出ています。

今後とも、分別方法等のホームページへの掲載やごみカレンダーの作成を行うとともに、ごみ分別ガイドブック等を作成し、市民の方により分かりやすい形で分別排出に係る情報を提供します。また、家庭や事業所で実施することができる減量化方法として生ごみ処理機や段ボールコンポストの活用等についても、広報紙やチラシ等を活用し、情報提供します。

【各者の役割】

市：分別排出に係る情報の提供、減量化方法の情報提供

市民：分別排出の徹底、減量化の実施

事業者：分別排出の徹底、減量化の実施

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ごみの分別排出方法、減量化方法の周知徹底	取組の継続									

取組 3 家庭系ごみ有料化の検討

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。」と記載されており、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化されています。

また、平成 30 年 10 月現在において、岡山県内の約 80%の自治体で家庭系ごみの有料化が行われています。

これらの状況をふまえ、本市においても家庭系ごみの有料化について検討します。

【各者の役割】

市：家庭系ごみ有料化の検討

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
家庭系ごみ有料化の検討	検討					有料化の実施または検討の継続				

取組 4 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

近年、本市のごみ処理経費は増加傾向にあります。また、廃棄物処理法では、事業所から排出されるごみは事業者の責任において処理することとされています。

このような状況をふまえ、今後、排出事業者責任の徹底や受益者負担の公平性の観点から、事業系ごみ処理手数料の見直しについて検討します。

【各者の役割】

市：事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業系ごみ処理手数料の見直しの検討	検討					見直しの実施または検討の継続				

取組 5 規模が小さい事業所におけるごみの適正排出の推進

現在、規模が小さい事業所において発生するごみは、家庭系ごみのステーションに排出され、家庭系ごみとして収集・処理されているものが多くあります。一方、廃棄物処理法では、事業所から排出されるごみは事業者の責任において処理することとされています。

このような状況をふまえ、規模が小さい事業所において適正にごみが排出されるよう、指導します。なお、指導にあたっては、町内会やごみ減量等推進員と連携します。

【各者の役割】

市：規模が小さい事業所への適正排出の指導

事業者：ごみの適正排出の徹底

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
規模が小さい事業所におけるごみの適正排出の推進	取組の継続									

取組 6 ごみ減量等推進員の選出

市民レベルでのごみ減量に取り組むため、ごみ減量等推進員を選出し、公民館単位でのごみ減量化を推進します。

【各者の役割】

市：ごみ減量等推進員の選出

市民：ごみの減量

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ごみ減量等推進員の選出	取組の継続									

取組 7 啓発活動の推進、環境教育の充実、拡大

本市のごみ処理の現状等を広報紙等に掲載し、市民にごみ処理の現状を認識してもらうとともに、排出抑制の定着とごみに対する市民の意識向上を図ります。また、市内のイベント等の様々な機会を積極的に活用して、ごみの排出抑制や適正分別排出を呼びかけます。

さらに、ごみ減量等推進員と連携しながら、市民を対象とした出前講座等を実施します。

【各者の役割】

市：出前講座の実施等

市民：排出抑制、ごみに対する意識向上

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
啓発活動の推進、環境教育の充実、拡大	取組の継続									

取組 8 水切りによる生ごみの減量化

燃やせるごみの中に含まれている生ごみには多くの水分が含まれており、生ごみの水分をできるだけ除去して排出することによりごみの減量化が図れます。

したがって、市民に対し、水切りネットの使用等により、生ごみに含まれる水分をできるだけ除去して排出するよう、水切りネットの配布等により呼びかけます。

【各者の役割】

市：水切りネットの配布等による呼びかけ

市民：生ごみの水切りの実施

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
水切りによる生ごみの減量化	取組の継続									

取組 9 マイバッグ運動の推進

全国的にレジ袋が有料化されたことをふまえ、本市においても引き続き、岡山県と歩調をあわせながら、多くの販売店がレジ袋削減に向けた取組を実施するよう販売店に働きかけていくとともに、市民に対し、レジ袋削減の必要性やマイバッグの持参などと呼びかけます。

【各者の役割】

市：マイバッグの持参などの呼びかけ

市民：マイバッグの持参など

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
マイバッグ運動の推進	取組の継続									

取組 10 簡易包装によるごみ減量化

販売店に対し、簡易包装を呼びかけるとともに、市民に対しては、量り売りやバラ売りのものを積極的に選ぶよう、広報紙等で呼びかけます。これらの取組により、包装を必要最小限に抑え、包装材の減量化に努めます。

【各者の役割】

- 市：簡易包装の呼びかけ
- 市民：量り売りやバラ売りのものの積極的な選択
- 事業者：簡易包装の徹底

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
簡易包装によるごみ減量化	取組の継続									

取組 11 詰め替え製品の利用等によるごみ減量化

市民に対し、使い捨て製品の使用を抑制し詰め替え製品を積極的に購入する等、ごみになるものを受け取らない生活、物を大切にする生活スタイルを心掛けるよう、広報紙等で呼びかけます。

【各者の役割】

- 市：詰め替え製品購入の呼びかけ
- 市民：詰め替え製品の積極的な購入

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
詰め替え製品の利用等によるごみ減量化	取組の継続									

取組 12 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品いわゆる食品ロスの削減に向けて、食品ロス量の把握に努めるとともに、事業者や市民へ食品ロスの削減を呼びかけます。

【各者の役割】

- 市：食品ロス削減の呼びかけ
- 市民：食品ロスの削減
- 事業者：食品ロスの削減

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
食品ロス・食品廃棄物の排出抑制	検討 取組の実施									

取組 13 3010 運動の周知

食品ロスの削減に向けて、宴会等における開始後 30 分と終了前 10 分は提供される料理を食べる時間として「食べきり」を実践する 3010（さんまるいちまる）運動を実施するよう、事業者や市民へ呼びかけます。

【各者の役割】

- 市：3010 運動実施の呼びかけ
- 市民：3010 運動の実施
- 事業者：3010 運動の推進

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
3010 運動の周知	取組の継続									

3.6.2 再資源化に係る取組

再資源化に係る取組は、以下のとおりです。

取組 1 公共施設における再生品の利用促進

公共施設において、古紙利用のトイレットペーパーやコピー用紙など、環境にやさしい製品の利用を行います。

【各者の役割】

- 市：環境にやさしい製品の利用

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
公共施設における再生品の利用促進	取組の継続									

取組 2 事業系ごみ適正搬入の強化

高梁地域事務組合と連携しクリーンセンターでの搬入指導等を行うとともに、広報紙や地域ケーブルテレビを活用することにより事業系ごみの分別排出の徹底を図り、燃やせるごみ排出量の削減及び資源回収量の増加を図ります。

【各者の役割】

市：クリーンセンターでの搬入指導等
事業者：適正搬入の徹底

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業系ごみ適正搬入の強化	取組の継続									

取組 3 廃乾電池や小型家電製品のリサイクル

現在、廃乾電池や小型家電製品は、燃やせないごみとして埋立処分していますが、今後は拠点回収等によるリサイクルについて検討します。

【各者の役割】

市：拠点回収等による廃乾電池や小型家電製品リサイクルの検討

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
廃乾電池や小型家電製品のリサイクル	検討					取組の実施または検討の継続				

取組 4 古布類のリサイクル

現在、古布類は集団回収により回収していますが、資源ごみとしての分別回収は行っていない。本計画の策定にあたり実施したアンケート調査において、「古布の分別に協力できる」という声が多くあることをふまえ、今後、古布類のリサイクルに向けた検討を行います。

【各者の役割】

市：古布類のリサイクルに向けた検討

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
古布類のリサイクル	検討					取組の実施または検討の継続				

取組 5 生ごみのリサイクル

令和元年度から、有漢学校給食センター、有漢こども園及び有漢地域の一部をモデル地区とし、排出される生ごみを堆肥化し、地域へ還元する取組を行っています。この取組を当面の間、継続し有効性等について検証していきます。また、家庭や事業所から排出される生ごみについて、各家庭や事業所、各種団体単位でのリサイクルを推進します。

【各者の役割】

市：生ごみのリサイクルに向けた検討

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
生ごみのリサイクル	取組の継続、有効性等の検証									

取組 6 クリーンセンター見学会等の利用拡大

本市では、クリーンセンターの見学会や紙すき等の体験講座を開催していますが、見学会、体験講座とも参加人数は減少傾向にあります。

今後、広報紙やホームページ等において、これらの取組を積極的にPRし、参加人数の拡大を図ります。また、体験講座等のプログラムの充実を図ります。

【各者の役割】

市：クリーンセンター見学会等の開催・PR

市民：見学会等への参加

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
クリーンセンター見学会等の利用拡大	取組の継続									

取組 7 環境パネル展の開催

子供から大人まで地球に優しいライフスタイルの定着が図れるよう、環境パネル展を開催します。環境パネル展では市民・事業者・行政の協働による廃棄物の排出抑制・再利用をはじめ、リサイクルの推進を目的としたイベントを開催します。

【各者の役割】

市：環境パネル展の開催

市民：環境パネル展への参加

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
環境パネル展の開催	取組の継続									

取組 8 リサイクルプラザの再生品展示等の充実

リサイクルプラザの再生品展示室及びリサイクル工房の充実を図ることにより、リユースの重要性について呼びかけます。

【各者の役割】

市：リサイクルプラザの再生品展示等

市民：リユースに対する意識向上

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
リサイクルプラザの再生品展示等の充実	取組の継続									

取組 9 分別排出の徹底

現在、本市では資源ごみとして9品目を回収していますが、燃やせるごみの中に資源化が可能な新聞・雑誌・プラスチック等が混入していると考えられます。今後も広報紙や地域ケーブルテレビを活用し、市民への啓発を行うことにより分別排出の徹底を図り、資源回収量の増加を図ります。

【各者の役割】

市：分別排出の啓発

市民：分別排出の徹底

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
分別排出の徹底	取組の継続									

取組 10 集団回収の推進

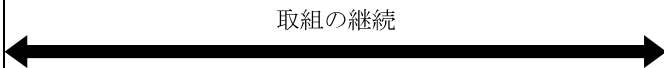
本市では、ごみ減量化協力団体報奨制度を設け、紙類等の資源回収を行っています。今後とも、本制度を継続し、資源化の推進を行うとともに、取組を行う団体の増加に向けた啓発活動を行います。また、ホームページや広報紙、各戸配布啓発資料を活用して、集団回収の実施情報等を市民に提供し、集団回収の推進を図ります。

【各者の役割】

市：ごみ減量化協力団体報奨制度の継続、取組を行う団体の増加に向けた啓発

市民：集団回収への協力

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
集団回収の推進										

取組 11 拠点回収の推進

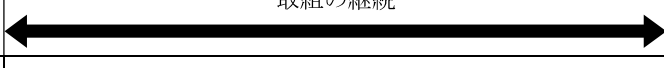
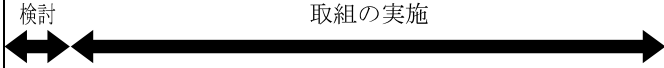
本市では、市役所、各地域局、市民センター、連絡所、公民館で廃蛍光管の拠点回収を行っています。また、市内のスーパーでは、食品トレーやペットボトル等の回収を行っています。

今後とも、公共施設等での拠点回収を行います。また、スーパーと連携し、スーパーでの拠点回収を推進するとともに、回収量が把握できる仕組みづくりについて検討します。また、市民に対しては、拠点回収場所及び拠点回収品目等について、広報紙等を活用し情報提供を行います。

【各者の役割】

- 市：拠点回収の継続、スーパーでの拠点回収量が把握できる仕組みの検討
- 市民：拠点回収への協力

【取組のスケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
拠点回収										
スーパーでの拠点回収量の把握										

3.6.3 目標達成時のごみ排出量等

上記の施策の確実な実施により、本計画の目標を達成した場合のごみ排出量等の推移は、図 3-37～図 3-41 及び表 3-38～表 3-42 に示すとおりです。

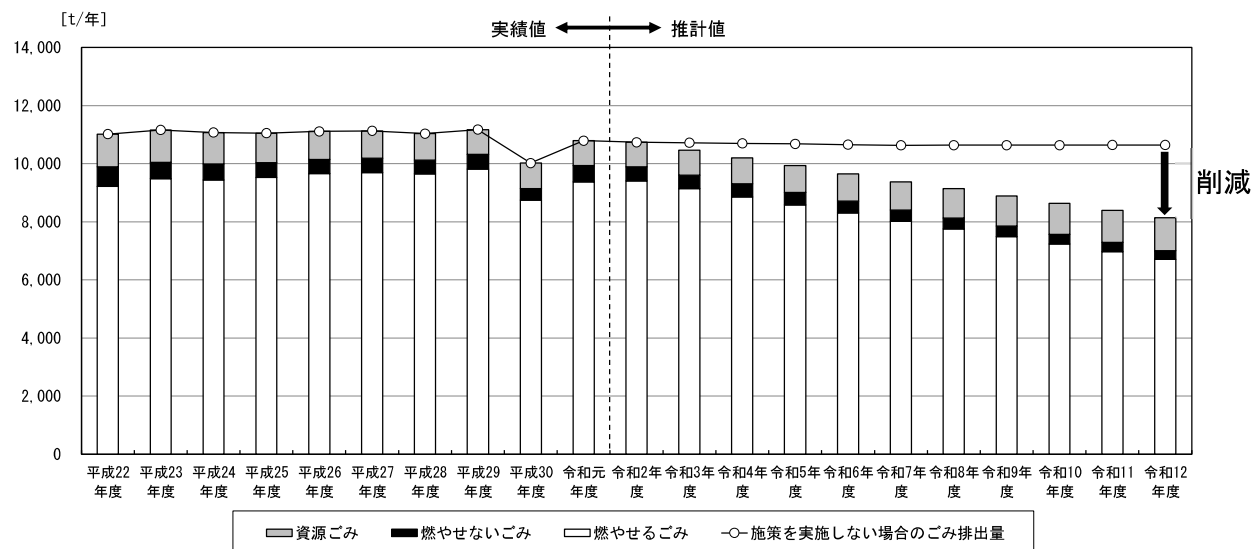


図 3-37 ごみ総排出量の推移（ごみ種別、目標達成時）

表 3-38 ごみ総排出量の推移（ごみ種別、目標達成時）

	令和元年度 実績値	令和7年度推計値 (中間目標年度)	令和12年度推計値 (目標年度)
燃やせるごみ [t/年]	9,373	8,020	6,705
燃やせないごみ [t/年]	566	389	299
資源ごみ [t/年]	852	972	1,139
合計 [t/年]	10,791	9,381	8,143

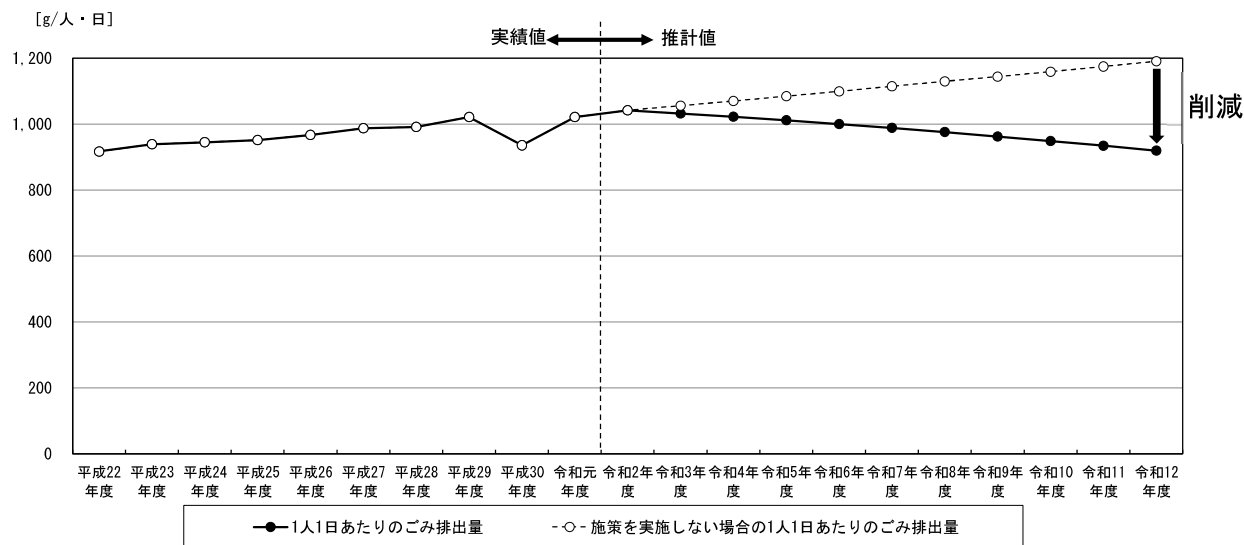


図 3-38 1人1日あたりのごみ排出量の推移

表 3-39 1人1日あたりのごみ排出量の推移

		令和元年度 実績値	令和7年度推計値 (中間目標年度)	令和12年度推計値 (目標年度)
1人1日あたり のごみ排出量 [g/人・日]	目標達成時	1,022	989	920
	現状推移	1,022	1,116	1,191

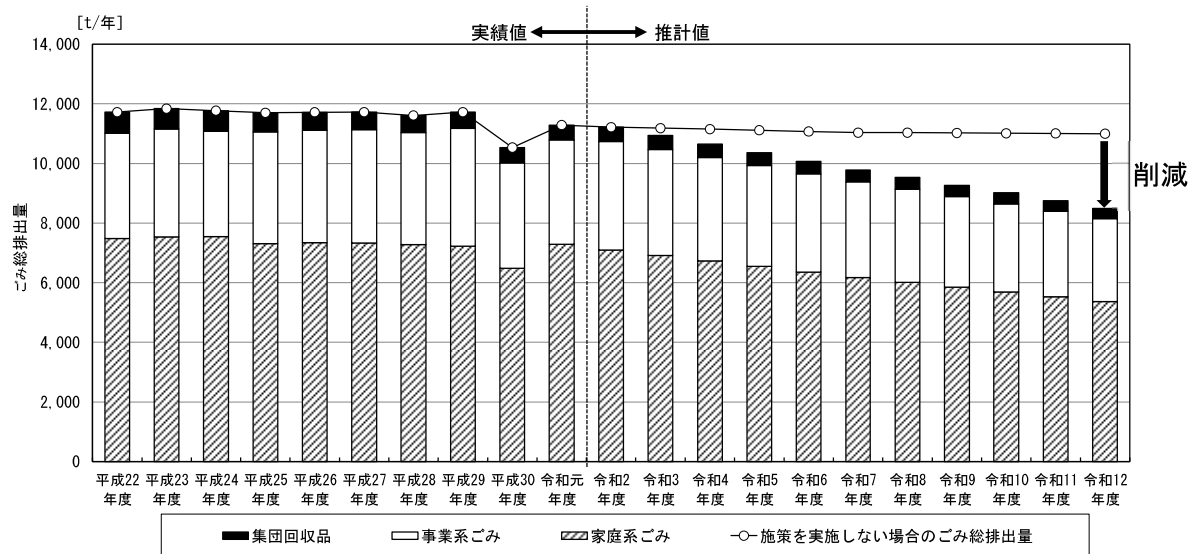


図 3-39 ごみ総排出量の推移（排出源別、目標達成時）

表 3-40 ごみ総排出量の推移（排出源別、目標達成時）

	令和元年度 実績値	令和 7 年度推計値 (中間目標年度)	令和 12 年度推計値 (目標年度)
家庭系ごみ [t/年]	7,288	6,170	5,367
事業系ごみ [t/年]	3,503	3,211	2,776
集団回収品 [t/年]	494	403	349
合計 [t/年]	11,285	9,784	8,492

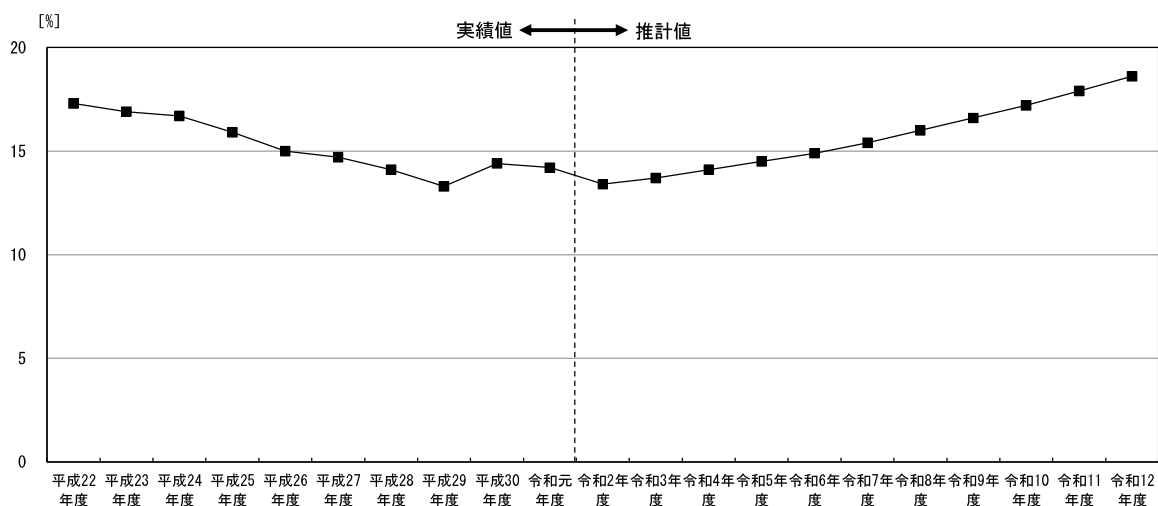


図 3-40 リサイクル率の推移 (目標達成時)

表 3-41 リサイクル率の推移 (目標達成時)

	令和元年度 実績値	令和7年度推計値 (中間目標年度)	令和12年度推計値 (目標年度)
リサイクル率 [%]	14.2	15.4	18.6

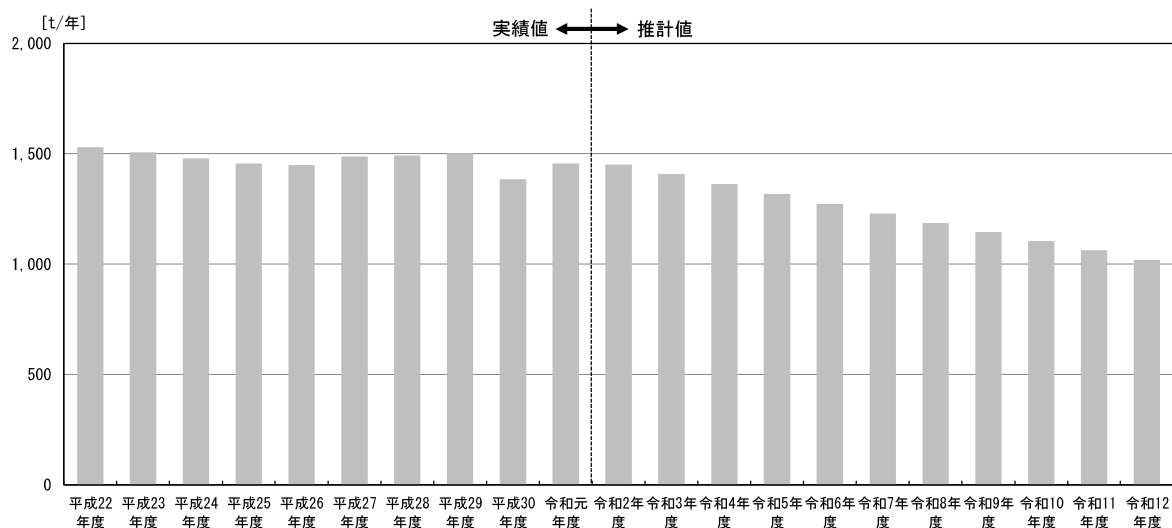


図 3-41 最終処分量の推移 (目標達成時)

表 3-42 最終処分量の推移 (目標達成時)

	令和元年度 実績値	令和7年度推計値 (中間目標年度)	令和12年度推計値 (目標年度)
最終処分量 [t/年]	1,456	1,229	1,019

3.7 収集運搬計画

3.7.1 計画収集区域

計画収集区域は、これまでどおり、市内全域とします。

3.7.2 実施主体

収集運搬の実施主体は、高梁市とします。

3.7.3 収集形態

収集形態は、これまでどおり、市内全域で委託収集とします。

また、一時多量ごみ及び事業系ごみについては、自己搬入及び許可業者によるものとします。

3.7.4 収集方式

収集方式は、これまでどおり、表 3-43 のとおりとします。

また、廃蛍光管については、これまでどおり、市役所、各地域局、市民センター、連絡所、公民館での拠点回収を行います。

なお、新たに分別回収を行う品目については、各品目に適した収集方法等を検討します。

表 3-43 収集方式

		収集方式	排出方法
燃やせるごみ		ステーション収集	無色透明または半透明の袋
燃やせないごみ		ステーション収集	無色透明または半透明の袋
資源ごみ	かん類	ステーション収集	指定の大型バッグへ
	びん類	ステーション収集	指定のコンテナへ
	ペットボトル	ステーション収集	指定の大型バッグへ
	その他プラスチック	ステーション収集	指定の大型バッグへ
	紙パック	ステーション収集	ひも綴じ
	段ボール	ステーション収集	ひも綴じ
	新聞	ステーション収集	ひも綴じ
	雑紙	ステーション収集	紙袋に封入またはひも綴じ等
	雑誌	ステーション収集	ひも綴じ

3.7.5 収集頻度

現在、収集頻度は、地域の実情にあわせて合併前の旧市町単位で異なります。
今後とも、地域の実情にあった収集頻度を維持します。

3.7.6 新規分別品目

今後、リサイクル率の向上等を目的に、新たに分別収集する品目を追加する場合は、対象とする品目に適した排出方法・収集頻度を設定するものとします。

3.8 中間処理計画

3.8.1 実施主体

中間処理の実施主体は、高梁地域事務組合とします。

3.8.2 中間処理を行うごみの種類及び処理方法等

中間処理の方法は、表 3-44 のとおりとします。

表 3-44 中間処理の方法

		処理施設	処理方法
燃やせるごみ		焼却施設	焼却
燃やせないごみ		粗大ごみ処理施設	破碎・選別
資源ごみ	かん類	リサイクルプラザ	選別・圧縮
	びん類	リサイクルプラザ	選別
	ペットボトル	リサイクルプラザ	選別・圧縮
	その他プラスチック	リサイクルプラザ	選別・圧縮
	紙バック	リサイクルプラザ	梱包
	段ボール	リサイクルプラザ	梱包
	新聞	リサイクルプラザ	保管
	雑紙	リサイクルプラザ	保管
	雑誌	リサイクルプラザ	保管

3.8.3 施設の整備計画等

(1) 焼却施設

① 基本方針

本市で発生する燃やせるごみは、高梁地域事務組合の焼却施設で処理しています。燃やせるごみについては、今後とも、高梁地域事務組合の焼却施設で処理するものとします。

なお、焼却施設での処理量の見込みは、表 3-45 に示すとおりです。

表 3-45 焼却施設の処理量の見込み

	令和 7 年度 (中間目標年度)	令和 12 年度 (目標年度)
燃やせるごみ [t/年]	8,020	6,705
可燃残渣(粗大ごみ処理施設) [t/年]	98	75
可燃残渣(リサイクルプラザ) [t/年]	29	34
合計 [t/年]	8,147	6,814

② 施設の整備計画等

高梁地域事務組合の焼却施設は、稼働から 21 年が経過していますが、定期的な補修等により、安定した稼働を行っています。また、平成 20 年 10 月以降は、施設の維持管理を民間事業者へ長期包括的契約で委託しており、今後とも、現施設の適正な維持管理に努めます。

また、本施設は、平成 30 年度に平成 30 年 7 月豪雨で被災した機器を更新しましたが、本計画期間中に一般的にいわれる耐用年数である 20～25 年を超えることから、施設の整備に向けた検討を行います。検討にあたっては、コストだけではなく、環境負荷の低減にも配慮するとともに、現施設の延命化についても検討するものとします。

(2) 粗大ごみ処理施設

① 基本方針

本市で発生する燃やせないごみは、高梁地域事務組合の粗大ごみ処理施設で処理しています。燃やせないごみについては、今後とも、高梁地域事務組合の粗大ごみ処理施設で処理するものとします。

なお、粗大ごみ処理施設での処理量の見込みは、表 3-46 に示すとおりです。

表 3-46 粗大ごみ処理施設での処理量の見込み

	令和 7 年度 (中間目標年度)	令和 12 年度 (目標年度)
燃やせないごみ [t/年]	389	299

② 施設の整備計画等

高梁地域事務組合の粗大ごみ処理施設は、適正な維持管理が行われていますが、今後とも、現施設の適正な維持管理に努めます。

また、本施設は、平成 30 年度に平成 30 年 7 月豪雨で被災した機器を更新しましたが、稼働から 40 年が経過しており、老朽化が進行していることから、施設の整備に向けた検討を行います。なお、検討にあたっては、コストだけではなく、環境負荷の低減にも配慮します。

(3) リサイクルプラザ

① 基本方針

本市で発生する資源ごみは、高梁地域事務組合のリサイクルプラザで処理しています。資源ごみについては、今後とも、高梁地域事務組合のリサイクルプラザで処理するものとしします。

なお、リサイクルプラザでの処理量の見込みは、表 3-47 に示すとおりです。

表 3-47 リサイクルプラザでの処理量の見込み

	令和 7 年度 (中間目標年度)	令和 12 年度 (目標年度)
かん類 [t/年]	45	35
びん類 [t/年]	125	59
ペットボトル [t/年]	46	35
その他プラスチック [t/年]	87	67
紙パック [t/年]	68	60
段ボール [t/年]	62	45
新聞 [t/年]	300	485
雑紙 [t/年]	76	60
雑誌 [t/年]	69	99
合計 [t/年]	878	944

② 施設の整備計画等

高梁地域事務組合のリサイクルプラザは、稼働から 20 年が経過していますが、定期的な補修等により、安定した稼働を行っています。今後とも、現施設の適正な維持管理を行います。

また、本施設は、本計画期間中に一般的にいわれる耐用年数である 20～25 年を超えることから、施設の整備に向けた検討を行います。なお、検討にあたっては、コストだけではなく、環境負荷の低減にも配慮するとともに、現施設の延命化についても検討するものとしします。さらに、新たなリサイクル手法の導入についても検討します。

(4) バイオマスの利活用

高梁市バイオマスタウン構想では、生ごみや剪定枝等の堆肥化等に係る取組内容が示されています。また、令和元年度から、有漢学校給食センター、有漢こども園及び有漢地域の一部をモデル地区とし、排出される生ごみを堆肥化し、地域へ還元する取組を行っています。今後とも、本取組を継続し有効性を確認するとともに、本取組の対象地区の拡大について検討します。

(5) 中間処理の広域化

新岡山県ごみ処理広域化計画（岡山県、平成 19 年 3 月）では、高梁ブロックにおいて、令和元年度をめぐりに次期中間処理施設（広域処理施設）を整備することが掲げられています。第 4 次岡山県廃棄物処理計画（岡山県、平成 29 年 3 月）では、今後も広域的な視野に立った考え方や取組を受け継ぎ、地域の実情等を踏まえた市町村判断のもとに進めていくこととされています。

したがって、施設整備の検討にあたっては、広域ブロック関係市町村との調整を行うものとしします。

3.9 最終処分計画

3.9.1 実施主体

最終処分の実施主体は、高梁地域事務組合とします。

3.9.2 最終処分を行うごみの種類

最終処分対象物は、焼却残渣及び不燃残渣とします。

3.9.3 施設の整備計画等

(1) 基本方針

現在、焼却施設で発生する焼却残渣及び粗大ごみ処理施設で発生する不燃残渣は、高梁地域事務組合の最終処分場に埋立処分しています。これらについては、今後とも、高梁地域事務組合の最終処分場に埋立処分するものとしします。

なお、最終処分量の見込みは、表 3-48 に示すとおりです。

表 3-48 最終処分量の見込み

	令和 7 年度 (中間目標年度)	令和 12 年度 (目標年度)
焼却残渣 [t/年]	1, 100	920
不燃残渣 [t/年]	129	99
合計 [t/年]	1, 229	1, 019

(2) 施設の整備計画等

高梁地域事務組合の最終処分場は、供用開始から 40 年が経過していますが、適正な管理を行いながら、焼却残渣等の埋立処分を行っています。今後とも、現施設の適正な維持管理を行います。

また、最終処分場は令和 15 年度に満杯になる見込みであることから、新たな最終処分場の整備に向けた検討を行う必要があります。なお、検討にあたっては、長期的な視点から最終処分量や残余年数の予測を行い、効率的な施設整備を行うこととします。

(3) 最終処分の広域化

新岡山県ごみ処理広域化計画では、高梁ブロックにおいて、残余容量を管理しながら計画的な施設整備を進めることが掲げられています。

したがって、施設整備の検討にあたっては、広域ブロック関係市町村との調整を行うものとしています。

3.10 その他ごみ処理に関し必要な事項

3.10.1 特別管理一般廃棄物の適正処理

(1) ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCB を使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジがあげられます。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法にのっとり処理されています。また、廃電子レンジについては、今後も販売店等での引き取りを促進し、適正処理の徹底を図るものとしています。

(2) ばいじん

高梁地域事務組合の焼却施設で発生するばいじんは、現状どおり、最終処分場に埋立処分します。

(3) 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進します。

なお、在宅医療に伴い発生する廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、市民等に対する啓発を行います。

3.10.2 適正処理困難物の適正処理

平成 6 年厚生省告示第 51 号において、適正処理困難物として以下の 4 品目が指定されています。

このうち、廃テレビ受信機及び廃電気冷蔵庫については、家電リサイクル法にのっとりて処理を行います。また、廃ゴムタイヤ及びスプリングマットレスについては、市は引き取りを行わず、業者引取などで処分するように市民に対して啓発します。

- ◆廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
- ◆廃テレビ受像機（25 型以上の大きさのものに限る。）
- ◆廃電気冷蔵庫（250 リットル以上の内容積を有するものに限る。）
- ◆廃スプリングマットレス

また、処理が困難なため収集していないごみについては、業者引取などで処分するように市民に対して啓発します。

3.10.3 散在性ごみ対策

広報紙やホームページでの啓発を行い、ごみやタバコのポイ捨てを行わないよう、市民に呼びかけます。

3.10.4 不法投棄対策

本市では、不法投棄が多発する場所に不法投棄防止を呼びかける看板を設置しています。今後は、必要に応じて看板の設置を行うとともに、広報紙やホームページにおいて不法投棄防止を呼びかけ、不法投棄量の削減に努めます。

また、不法投棄の監視体制についても検討します。

3.10.5 災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時に発生する廃棄物は、「高梁市地域防災計画」（平成 30 年 2 月）及び「高梁市災害廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月）に基づき、近隣市町村、県及び防災関係機関等と連絡を密にして、廃棄物の適正処理を図るものとします。

3.10.6 進行管理計画

(1) 施策体制の整備

前述の施策を確実な効果が得られる施策とするため、行政と市民とが意見交換を行いながら検討します。具体的には、環境政策審議会等において、行政と委員会で意見交換を行いながら、有効な施策について検討を行います。

(2) 計画の検証方法

本計画における数値目標の達成状況について、毎年検証を行うものとします。また、検証の結果については、ホームページ等で公表します。

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の現状

4.1.1 生活排水処理の流れ

し尿処理施設の位置は図 4-1、生活排水処理の流れは図 4-2 に示すとおりです。

本市の生活排水は、下水道終末処理場、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設で処理を行っています。

し尿処理施設では、搬入されたくみとりし尿及び浄化槽汚泥を嫌気性消化処理及び希釈し、下水道に放流しています。また、下水道終末処理場で発生する汚泥は、一部を堆肥化し、それ以外は焼却処理後、埋立処分しています。



図 4-1 し尿処理施設の位置図

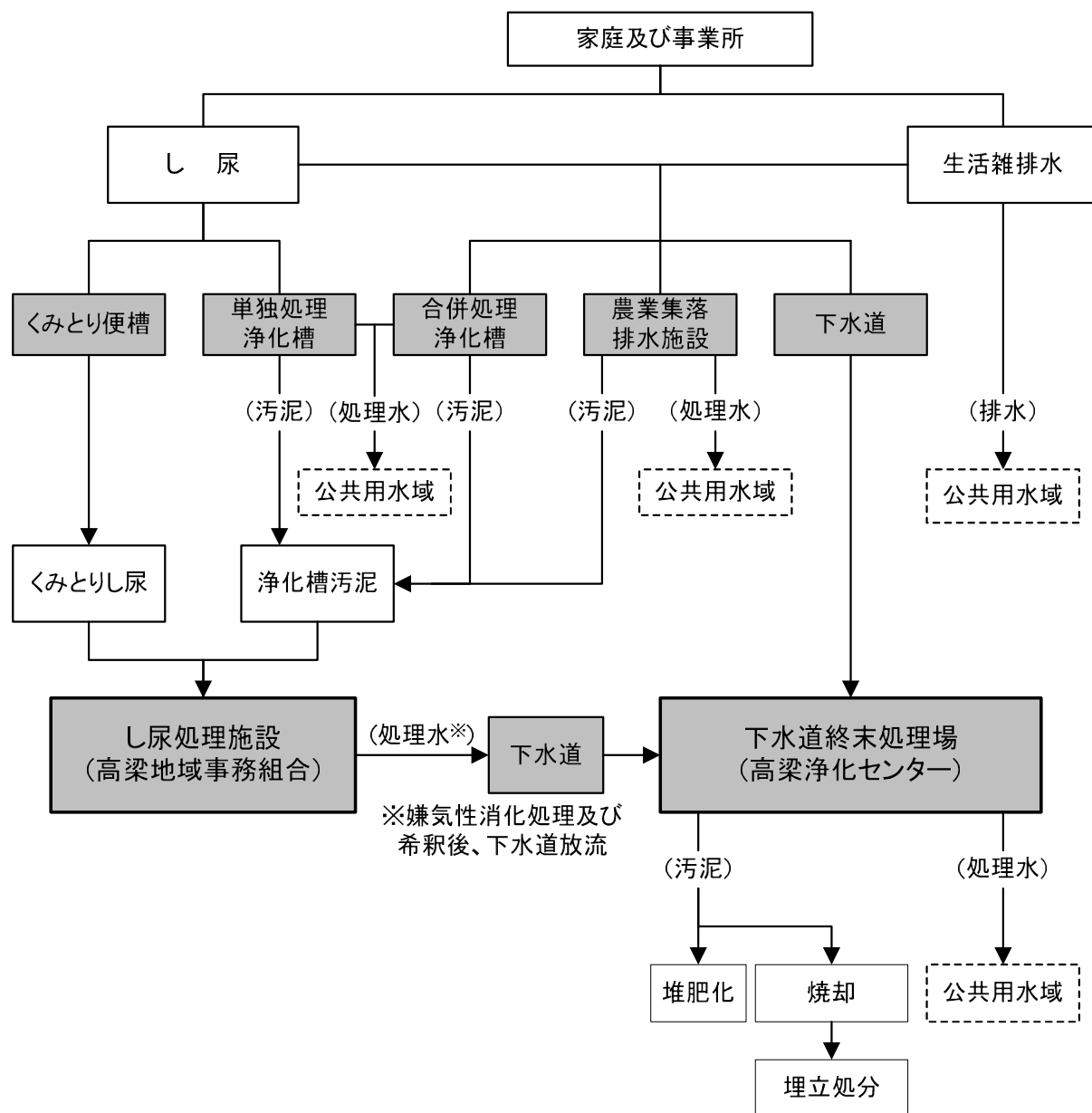


図 4-2 生活排水処理の流れ

4.1.2 処理形態別人口の推移

処理形態別人口の推移は、図 4-3 及び表 4-1 に示すとおりです。

公共下水道人口は増加傾向、合併処理浄化槽人口はほぼ横ばい、農業集落排水人口、単独処理浄化槽人口、計画収集人口及び自家処理人口は減少傾向にあります。

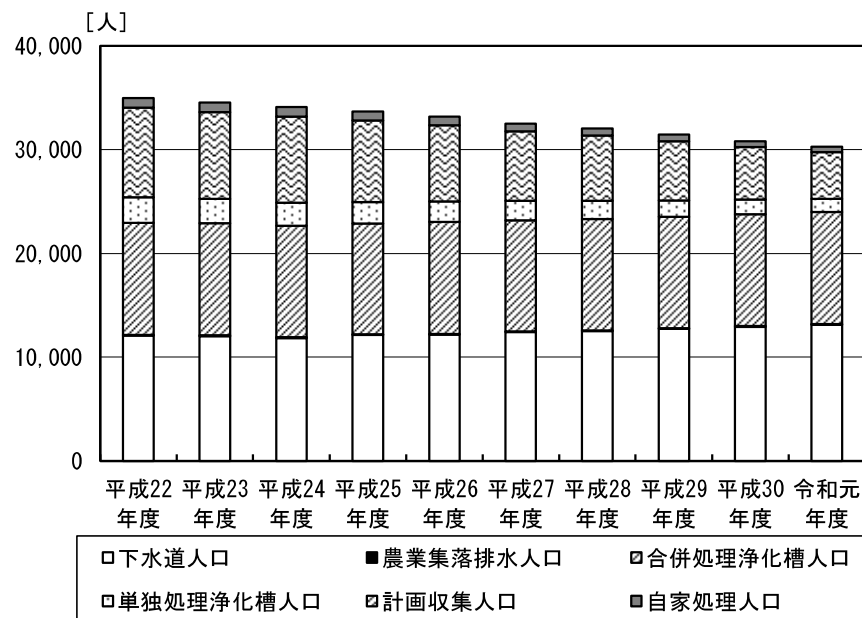


図 4-3 処理形態別人口の推移

表 4-1 処理形態別人口の推移

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
水洗化人口 〔人〕	下水道人口	12,069	12,025	11,849	12,143	12,177
	農業集落排水人口	72	72	69	68	67
	合併処理浄化槽人口	10,805	10,819	10,744	10,661	10,781
	単独処理浄化槽人口	2,487	2,357	2,196	2,083	1,976
	水洗化人口計	25,433	25,273	24,858	24,955	25,001
非水洗化人口 〔人〕	計画収集人口	8,609	8,349	8,324	7,854	7,352
	自家処理人口	957	927	925	873	817
	非水洗化人口計	9,566	9,276	9,249	8,727	8,169
総人口〔人〕		34,999	34,549	34,107	33,682	33,170
水洗化率 ^{注 1)} 〔%〕		72.7	73.2	72.9	74.1	75.4
生活雑排水処理率 ^{注 2)} 〔%〕		65.6	66.3	66.4	67.9	69.4
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
水洗化人口 〔人〕	下水道人口	12,424	12,517	12,722	12,927	13,131
	農業集落排水人口	60	55	55	56	53
	合併処理浄化槽人口	10,717	10,719	10,754	10,789	10,824
	単独処理浄化槽人口	1,881	1,789	1,575	1,402	1,245
	水洗化人口計	25,082	25,080	25,106	25,174	25,253
非水洗化人口 〔人〕	計画収集人口	6,686	6,285	5,698	5,072	4,505
	自家処理人口	743	699	633	564	501
	非水洗化人口計	7,429	6,984	6,331	5,636	5,006
総人口〔人〕		32,511	32,064	31,437	30,810	30,259
水洗化率 ^{注 1)} 〔%〕		77.1	78.2	79.9	81.7	83.5
生活雑排水処理率 ^{注 2)} 〔%〕		71.4	72.6	74.9	77.2	79.3

注 1) 水洗化人口計÷総人口×100

注 2) 生活雑排水処理人口（下水道人口＋農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽人口）÷総人口×100

4.1.3 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移は、図 4-4 及び表 4-2 に示すとおりです。

し尿の排出量は減少傾向、浄化槽汚泥の排出量は増加傾向にあります。なお、平成 30 年度については、平成 30 年 7 月豪雨で高粱地域事務組合のクリーンセンターが被災し、一時的に稼働停止していたことから、他の年度に比べ排出量が数値上少なくなっています。

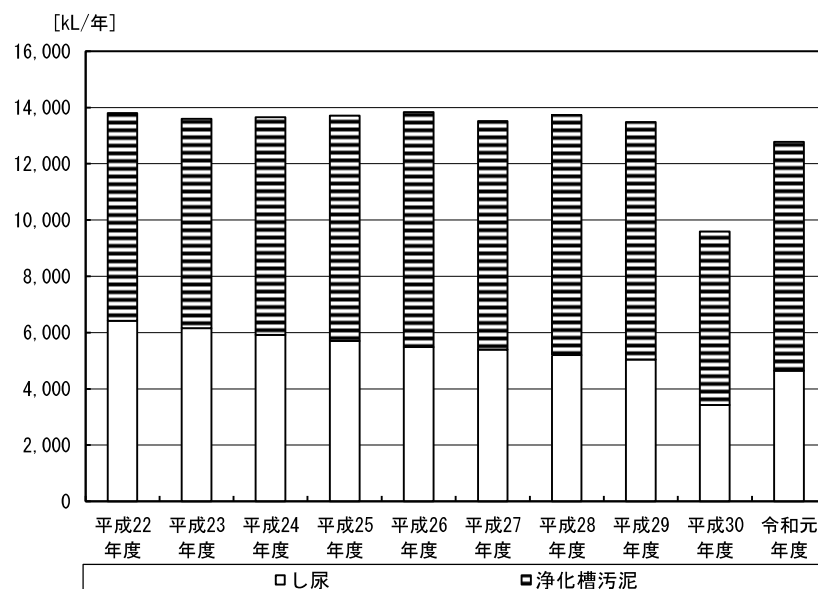


図 4-4 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

表 4-2 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
し尿 [kL/年]	6,411	6,152	5,921	5,693	5,482
浄化槽汚泥 [kL/年]	7,386	7,439	7,730	8,016	8,356
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
し尿 [kL/年]	5,396	5,191	5,044	3,423	4,642
浄化槽汚泥 [kL/年]	8,123	8,540	8,434	6,175	8,135

4.1.4 収集運搬体制

し尿の収集運搬は直営及び委託、浄化槽汚泥の収集運搬は許可業者が行っています。

4.1.5 処理主体

生活排水の処理主体は、表 4-3 に示すとおりです。

表 4-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道終末処理場	し尿及び生活雑排水	高梁市
農業集落排水施設	〃	〃
合併処理浄化槽	〃	個人・事業所
単独処理浄化槽	し尿	個人・事業所
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	高梁地域事務組合

4.1.6 し尿処理施設の概要

し尿処理施設の概要は、表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4 し尿処理施設の概要

名 称	高梁地域事務組合 クリーンセンター し尿処理施設
所 在 地	高梁市段町 748
設 置 主 体	高梁地域事務組合
管 理 体 制	委託
処 理 対 象	し尿、浄化槽汚泥
竣 工 年 月 等	昭和 35 年 (12kL/日) 昭和 42 年～43 年 (20kL/日増設) 昭和 49 年～50 年 (30kL/日増設) 【処理能力 62kL/日】 平成 13 年 3 月 (全面改修工事完了) 平成 31 年 1 月 (平成 30 年 7 月豪雨で被災した機器の更新完了)
公 称 能 力	62kL/日
処 理 方 式	嫌気性消化処理 (公共下水道放流)
残 渣 処 理 方 法	焼却

4.1.7 生活排水処理に係る評価

前計画における数値目標の達成見込みは、表 4-5 に示すとおりです。

前計画における数値目標は、達成困難です。

表 4-5 前計画における数値目標の達成見込み

	前計画の数値目標	数値目標の達成見込み
生活雑排水処理率 [%]	令和 2 年度までに 85%	達成困難 (令和元年度実績値 : 79.3%)

4.2 生活排水処理の課題

4.2.1 生活排水処理

し尿及び浄化槽汚泥は、下水道終末処理場やし尿処理施設等で適正に処理していますが、一部の地区では自家処理が行われています。また、生活雑排水は、人口の約 20%にあたる 6,251 人（令和元年度現在）が未処理のまま、公共用水域に放流しています。

今後は、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置の推進等により、単独処理浄化槽、くみとり及び自家処理人口を削減し、生活雑排水処理率の向上を図る必要があります。

また、下水道が整備されているにも関わらず、下水道への接続が行われていない世帯もあります。したがって、下水道が整備されている地域については、下水道への接続を促進する必要があります。

4.2.2 し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥は、高梁地域事務組合のし尿処理施設で適正に処理しています。し尿処理施設は、平成 12 年度には全面改修工事を行い、平成 30 年度には平成 30 年 7 月豪雨で被災した機器を更新しましたが、当初稼働から 60 年を経過しています。今後とも、施設の適正な維持管理を行うとともに、施設更新に向けた検討を行う必要があります。

4.3 生活排水処理に係る目標

生活排水の処理は、生活環境の保全上、極めて重要な課題の一つであるため、関連計画及び地域の実情に対応した処理施設を整備していきます。生活排水処理の目標は、表 4-6 に示すとおりです。

本計画では、生活雑排水処理率を 93.1%にすることを目標とします。

表 4-6 生活排水処理の目標

	令和元年度 実績値	令和 7 年度 (中間目標年度)	令和 12 年度 (目標年度)
生活雑排水処理率 [%]	79.3	87.5	93.1

4.4 基本方針

生活排水処理に係る課題を解決するため、基本方針を以下のとおり設定し、施策の展開及び施設の整備を行います。

基本方針 1 公共用水域の水質保全

下水道の整備や合併処理浄化槽の設置の推進等により、生活雑排水処理率の向上を図り、公共用水域の水質保全を図ります。

基本方針 2 啓発活動及び環境教育の推進

公共用水域の水質保全を図るためには、生活排水処理に対する市民の意識向上が不可欠です。したがって、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、出前講座等により環境教育の推進を図ります。

4.5 処理形態別人口の将来予測

4.5.1 将来予測の手順

処理形態別人口の将来予測の手順は、図 4-5 に示すとおりです。

下水道人口は、下水道に係る計画の人口を採用しました。農業集落排水人口、単独処理浄化槽人口及び自家処理人口は、トレンド推計法により推計しました。合併処理浄化槽人口は、直近 10 年間の平均としました。なお、計画収集人口は、計画収集人口以外の人口を差し引いた数値としました。

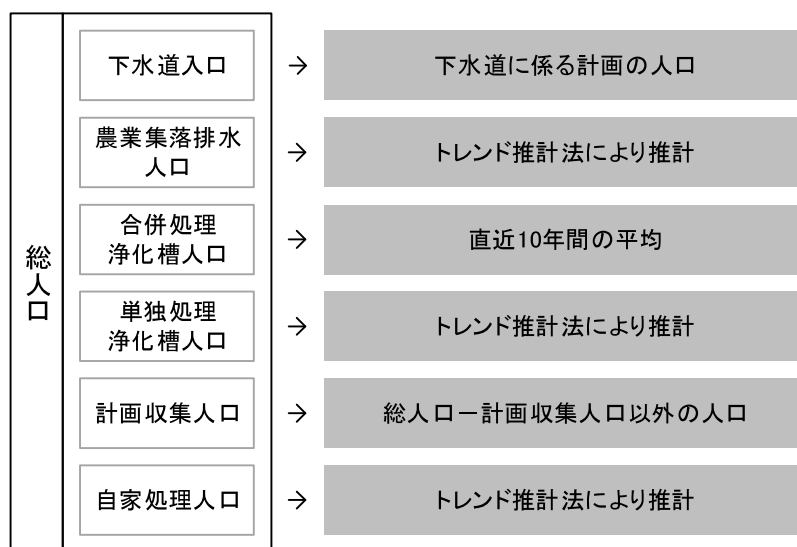


図 4-5 将来予測の手順

4.5.2 将来予測の結果

目標達成時の処理形態別人口の推移は、図 4-6 及び表 4-7 に示すとおりです。

下水道や合併処理浄化槽等の整備により、生活雑排水未処理人口を削減します。

また、生活雑排水処理率については、中間目標年度（令和 7 年度）が 87.5%、目標年度（令和 12 年度）が 93.1%となる見込みです。

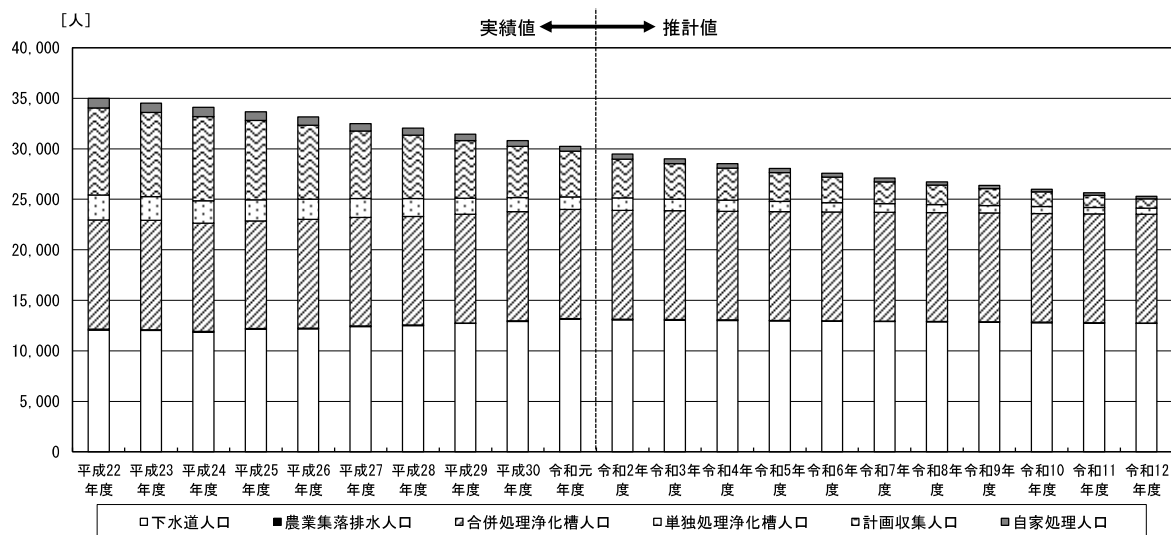


図 4-6 処理形態別人口の推移（目標達成時）

表 4-7 処理形態別人口の推移（目標達成時）

		令和元年度 実績値	令和 7 年度 (中間目標年度)	令和 12 年度 (目標年度)
水洗化人口 [人]	下水道人口	13,131	12,915	12,740
	農業集落排水人口	53	41	34
	合併処理浄化槽人口	10,824	10,761	10,761
	単独処理浄化槽人口	1,245	864	600
	水洗化人口計	25,253	24,581	24,135
非水洗化人口 [人]	計画収集人口	4,505	2,235	912
	自家処理人口	501	349	243
	非水洗化人口計	5,006	2,520	1,155
総人口 [人]		30,259	27,101	25,290
水洗化率 ^{注1)} [%]		83.5	90.7	95.4
生活雑排水処理率 ^{注2)} [%]		79.3	87.5	93.1

注 1) 水洗化人口計÷総人口×100

注 2) 生活雑排水処理人口（下水道人口＋農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽人口）÷総人口×100

4.6 生活排水の処理計画

4.6.1 処理計画

公共下水道の整備が完了した都市計画区域以外の地域については、地域の特性及び実態等に即し、その利害得失を十分検討し、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業等を実施します。

一方、集落の形態を成していない分散して立地している家屋については、合併処理浄化槽による処理を推進します。また、単独浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換指導を検討します。

なお、今後行われる宅地開発については、開発の規模に応じ、合併処理浄化槽等の整備を行います。

4.6.2 目標年度における処理形態別人口等

目標年度における処理形態別人口等は、図 4-7 に示すとおりです。

目標年度における生活雑排水処理率は、93.1%となります。また、目標年度における生活排水の処理は、現在と同様に、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設で行い、各施設等の処理主体は現状どおりとします。

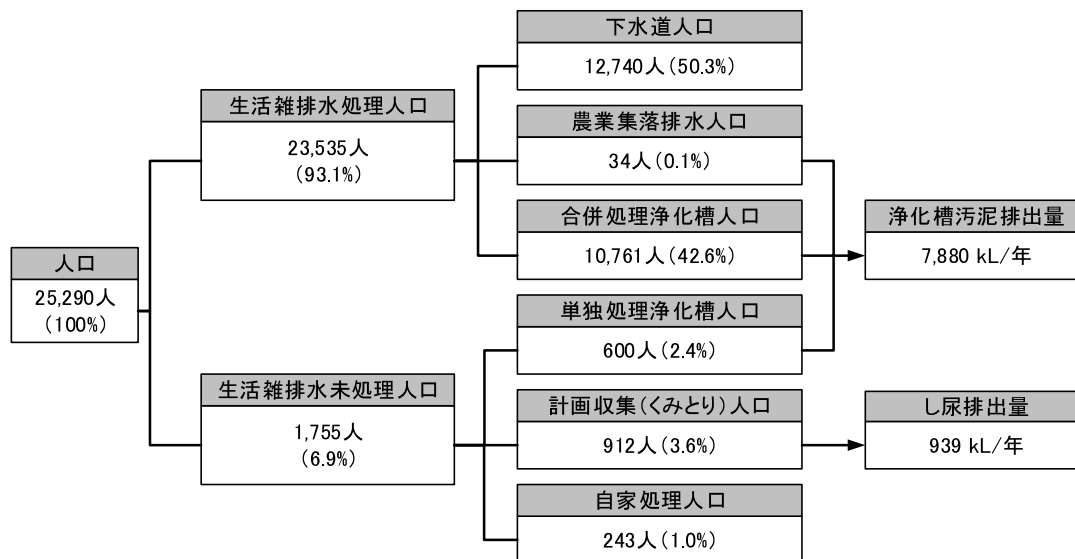


図 4-7 処理形態別人口等（令和 12 年度）

4.7 し尿及び汚泥の処理計画

4.7.1 収集運搬計画

(1) 収集運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥については、環境衛生に配慮し、速やかに収集運搬を実施することにより、市民サービスの向上に努めます。

(2) 収集区域

収集区域は、市内全域とします。

(3) 収集運搬体制

し尿の収集運搬は直営及び委託、浄化槽汚泥の収集運搬は許可業者が行っています。今後とも、現在の体制により、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行います。

4.7.2 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥は、高粱地域事務組合のし尿処理施設で適正に処理しています。今後とも、施設の適正な維持管理を行い、適正処理の推進に努めます。

また、平成 12 年度には全面改修工事を行い、平成 30 年度には平成 30 年 7 月豪雨で被災した機器を更新しましたが、当初稼働から 60 年を経過しているため、施設更新に向けた検討を行います。

(2) 中間処理量の見込み

中間処理量の見込みは、表 4-8 に示すとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は中間目標年度（令和 7 年度）が 10,195kL/年、目標年度（令和 12 年度）が 8,819kL/年と見込まれます。

表 4-8 中間処理量の見込み

	令和元年度 実績値	令和 7 年度 (中間目標年度)	令和 12 年度 (目標年度)
し尿 [kL/年]	4,642	2,235	939
浄化槽汚泥 [kL/年]	8,135	7,960	7,880
合計 [kL/年]	12,777	10,195	8,819

【し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測】

し尿排出量について、推計値の計算に使用する1人1日あたりの排出量として令和元年度実績値を採用しました。推計値は、その1人1日あたりの排出量に計画収集人口を乗じたものとしました。

浄化槽汚泥排出量について、推計値の計算に使用する1人1日あたりの排出量として令和元年度実績値を採用しました。推計値は、その1人1日あたりの排出量に処理形態別人口を乗じたものとしました。

なお、1人1日あたりの浄化槽汚泥排出量は、令和元年度実績値を「汚泥再生処理センター等整備の計画・設計要領2006改訂版（社団法人 全国都市清掃会議）」に基づき、

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽に按分し、設定しました。それぞれの1人1日あたりの排出量は以下のとおりとし、排出量の将来予測は図 4-8のとおりとします。

- ・1人1日あたりの合併処理浄化槽汚泥排出量：1.96L/人・日
- ・1人1日あたりの単独処理浄化槽汚泥排出量：0.83L/人・日

【浄化槽汚泥排出量の設定にあたっての条件】

＜汚泥再生処理センター等整備の計画・設計要領 2006 改訂版（社団法人 全国都市清掃会議）による標準値＞

- ・合併処理浄化槽汚泥：2.61 L/人・日
- ・単独処理浄化槽汚泥：1.11 L/人・日

＜1人1日あたりの浄化槽汚泥排出量の設定＞

- ・1人1日あたりの合併処理浄化槽汚泥排出量：X L/人・日
- ・1人1日あたりの単独処理浄化槽汚泥排出量：Y L/人・日

＜人口及び浄化槽汚泥排出量の設定＞

- ・合併処理浄化槽人口（令和元年度）：10,824 人
- ・単独処理浄化槽人口（令和元年度）：1,245 人
- ・浄化槽汚泥の量：8,135kL/年

$$\textcircled{1} \quad X : Y = 2.61 \text{ L/人・日} : 1.11 \text{ L/人・日}$$

$$\textcircled{2} \quad (X \text{ L/人・日} \times 10,824 \text{ 人} \times 365 \text{ 日})$$

$$+ (Y \text{ L/人・日} \times 1,245 \text{ 人} \times 365 \text{ 日})$$

$$= 8,135 \text{ kL}$$

$$\textcircled{1}\textcircled{2} \text{ の連立方程式より、} X = 1.96 \text{ L/人・日、} Y = 0.83 \text{ L/人・日}$$

【し尿等排出量及び自家処理量の将来予測の結果】

し尿等排出量及び自家処理量の将来予測の結果は、図 4-8に示すとおりです。

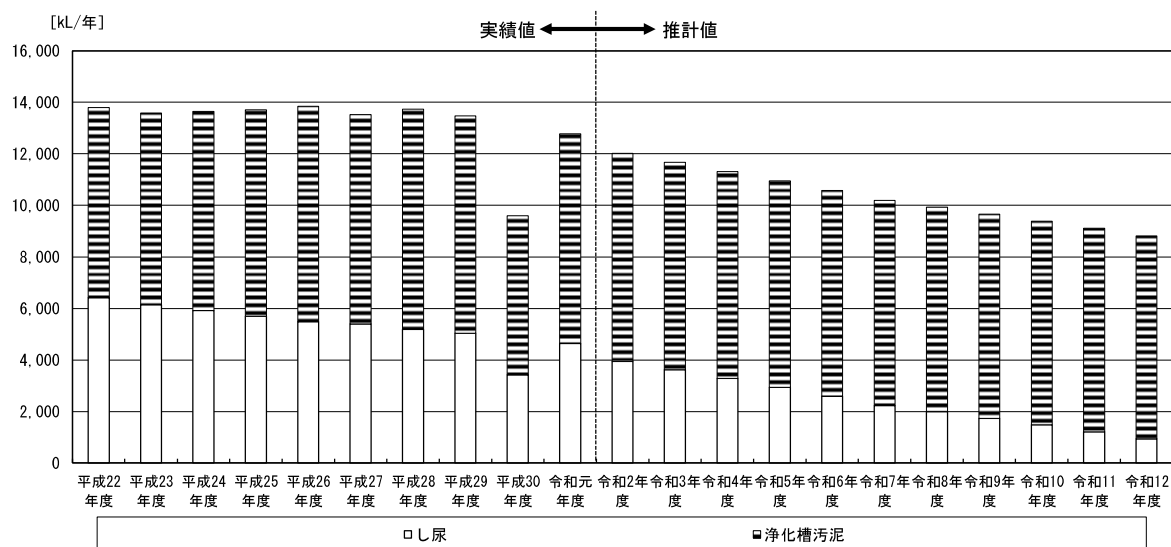


図 4-8 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測の結果

4.8 最終処分計画

高粱地域事務組合のし尿処理施設では、し尿及び浄化槽汚泥を嫌気性消化処理及び希釈し、下水道に放流しています。下水道終末処理場（高粱浄化センター）では、処理工程で発生する汚泥のうち、一部を堆肥化し、それ以外は焼却処理後、埋立処分（市外）しています。汚泥については、今後とも、同様の方法により処分します。

また、し渣は、同組合の焼却施設において焼却後、焼却灰を同組合の一般廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。今後とも、同様の方法により、埋立処分します。

4.9 その他処理に関し必要な事項

4.9.1 市民に対する広報・啓発活動

生活雑排水対策の必要性及び浄化槽の適正管理の重要性等について、今後、広報紙等により、いっそうの周知徹底を図ります。

4.9.2 環境教育の充実、拡大

生活雑排水対策の必要性及び浄化槽の適正管理の重要性等について、今後、広報紙等により、いっそうの周知徹底を図ります。

4.9.3 地域に関する諸計画との関係

高粱市新総合計画や高粱市下水道基本構想等との整合を図りながら、本計画を推進します。